

岩手県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

令和3年2月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 宮澤義典

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	歳出決算額の推移	5
第3	外部監査の結果及び意見	6
	個別検出事項	6
1	施設管理運営	7
	(1) 競争条件の公平性	8
	(2) 実績報告と業務従事実態の整合性	10
	(3) 施設老朽化への対応	10
	(4) 使用料減免理由の合理性	13
2	契約	15
	(1) 指定管理者と競合する業務委託	17
	(2) 予定価格の事前公表	20
	(3) 協定書間の整合性	22
	(4) 債務負担行為の設定	23
3	ストック適正化	26
	(1) 施設稼働率の算定方法	27
	(2) 行政コスト情報の利活用	29
	(3) 更新修繕費の見積	31
	(4) 個別施設における検討課題	35
4	補助金	40
	(1) 収益事業に対する補助	40
	(2) 補助金審査の十分性	41

5	出資法人管理	47
	(1) 指定管理者の区分経理	48
	(2) 職員派遣の必要性	49
	(3) 派遣職員の人件費負担	53
	(4) 財政的関与の情報開示	54
	(5) 評議員の関与の十分性	55
	(6) ペイオフ対策の十分性	57
	(7) 預り金の管理	58
	(8) 経営課題の識別	59
	(9) 運営評価の妥当性	63
	(10) 県関与の適正化に係るモニタリング	65
6	任意団体管理	67
	(1) 全庁的なモニタリング体制	68
	(2) 県と実行委員会との契約関係	70
	(3) 任意団体の事務手続・処理	72
	(4) 監事機能の十分性	74
7	事業評価	76
	(1) 事業評価対象経費の範囲	77
	(2) 成果指標と活動指標の区分	78
	(3) 費用便益分析に係る情報開示	81
	県有施設のあり方と県民への説明責任	83
	1 公共施設等総合管理計画の改訂	83
	2 個別検出事項以外の留意事項	86
	(1) 政策評価の説明	86
	(2) 多様な主体との協働の考慮	88
	3 県が取り組むべき課題	92
	(1) 政策優先度を明確にした事業推進	92
	(2) 行政経営目標設定の実効性確保	94
	(3) 出資法人のあり方の見直し	96
	添付資料1 社会体育施設の一覧	97
	添付資料2 県営スポーツ施設の運営状況	101
	添付資料3 県営スポーツ施設のあり方について	102
	添付資料4 事業団の運営評価結果	118
	添付資料5 県体協の概要	122
	添付資料6 事業団の事業別収支内訳	123
	添付資料7 政策評価	124
	添付資料8 事務事業評価	139
	添付資料9 盛岡南公園野球場(仮称)整備事業 事前評価調書	140

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

包括外部監査の結果報告書

「スポーツ振興に係る財務事務の執行について」

岩手県包括外部監査人 公認会計士 宮澤義典

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下同じ。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

監査対象機関は、以下のとおりである。

文化スポーツ部文化スポーツ企画室

スポーツ振興課

オリンピック・パラリンピック推進室

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）

公益財団法人岩手県体育協会（以下「県体協」という。）

3 特定の事件を選定した理由

岩手県（以下「県」という。）では、スポーツの推進により、県民の幸福で豊かな暮らしが実現するよう、県民をはじめ市町村やスポーツ関連団体等と連携・協働し、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「岩手県スポーツ推進計画（2019 年度～2023 年度）」（平成 31 年 3 月岩手県）を策定している。また、平成 29 年度から、文化・スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、関連施策を知事部局に一元化し、文化・スポーツの専担組織を設置する等、スポーツ振興に係る推進体制の強化を図っている。

一方、県営スポーツ施設の整備・改修については、東日本大震災津波の発災や希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催、厳しい県の財政状況等により計画変更等を余儀なくされてきたが、スポーツ振興を取り巻く環境変化を踏まえ、現在の県営スポーツ施設等に関する今後のあり方の検討が必要になることが考えられる。

よって、スポーツ振興に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和元年度とするが、必要に応じて過年度及び令和 2 年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- 県営スポーツ施設の管理運営は適切か
- 委託等の契約は適切か
- 県営スポーツ施設のストック適正化が図られているか
- 補助金等の事務手続は適切か
- 出資法人管理は適切か
- 庁内に事務局を有する団体（以下「任意団体」という。）の管理は適切か
- 事業評価は適切か

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

予備調査

- 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

本監査

- 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

6 外部監査の実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月2日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	張敬典

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 組織

監査対象は、文化スポーツ部の文化振興課を除く 3 室課とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

室課	担当	分掌事務	現員(名)
文化スポーツ企画室	企画及び管理	(1)部の総括に関する事。 (2)部内各課等の連絡に関する事。 (3)部内他室及び課の主管に属しないこと。	16
	企画	(1)文化スポーツ行政の企画及び調整に関する事。 (2)部内の予算に関する事。	
	管理	(1)部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関する事。 (2)部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章(紺綬褒章を除く。)に関する事。	
スポーツ振興課	生涯スポーツ	(1)生涯スポーツの振興に関する事。 (2)生涯スポーツ関係団体の育成及び指導に関する事。 (3)社会体育施設の設置及び運営の指導に関する事。 (4)岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関する事。 (5)スポーツ推進審議会に関する事。	32
	競技スポーツ	(1)競技スポーツの振興に関する事。 (2)競技スポーツ関係団体の育成及び指導に関する事。 (3)スポーツ医・科学に関する事。	
オリンピック・パラリンピック推進室	総務	(1)東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業(以下「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。)に係る関係各課等との調整に関する事。	19
	事業運営	(1)東京オリンピック・パラリンピック関連事業の企画及び運営に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)	
	連携調整	(1)東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る市町村及び関係機関との連携及び調整に関する事。	
		計	67

出所：分掌事務は岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）、現員は各室課作成資料

（注1） 現員は令和 2 年 4 月 1 日現在を表す。

スポーツ振興課では県営スポーツ施設 9 施設を所管しているが、地方公共団体のスポーツ施設の特徴の 1 つとして、所管が複雑であるとの説明がなされている。

所管が複雑である

1.1.1において述べたとおり、地方公共団体が所管する主なスポーツ施設には、社会体育施設、社会教育施設に附帯するスポーツ施設、都市公園内の運動施設があり、さらに、学校、港湾、農業、福利厚生等の関係部局の所管施設も想定される。なお、都市公園内に社会体育施設が立地している場合もある。

また、スポーツ施設以外にも公民館や集会所等がスポーツの場として利用されている。身近にスポーツに親しむことのできる環境の整備を検討するにあたっては、こういった所管や目的を越

えて連携を図り，検討する必要がある。ウォーキングやランニング，サイクリング等のスポーツ施設以外の場で実施されるスポーツに取り組みやすい環境の整備についても検討が進められることが望ましい。

既に長寿命化計画等の検討が進められている施設については，当該計画との整合を図らなければならないことに留意する必要がある。

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成 30 年 3 月（平成 31 年 4 月一部改訂）スポーツ庁）

スポーツ振興課が所管する県営スポーツ施設を含めて、県が所管する社会体育施設の一覧については「添付資料 1 . 社会体育施設の一覧」を参照されたい。

2 歳出決算額の推移

今回の包括外部監査の対象である文化スポーツ部 3 室課（文化スポーツ企画室、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進室）に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	監査対象	備考
01 報酬	4,130	4,675	4,521		
02 給料	347,805	385,159	389,103		文化スポーツ部 （文化振興課を 含む）に係るもの
03 職員手当等	244,584	262,310	287,263		
04 共済費	117,685	131,562	134,016		
07 賃金	12,773	15,036	15,584		
08 報償費	9,299	10,164	8,945		
09 旅費	104,451	103,934	95,844		主に国体選手派遣に係るもの
10 交際費	61	119	134		
11 需用費	10,646	15,092	15,485		
12 役務費	8,613	6,755	6,683		
13 委託料	536,945	536,153	578,810		
14 使用料及び賃借料	5,829	9,147	8,493		
15 工事請負費	115,656	93,287	144,712		
18 備品購入費	11,427	17,253	27,158		
19 負担金、補助金及び交付金	686,237	474,219	1,348,471		
23 償還金利子割引		0			
27 公課費	17	10	17		
計	2,216,157	2,064,873	3,065,239		

出所：文化スポーツ企画室作成資料

第3 外部監査の結果及び意見

個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが、行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである 法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である 社会通念上、適切でないもの）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

1 施設管理運営

県営スポーツ施設は全て指定管理者制度を導入している。指定管理者制度の導入趣旨については以下の説明がなされている。

この「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」は、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなったことから、その効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものである。

1 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、今回の法改正により、規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。

指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。

指定管理者となれるものは、法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない）であり、個人は除かれる。

出所：公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン（平成24年9月27日一部改正 岩手県総務部管財課）

県営スポーツ施設に係る指定管理者の状況（令和元年度）は、以下のとおりである。

施設名	指定管理者	指定期間	募集方法	指定管理料 (千円)
岩手県営屋内温水プール	セントラルスポーツ(株)・ (株)盛岡総合ビルメンテ ナンスグループ	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	88,162
岩手県勤労身体障がい者体育館	事業団	H28.4.1～R3.3.31日 (5年間)	公募	21,922
岩手県営運動公園	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	89,207
岩手県営体育館	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	33,977
岩手県営武道館	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	50,692
岩手県営野球場	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	55,909
岩手県営スケート場	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	77,592
岩手県立御所湖広域公園艇庫	事業団	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	公募	16,004
岩手県営スキージャンプ場	八幡平市	H30.4.1～R5.3.31日 (5年間)	非公募	2,824
計				436,289

出所：スポーツ振興課作成資料

県営スポーツ施設の管理運営に関する経費は、県からの指定管理料と施設の利用料金収入とで賄うこととなっており、県からの指定管理料は、毎年度、予算の範囲内で、協定を締結して定め、支払われる。指定管理者の施設別収支の状況については「添付資料 2 . 県営スポーツ施設の運営状況」を参照されたい。

(1)競争条件の公平性

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン（平成 24 年 9 月 27 日一部改正 岩手県総務部管財課）では、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募によることとされている（同ガイドライン 2(2)ア）。県が実施している指定管理者の公募に対する応募状況は、以下のとおりである。

施設名	指定期間																
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県 営屋内 温水 プール	3 者応募			1 者応募			2 者応募			2 者応募			3 者応募				
岩手県 勤労身 体障が い者体 育館	4 者応募					2 者応募					1 者応募					1 者 応募 (注)	
岩手県 営運動 公園	1 者応募		2 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			
岩手県 営体育 館	2 者応募		1 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			
岩手県 営武道 館	3 者応募		1 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			
岩手県 営野球 場	2 者応募		1 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			
岩手県 営ス ケート 場	1 者応募		1 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			
岩手県 立御所 湖広域 公園艇 庫	1 者応募		1 者応募			1 者応募		1 者応募			1 者応募			1 者応募			

出所：スポーツ振興課作成資料

(注) 指定期間は令和 3～7 年度（5 年間）である。

【現状の問題点（意見）】

現在、事業団が指定管理者として選定されている施設は全て 1 者応募になっているため、指

定管理者公募の競争条件の公平性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点も 1 者応募の要因として考えられる、とのことである。

- 施設老朽化による指定管理者の業務受託リスクの高まり
 - 継続選定による事業団の施設運営ノウハウ蓄積を見越した、新規参入事業者の応募断念
- しかし、以下の内容が 1 者応募になっている要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。

指定管理者と競合する業務委託

指定管理者制度に馴染む業務を、特命随意契約により事業団に業務委託している問題については個別検出事項「2(1)指定管理者と競合する業務委託」を参照されたい。このような指定管理者と競合する業務委託の存在は、民間の活力を活用するという指定管理者制度の趣旨に反するものと考えられる。

職員派遣の必要性

事業団に対する県職員派遣の必要性に係る問題については、個別検出事項「5(2)職員派遣の必要性」を参照されたい。県から、事業団の事務局長が派遣されており、事業団の経営に深く関わっていると考えられるため、指定管理者の公募選定上の利益相反の外観を有している。

実際、事業団が指定管理者となっていない屋内温水プールでは、複数者が応募していることから、県派遣職員の存在と 1 者応募の関連性を示唆するものと考えられる。

派遣職員の人件費負担

事業団に派遣した県職員の人件費の一部を派遣元である県が負担している問題については、個別検出事項「5(3)派遣職員の人件費負担」を参照されたい。

県派遣職員は、指定管理者業務に関わっていないものの、上記「指定管理者と競合する業務委託」の問題と併せて考慮すると、実質的には公募選定の指定管理業務の範囲に関連する費用を県が負担していることと同等の経済効果を有するものと考えられるため、民間事業者と同等の競争条件にあるとは言い難い。

【解決の方向性】

民間応募を阻害していると考えられる要因（指定管理者と競合する業務委託、職員派遣の必要性、派遣職員の人件費負担）を解消する。

また、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」という指定管理者制度導入の目的を踏まえ、以下の実施を検討する。

- 指定管理者制度の効果的な運用に向けたサウンディング型市場調査
- 随意契約保証型民間提案制度

(2)実績報告と業務従事実態の整合性

指定管理者は毎年度終了後、県に業務報告書を提出することとされており（地方自治法第244条の2第7項）、県は毎年度、県営スポーツ施設の管理運営状況評価シートの作成、公表により、指定管理者のモニタリングを実施している。

県営スポーツ施設に係る指定管理者の収支状況については「添付資料2.県営スポーツ施設の運営状況」を参照されたいが、事業団が指定管理者の県営スポーツ施設において、配置人員と人件費の対象人数に差異が生じているものがある。

	人件費 (千円)	配置 人員	人件費の 対象人数	差異	左記差異の内容
岩手県勤労身体障がい者体育館	11,806	5	4	1	別途雇用した日々雇用職員（勤務日数16日）
岩手県営運動公園	41,048	13	14	1	総務課1名
岩手県営体育館	16,495	4	5	1	総務課1名
岩手県営武道館	25,537	6	7	1	総務課1名
岩手県営野球場	22,813	5	6	1	総務課1名
岩手県営スケート場	7,731	8			
岩手県立御所湖広域公園艇庫	10,134	6			

出所：スポーツ振興課及び事業団作成資料

【現状の問題点（指摘）】

事業団の業務報告の適切性の観点から、上記差異の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、事業団において総務課の共通人件費を配賦する際に人件費が多い施設に1名ずつ計上したものである、とのことである。

しかし、「総務課1名」は各施設に配置された人員ではないため、施設管理の実態に基づく人件費の実績報告が行われているとは認められない。

【解決の方向性】

総務課等の本部職員の人件費は、特定の施設業務に従事していないため、共通経費の振替と同様に処理し、合理的な基準で各施設に配賦計算する。

(3)施設老朽化への対応

県営スポーツ施設の老朽化が進行している中、政策評価において、「県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施しています」との説明がなされている。

(5)スポーツを楽しむ環境の整備

現状と課題

(中略)

県営運動公園、県営体育館等9つの県営スポーツ施設は、その多くが1970（昭和45）年に開催された岩手国体での使用を目的に整備されたことから、経年とともに施設・設備の老朽化が進

行っていますが、本県では、利用者の安全確保を最優先とした維持管理を行っています。

また、2017（平成29）年度における県営スポーツ施設の開場（開館）日に対する利用日数の状況を示した利用率は、県営運動公園で83.6%、県営体育館で100.0%等と、トップアスリートをはじめ、スポーツ愛好者や地域住民などに広く利用されています。

このようなことから、県営スポーツ施設については、利用調整会議の開催等により適切に利用調整を行うほか、利用状況を考慮した施設の重要度や維持管理のコスト、市町村施設との役割分担を踏まえながら適切な維持管理や修繕、更新等を行っていく必要があります。

出所：「岩手県スポーツ推進計画（2019年度～2023年度）」（2019年3月 岩手県）

- 県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施しています。

出所：政策評価レポート2020 政策評価等の実施状況報告書（令和2年11月 岩手県）

【現状の問題点（意見）】

指定管理者のモニタリングの一環として、毎年度実施している管理運営状況評価シートには、指定管理者からの「県に対する要望、意見等」が記載されている。施設老朽化に関連する「県に対する要望、意見等」と、その3年前（平成28年度）の内容を比較した包括外部監査人の所見を示すと以下のとおりである。

	県に対する要望、意見等（管理運営状況評価シート（令和元年度）より一部抜粋）	包括外部監査人の所見
岩手県営運動公園	<p>1 都市公園としての機能を維持していくためには、計画的な改修が必要である。樹木の成長による園内の環境・植生の変化、園内通路の劣化、雨水排水の機能低下等に対応した改修がなされていない現状にある。これら改修整備には、多額の費用がかかることから、県において明確な整備計画を策定し、これに基づく必要な措置がなされるようお願いする。</p> <p>特に、園内の幹線道路を始めとした歩道を含む園路が老朽化により、舗装面の亀裂や縁石・歩道坂の劣化・破損・歪みなどが顕著になってきており、高齢者や身体障がい者の歩行に支障をきたしており、事故等が懸念される。また、園内の美観・景観を著しく損ねており、県を代表する施設でもあることから、本県へのイメージの低下が懸念されることである。</p>	<p>3年前も同様の記載があるため、左記に対する改善措置は講じられていないと推測される。</p>

	県に対する要望、意見等(管理運営状況評価シート(令和元年度)より一部抜粋)	包括外部監査人の所見
岩手県営野球場	<p>施設の老朽化による雨漏りの進行等に伴いコンクリートの劣化や爆裂に至る箇所で見受けられ、建物構造への影響が懸念されるとともに、グラウンド及び屋内練習場の土や芝の劣化、設備の老朽化による機能低下など、建物、設備等全般にわたって大規模な改修が急務である。</p> <p>また、経年劣化による更新が必要な機器が非常に多く、特に、製造から相当年数が経過し、修繕部品の生産・保管期間の終了に伴い、修繕による対応では困難なものも増え、利用者から機器の不具合等に関する意見・要望が多い。</p> <p>については、利用者の方々に安全な環境の下で快適にご利用いただくため、さらに、今後も県内一の野球場としてあり続けるためにも、これまでのような対症療法的な対応に止まらず、大規模改修による抜本的な改善が図られるようお願いしたい。</p>	3年前も同様の記載はあるものの、盛岡南公園野球場(仮称)整備事業を後継施設と位置付けて、施設廃止も視野に入れた改修費抑制の可能性が考えられる。
岩手県営スケート場	<ul style="list-style-type: none"> 管理棟の一部の居室及び選手休憩棟の屋根からの雨漏りが発生しており、建物全体の点検及び改修をお願いしたい。 	
岩手県営武道館	<ul style="list-style-type: none"> ○事務室の照明制御盤及び中央監視盤の更新 ・経年劣化により「いつ故障するか分からない」との不安を抱えている。故障した場合には、大道場・柔道場・剣道場が長期間利用不能となり、予定されている大会の開催ができないなど大問題に発展する可能性がある。 	3年前も同様の記載があるため、左記に対する改善措置は講じられていないと推測される。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ボイラー室温水循環ポンプの不凍液濃度低下(要不凍液交換)及びボイラーの老朽化 ・凍結事故の可能性から、年末年始6日間の休館中も3日間は暖気運転をしている。 	3年前も同様の記載があるため、左記に対する改善措置は講じられていないと推測される。
	<ul style="list-style-type: none"> ○大道場フローア周辺の通気口部分の改修 ・通気口部分は、木製材により「すのこ状構造」になっているが、柔道畳や長机を積載した台車等、重量物の通過により破損や角のささくれを生じている。現在は、ガムテープで応急補修をしているが、安全面・機能面はもとより、県武道の中核施設である大道場の風格を損ねている。 ・近年は暑い日が多くなってきて、夏季の大規模大会では、満員の観客席から熱中症症状により救急車で搬送される事例が発生した。ボイラーも老朽化で暖房の機能低下もあることから、更新時は冷房機能を併せ持つものが望まれる。 	
岩手県立御所湖広域公園艇庫	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り式トイレから簡易水洗トイレ(洋式)への改修(便座を2個1個に減らしスペースを拡大。) ・自動火災報知機(S58年設置)の推奨年数(メーカーでは15年)が過ぎている。故障の際には交換部品がない。 	
岩手県勤労身体障がい者体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・当体育館は昭和52年4月に開設以来41年以上経過している。昨年度においては耐震改修等工事が行われたが、外壁、フロアの床面、暖房設備等の老朽化が一段と進んでおり、特に、雨漏り箇所が多数見られる状況にある。 このため、今後とも、施設利用者が安全・安心な環境のもとで利用できる環境を維持するためには、老朽化の著しい施設・設備等について、より一層計画的な改修・修繕工事の実施をお願いしたい。 	平成30年度に耐震改修等工事がなされているため、何ら改善措置が講じられていないとは言いきれない。

	県に対する要望、意見等(管理運営状況評価シート(令和元年度)より一部抜粋)	包括外部監査人の所見
岩手県営屋内温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備更新指針及び短中長期各修繕計画の立案、策定が必要と考えます。 ・全設備の経年劣化が進行しており、機器故障による、緊急臨時休館を未然に防止するためにも、都度の修繕を行いつつ、計画的な更新、交換が、お客様のご利用に支障の無い運営に繋がるものと思います。 	3年前も同様の記載があるため、左記に対する改善措置は講じられていないと推測される。

指定管理者からの要望、意見等が3年前と変化のない内容が散見されるため、適切な維持管理や修繕、更新等を実施しているかどうかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、指定管理者からの要望聴取、協議のうえ予算の範囲内で、「利用者への危険性」、「法に抵触」するなど緊急性の高い事項を優先して実施した結果であり、必ずしも指定管理者の要望、意見等どおりの優先順位とはならない、とのことである。

しかし、指定管理者から、3年前と同様の要望、意見が出されている内容から判断すると、改善措置が講じられていないため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等が実施されているとは言い難く、行政サービスの低下が懸念される。

【解決の方向性】

岩手県公共施設等総合管理計画(平成28年3月(平成30年8月改訂)岩手県)を踏まえた個別施設計画の策定が予定されているため、現在、県が策定中の個別施設計画において、計画的な改修が進められるものと考えられる。

(4) 使用料減免理由の合理性

事業団の法人事務所は県営運動公園管理事務所内にあり、事業団は公園占用許可を受けている。

占用場所及び面積	県営運動公園管理事務所等 132.7 m ²
占用目的	生涯を通じる体育、スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身共に健康で明るく豊かな生活の実現に寄与する団体が使用する
占用期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)
使用料	免除(年間使用料相当額743千円)
使用料減免の根拠	その他知事が適当と認めるとき(県立都市公園条例第14条第3号)

出所：スポーツ振興課作成資料

使用許可を受けた者は所定の使用料を納付するのが原則(県立都市公園条例第12条)であるが、例外的に使用料の減免が認められている(県立都市公園条例第14条)。

【現状の問題点(意見)】

使用料の減免は例外的なものであるから、事業団の法人事務所に係る使用料の全部免除の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から使用料の全部免除は適切である、とのこと

である。

- この減免は、県立都市公園条例第 14 条第 3 号（その他知事が適当と認める場合）に基づいているが、これは、県の行政財産の管理を規定している行政財産使用料条例第 3 条第 2 号（県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき）を準用し、行っているものであること
- 本件減免措置の判断に問題がない点については、県立都市公園条例の所管室課（都市計画課）の確認を受けていること

しかし、事業団が担う事業の大半は公募選定による指定管理者業務であり、民間が実施可能な業務なのであるから、県出資等法人であることが使用料を全部免除する合理的根拠といえるか疑問である。運動公園管理事務所としての使用のみならず、事業団の法人事務所としての使用を含むものであるから、使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

県出資等法人であっても、使用許可事業者の事業実態に着目し、使用料減免の審査を適切に行う。

2 契約

監査対象事業に関連する契約の概要は、以下のとおりである。

委託料

所管室課	委託業務名	契約方法	受託者	委託料の金額(千円)	監査対象
スポーツ振興課	指定管理料(9施設)	「1施設管理運営」を参照		436,289	
	スポーツを通じた地域振興推進業務委託	特命随意契約	(株)いわてビッグブルズ	10,000	
		特命随意契約	(株)いわてアスリートクラブ	9,524	
		特命随意契約	釜石シーウェイブス RFC	4,994	
	生涯スポーツ振興事業	特命随意契約	事業団	9,346	
オリンピック・パラリンピック推進室	東京2020オリンピック聖火リレー「復興の火」展示イベント催行業務	特命随意契約	(株)東広社	19,322	
	旧国立競技場炬火台座製作・取付及び運搬・設置業務	特命随意契約	(株)エヌプロ	12,056	
その他				77,278	
	合計			578,810	

出所：文化スポーツ3室課作成資料

工事請負費

所管室課	工事名	契約方法	受託者	工事請負費の金額(千円)	監査対象
スポーツ振興課	岩手県営運動公園陸上競技場改修工事	条件付一般競争入札	(有)伊藤組	135,940	
	岩手県営スキージャンプ場改修(電気設備工)工事	条件付一般競争入札	(有)枉谷電設	8,772	
	合計			144,712	

出所：文化スポーツ3室課作成資料

その他、盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関連する契約を監査対象とした。本事業は、県及び盛岡市が共同で実施するが、県及び盛岡市は、各々の役割分担を明らかにした連携協約（地方自治法第 252 条の 2 第 1 項）及び事務委託（地方自治法第 252 条の 14～16）の手続を行い、盛岡市が主体となり県と連携して実施し、県は連携協約等に基づき事業費の一部を分担金として盛岡市に支払うこととされている。

年月日	契約名	契約当事者			備考
		県	盛岡市	事業者	
H31.1.8	野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）				整備基本計画の作成以外は、盛岡市が主体となり、県と相互に連携しながら事業実施
H31.3.26	野球場の整備及び管理に係る経費負担割合等に関する協定書（以下「経費負担協定」という。）				県の負担率：設計及び施工に係る事務 40%、管理に係る事務 50% 事業費の上限額 12,120,739 千円、うち県上限額 5,039,032 千円（消費税等 10%相当分を含む）
H31.3.26	野球場の整備に係る事務の委託に関する協定書				県の盛岡市に対する事務委託（管理に係る事務を除く）
R2.3.26	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関する事業契約書（以下「PFI 契約書」という。）				R2.1.31 付で仮契約締結、盛岡市議会の可決日で本契約締結
R2.4.1	野球場の整備における設計・施工に係る協定書（以下「設計・施工協定」という。）				PFI 契約書締結を踏まえて、設計及び施工に係る経費負担額の協定

（注）盛岡南公園野球場（仮称）整備事業の概要については「添付資料 9 . 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 事前評価調書」を参照されたい。

(1)指定管理者と競合する業務委託

事業団に対する特命随意契約で実施している生涯スポーツ振興事業に係る委託業務内容(令和元年度)は、以下のとおりである。

業務仕様と実績報告

業務仕様		実施した事業名	実施場所	参加者数 (人)
スポーツ参画 人口の拡大	スポーツを楽しむ機 会の充実を図るため、 各種イベント・教室を 開催すること	武道教室	県営武道館	11,320
		湖上フェスティバル	御所湖広域公園艇庫	247
		県民スポーツ・レクリ エーション祭	県営体育施設等	3,322
		スポーツフェスティバ ル 2019	県営体育施設等	16,488
		県営スケート場オーブ ニング無料開放 DAY	県営スケート場	915
		スケートキッズ on サタ デー & ホリデー	県営スケート場	3,451
		氷上フェスティバル	県営スケート場	787
	スポーツレクリエー ションに関する普及 奨励のため、広報活動 を実施すること	スポーツ資源や機会の 情報発信	各イベント開催時	-
スポーツに関わ る多様な人材 の確保・育成	地域スポーツを支え る人材を育成するこ と	高齢者健康・体力づく り指導者セミナー	県営武道館	84
	スポーツボランティア を養成すること	スポーツボランティア 募集・活用	県営体育施設(各イベ ント開催時)	90
地域の活力に つながるスポー ツの推進	ラグビーワールド カップ 2019™、東京 2020 オリンピック・ パラリンピック競技 大会を契機とした人 的交流の推進を図る こと	スポーツライミング 体験会	運動公園登はん競技 場	106
スポーツ・レク リエーションに 関する調査研 究	女性がスポーツを楽 しむ環境整備に向け た調査を行うこと	女性参加者を対象にア ンケート調査を実施	-	-
			合計	36,810

出所：スポーツ振興課作成資料

特命随意契約理由

<p>< 根拠 > 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>< 理由 > (公財) 岩手県スポーツ振興事業団は「生涯を通ずる体育、スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身ともに健康で明るく豊かな生活の実現に寄与すること」を目的として設立された岩手県出資公益法人である。</p> <p>本法人は、通年にわたり県内各地域へ職員が自ら出向き、スポーツ・レクリエーションの普及事業等を行うなど、県内のスポーツ振興に優れた実績を有している。</p> <p>また、被災地においてスポーツ支援事業も実施するなど、全県にわたり、スポーツ振興事業を展開している。</p> <p>以上のことから、県内各地で生涯スポーツ振興事業を委託できる県内唯一の団体として、選定したものである。</p>
--

出所：スポーツ振興課作成資料

委託料の積算内訳

区分	内容	金額(千円)	備考
直接人件費	職員人件費	3,192	臨時指導員 1 名分
諸経費		2,521	
特別経費	直接物件費	2,784	期限付臨時職員 1 名分を含む
	計	8,497	消費税等抜き

出所：スポーツ振興課作成資料

【現状の問題点(意見)】

本件業務委託の大半が、事業団が指定管理者となっている施設で実施されているが、「民間活力の活用」という指定管理者制度の導入趣旨の観点から、本件業務を特命随意契約で事業団に委託する必要性があるかどうか問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 特命随意契約理由にあるとおり、事業団は県内各地で生涯スポーツ振興事業を委託できる県内唯一の団体である。
- 本件委託業務の仕様上、県営スポーツ施設での開催を前提としていないため、指定管理者業務との競合はない。
- 本件業務委託は、県民の生涯スポーツの振興を図ることを目的として、スポーツ教室等を開催するものであり、毎年度、政策の優先度等を踏まえ、事業内容の検討・見直しを行ったうえで事業化していることから、指定管理者が行う単一の施設における利用促進業務とは事業目的が異なる。両事業を区分し、実施することについては、指定管理者制度の導入趣旨の観点からは問題ない旨、指定管理者制度の所管課(管財課)から確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、本件業務委託をあえて指定管理者業務と区分する合理的根拠は希薄である。

- 実績報告の内容を見る限り、指定管理者の自主事業と同様の事業内容であり、また、スケート分野が多く、スケートより県民ニーズの高い水泳分野がない等、事業団の指定管理者施設に偏りが生じていること
- 同一施設内で事業を実施している実態を踏まえると、施設管理と自主事業に加えて本件業務委託を同一事業者が担うことが効果的である。特に、指定管理者の選定を公募によって実施する場合、民間の裁量余地が大きい自主事業こそ民間活用の効果が大きいと考えられるため、本件業務委託をあえて指定管理業務と区分して業務委託するメリットが明らかでないこと
- 本件業務は年間を通じて職員 2 名の人員配置を前提とした委託料積算となっており、実際の本件委託業務の従事状況と異なっている。このことは、本件業務委託と指定管理者の自主事業の区分が不明確である点を示唆するものと考えられること

【解決の方向性】

生涯スポーツ振興事業の大半が指定管理施設で実施されている実態を踏まえ、指定管理者の業務（自主事業を含む）として整理し、必要な事業費を指定管理料に反映させる。

県営スポーツ施設における業務区分		現在	見直しの方向性
条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務	使用許可等 利用料金の設定、収納、免除等 施設及び設備に係る損害賠償等の指示	指定管理者	指定管理者
施設及び設備の維持管理に関する業務	管理、点検及び修繕 予防保全及び事後保全 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集		
その他県営スポーツ施設の利用の促進に関する業務	施設等の利用に関する窓口相談等 広報業務		
自主事業（県営スポーツ施設の設置目的を果たすために、施設の使用許可基準の範囲内で）			
生涯スポーツ振興	1 スポーツ参画人口の拡大 2 スポーツに関わる多様な人材の確保・育成 3 地域の活力につながるスポーツの推進 4 スポーツ・レクリエーションに関する調査研究	業務委託	業務委託（該当業務あれば）

(2) 予定価格の事前公表

運動公園陸上競技場改修工事に係る条件付一般競争入札の状況は以下のとおりである。

工事名	岩手県営運動公園陸上競技場改修工事
契約方法	総合評価落札方式による条件付一般競争入札
予定価格（税抜）	119,973,000 円
入札参加者	1 者（有伊藤組）
落札額（税抜）	119,973,000 円
最終契約額（税抜）	123,582,000 円

出所：スポーツ振興課作成資料

県は平成 17 年度から全ての入札について、予定価格を事前公表しているが、予定価格の事前公表の弊害について、以下のような説明がなされている。

なお、公表の時期については、令第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

口に掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定 平成 23 年 8 月 9 日一部変更）

2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

出所：ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について（平成 31 年 3 月 29 日 総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長）

【現状の問題点（意見）】

本件入札が落札率 100%となっているため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものであり、入札予定価格事前公表による弊害がないことは以下の対応により確認している、とのことである。

- 入札者に工事費内訳書の提出を義務付けるなど積算、施工能力の審査
- 落札率の推移、低入札・くじ引きの発生状況等を調査分析

しかし、予定価格の事前公表の理由として県が挙げている事項に関するメリット比較が明らかではない。

	包括外部監査人の所見
入札の透明性の向上	原則とされる予定価格の事後公表でも入札の透明性は確保され则认为られる
発注者受注者双方の事務効率の向上	左記によるメリットがどの程度あるか明らかでない
予定価格に関わる不正排除	代替的な不正排除方法の検討が十分に行われているか明らかでない

また、県営建設工事に係る入札結果の状況は以下のとおりであり、落札率 99%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりが生じていないといえるか疑問である。

		平成 30 年度	令和元年度
競争入札全体	件数（件）	1,020	1,000
	予定価格（千円）	101,169,603	84,349,623
うち落札率 99%以上	件数（件）	214	174
	予定価格（千円）	15,991,214	8,454,203
落札率 99%以上の割合	件数ベース（%）	21.0	17.4
	予定価格ベース（%）	15.8	10.0

出所：出納局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

本件工事に係る予定価格の積算明細（県作成）と工事費内訳書（入札者作成）を比較すると、内訳別（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）では金額の差異が認められるため、事業者の積算精度向上が落札率 100%の要因とは考え難く、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。

【解決の方向性】

入札結果公表情報の充実を図り、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか、引き続き外部委員会等を活用し定期的に確認する。

(3) 協定書間の整合性

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る設計・施工協定と PFI 契約書を比較すると、双方に記載されている建設費に差異が生じている。

（単位：円）

	設計・施工協定		PFI 契約書		差異(b-a)
	建設費(a)	うち県負担額	建設費(b)	運営費	
R2	111,947,200	49,447,200	111,947,200	-	-
R3	3,021,143,070	1,309,543,070	3,021,143,070	-	-
R4	3,521,492,098	1,501,250,533	3,521,492,098	-	-
R5	103,407,860	28,135,953	110,917,393	148,199,915	7,509,533
R6	103,407,276	28,135,720	110,388,909	151,783,399	6,981,633
R7	103,407,276	28,135,720	109,881,179	153,098,099	6,473,903
R8	103,407,276	28,135,720	109,373,449	154,077,119	5,966,173
R9	103,407,276	28,135,720	108,880,326	159,700,231	5,473,050
R10	103,407,276	28,135,720	108,357,989	156,450,699	4,950,713
R11	103,407,276	28,135,720	107,850,260	160,169,899	4,442,984
R12	103,407,276	28,135,720	107,342,529	169,739,054	3,935,253
R13	103,407,276	28,135,720	106,843,842	157,453,500	3,436,566
R14	103,407,276	28,135,720	106,327,069	317,956,832	2,919,793
R15	103,407,276	28,135,720	105,819,340	171,525,800	2,412,064
R16	103,407,276	28,135,720	105,311,610	163,331,020	1,904,334
R17	103,407,276	28,135,720	104,807,358	164,248,200	1,400,082
R18	103,407,276	28,135,720	104,296,150	160,270,600	888,874
R19	103,407,276	28,135,720	103,788,420	231,319,820	381,144
合計	8,205,692,092	3,282,276,836	8,264,768,191	2,619,324,187	59,076,099

【現状の問題点（指摘）】

設計・施工協定と比較し PFI 契約書の建設費の金額が大きいことから、当該差異の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 当該差異は建設費に係る支払額の一部を工事完成後の期間に繰り延べたことにより発生した割賦手数料相当額である。
- 設計・施工協定の締結時点で、県と盛岡市との協議により、負担する割賦手数料については、別途、支払時期の前（令和4年度）までに協定を締結することになっていた。また、この協定締結の際に県負担額は、PFI 事業費を踏まえ、精査することとしていたものである。

しかし、支出時期が令和5年度以降であっても、経費負担協定（及び PFI 契約書）と設計・施工協定に齟齬が生じていると考えられる。経費負担協定では建設費のうち4割が県負担とされており、割賦手数料相当額は建設費に準じた取扱いとするのが合理的と考えられるため、設計・施工協定に記載されている県負担額が23,630,439円（差異59,076,099円×県負担率40%）過小になっていると考えられる。

【解決の方向性】

割賦手数料の取扱いに係る協定書変更の覚書を適時に締結し、経費負担協定（及び PFI 契約

書)と設計・施工協定の齟齬を解消する。

(4)債務負担行為の設定

盛岡南公園野球場(仮称)整備事業に関連して、債務負担行為の設定がなされている。

事項		盛岡南公園野球場(仮称)整備事業費負担金(令和2年度)	
限度額		3,778,000千円	
前年度未までの 支出(見込)額	期間	-	
	金額	-	
当該年度以降の 支出予定額	期間	令和2年度~令和19年度	
	金額	3,778,000千円	
左の財 源内訳	特定財 源	国支出金	-
		地方債	2,788,000千円
		その他	-
	一般財源	990,000千円	

出所:令和2年度一般会計予算 予算に関する説明書(債務負担行為)

県と盛岡市の間で締結している経費負担協定、設計・施工協定の内容は以下のとおりである。

岩手県(以下「県」という。)と盛岡市(以下「市」という。)は、野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協定(平成31年岩手県告示第10号、盛岡市告示第11号。以下「連携協約」という。)第4条に基づき、野球場の整備及び管理に係る県市の経費負担割合等について、次のとおり協定を締結する。

(経費区分)

第1条 野球場の整備及び管理に係る経費区分は、次のとおりとする。

(1)設計及び施工に係る事務

(2)管理に係る事務

(事務期間)

第2条 前条における事務の期間は、次のとおりとする。

(1)前条第1号 2019年4月1日~2023年3月31日

(2)前条第2号 2023年4月1日~2038年3月31日

(経費負担割合)

第3条 第1条に規定する野球場の整備及び管理に係る県市の費用負担割合は、別表1のとおりとする。

(事業費の上限額)

第4条 第2条に規定する事務期間における事業費の上限額は、別表2のとおりとする。ただし、物価変動等により増額が必要な場合は、その額を加算した額を上限額とする。

(県が負担する事業費の支払い方法)

第5条 県は、県が負担する事業費を市に対し支払うものとする。

2 各事業年度に県が市に支払う事業費は、別に定める。

(中略)

別表1(第3条関係)

経費区分	県	市
設計及び施工に係る事務	40%	60%
管理に係る事務	50%	50%

別表2(第4条関係)

区分	上限額	うち県上限額	うち市上限額
事業費(消費税額及び地方消費税額10%相当分を含む。)	12,120,739,000円	5,039,032,000円	7,081,707,000円

出所:経費負担協定

岩手県(以下「県」という。)と盛岡市(以下「市」という。)は、市と事業者との間で令和2年3月26日に盛岡南公園野球場(仮称)整備事業(以下「本事業」という。)に関する事業契約を締結したことにより、本事業における設計及び施工にかかる経費内訳が確定したことから、平成31年3月26日に締結した野球場の整備及び管理に係る経費負担割合等に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、本事業の設計及び施工にかかる経費について、次のとおり協定を締結する。

(経費区分)

第1条 野球場の整備における経費区分は、次のとおりとする。

(1) 設計に係る事務

(2) 施工に係る事務(工事監理費、備品費、開業費、建中SPC経費を含む。)

(事務期間)

第2条 前条における事務の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号 令和2(2020)年4月1日から令和20(2038)年3月31日まで

(2) 前条第2号 令和3(2021)年4月1日から令和20(2038)年3月31日まで

(県が負担する事業費の額)

第3条 各事業年度に県が市に支払う事業費は、別表1のとおりとする。

(以下省略)

出所:設計・施工協定

経費負担協定に定める負担率とPFI契約書をもとに、包括外部監査人が試算した県の将来負担額は4,615,569,369円となった。

(単位:円)

	PFI契約書の事業費(a)	県負担率(b)	県負担額の試算(a×b)
建設費	8,264,768,191	40%	3,305,907,276
運営費	2,619,324,187	50%	1,309,662,093
計	10,884,092,378		4,615,569,369

【現状の問題点（意見）】

包括外部監査人が試算した県の将来負担額が債務負担行為の限度額を上回るため、当該差異の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県と盛岡市はまず建設費について設計・施工協定を締結し、県はそれに基づき債務負担行為を設定したものである。県が PFI 契約締結の事務を盛岡市に委託し、盛岡市と事業者の間で PFI 契約書締結がなされていても、PFI 契約締結に伴う経費負担協定に基づく県負担額は確定しておらず、運営費に係る債務負担行為の設定まで要しない点については財政課の確認を受けている。
- 割賦手数料及び運営費相当分は、支払時期の前（令和 4 年度）までに負担協定を締結することとしており、その協定締結に併せ債務負担行為を設定予定である。
- 契約締結の時期等については、契約の当事者間（県と盛岡市）で協議し、合意の上、決定しているものである。
- 経費負担協定及び PFI 契約の締結がなされていても、運営費に係る県負担額が確定していない点については盛岡市の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、県が負担する事業費の支払方法が未定であっても、PFI 契約締結に関連した県負担額は確定していると考えられるため、運営費に係る債務負担行為を設定しない理由に合理性が認められるか疑問である。

- 経費負担協定において建設費及び運営費に係る県負担率が明確になっている。「建設費の県負担額は設計・施工協定で確定する」との県の説明であるが、設計・施工協定は県が負担する事業費の支払方法（経費負担協定第 5 条第 2 項）を定めているに過ぎないと考えられること
- 県は PFI 契約締結の事務を盛岡市に委託しており（野球場の整備に係る事務の委託に関する協定書第 1 条第 4 号）、盛岡市が令和 2 年 3 月 26 日に PFI 契約書を締結していること

【解決の方向性】

経費負担協定及び PFI 契約書（令和 2 年 3 月 26 日締結）による県の将来負担額をもとに債務負担行為を設定する。

PFI 契約書の契約額が変更された場合、これに併せて債務負担行為の限度額を見直す。

3 スtock適正化

スポーツ施設のストック適正化の必要性を踏まえ、令和2年度までにストック適正化計画の策定が求められている。

1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性

これまで、公共スポーツ施設の整備は、大規模な大会や競技団体からの要望等を契機として、その都度対応を行ってきたことも多く、必ずしも計画的に行われてきたわけではない。その際には、施設の整備目的が明確になっていなかったり、整備後の維持管理経費や運営経費、利用料金収入を事前に想定していなかったりする状態のまま建設が行われ、十分に活用されずに老朽化に伴って維持管理費が増加していくようなケースも多い。

現在も、各地で公共スポーツ施設の整備が行われているが、例えば、既存施設の老朽化・耐震化対策が行われているか、小規模な施設を地域に複数整備するのか、大規模な施設を1つ整備するのかの比較検証がなされているか、近隣市区町村と施設の共有化を図れないか、当該施設を今後数十年にわたり維持管理できる見通しがあるのかなど、十分な検証と計画に基づいた整備が行われていない場合も少なくない。

図1-3のとおり、我が国の社会体育施設は、平成11年頃まで増加した後、横ばいであり、また、小中学校には社会体育施設の倍以上の体育・スポーツ施設が潜在的に存在している。このように地域には一定数のスポーツ施設があるにも関わらず、一般利用の予約ができない、大会の開催場所が確保できないなど、スポーツ施設が足りないとの声は大きい。新規整備に取り組む前に、既存施設が本当に最大限活用できているか、十分な質のサービスを提供できているかなどを検証し、既存施設の運用改善を図るとともに、利用者の仲間づくりの促進、学校開放等を継続的に図ることが必要であり、安全なスポーツ環境を持続的に提供するために、地方公共団体ごとに、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画を策定する必要がある。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少に伴い施設数が減少することも想定される。そのような状況下において、どういったスポーツ環境をどのように地域に適切に提供していくのか、早期に検討を進めることが必要である。

(中略)

3.1.4. 計画期間

スポーツ施設のストック適正化計画の計画期間を記載する。

解説)

- ・ 本計画は、施設の維持だけでなく、改善や廃止等も含んだ内容となるため、中長期的な方針を打ち出すことが必要となる。施設の運営維持管理・更新等ストック適正化を実現していくためには一定の期間を要することから、計画期間は10年以上で設定することとする。
- ・ また、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズ等の変化、事業の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。
- ・ インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）のロードマップに基づき、本計画の策定は2020年度までのできるだけ早期に策定することとする。

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成30年3月（平成31年4月一部改訂）スポーツ庁）

県では、今後の県営スポーツ施設のあり方について方向性を協議した「県営スポーツ施設のあり方について（平成 29 年 12 月 県営スポーツ施設のあり方に関する懇談会）」（以下「あり方懇談会報告書」という。）を参考に、令和 2 年度中に個別施設計画を策定予定である。あり方懇談会報告書の概要については「添付資料 3 . 県営スポーツ施設のあり方について」を参照されたい。

なお、今回の包括外部監査においては実地監査期間中に個別施設計画の内容を確認できなかったため、個別施設計画は包括外部監査の対象外としている。

(1)施設稼働率の算定方法

ストック適正化ガイドラインでは、スポーツ施設の利用状況（利用人数、稼働率）を把握し、政策優先度の検討に活用するものとされている。

（利用状況）

- ・ 延べ利用者数を日常的に把握する。団体利用の場合であっても、延べ利用者数を把握する必要がある。政策優先度の検討に当たっては、延べ利用者一人当たり維持管理費を算出し指標として用いてもよい。また、利用者の固定化等の実態を把握するために、実利用者数も併せて把握する。
- ・ 延べ利用者数及び実利用者数については、地域で求められているスポーツ環境を各施設が提供できているか検証できるよう、できる限り性別、年代、居住地域、障害の有無等、利用者属性を把握する。
- ・ 施設の稼働率を把握する。稼働率は利用可能枠数を分母、利用枠数を分子とするなど、細かく把握する必要がある。個人でチケットを購入して利用するような水泳プールや陸上競技場等の個人利用時間については、稼働率による評価ではなく延べ利用者数で評価する必要がある。

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成 30 年 3 月（平成 31 年 4 月一部改訂）スポーツ庁）

県が公表している県営スポーツ施設の利用者数、利用率の推移は以下のとおりである。

		利用者数（人）			利用率（％）			
		H29	H30	R1	H29	H30	R1	
岩手 県営 運動 公園	陸上競技場	187,349	188,846	81,545	68.5	78.0	82.8	R1：改修工事
	補助競技場	75,162	74,631	63,994	76.0	83.6	90.6	
	野球場	23,886	23,110	19,563	55.4	51.8	51.9	
	サッカー・ラグビー第一	79,208	88,225	89,267	90.0	95.5	95.8	
	サッカー・ラグビー第二	45,138	50,495	55,428	80.2	72.4	73.6	
	テニスコート	56,206	54,247	58,511	99.2	96.8	96.6	
	スポーツライミング	20,033	23,410	17,715	97.2	97.5	97.2	
	交通公園	40,345	34,504	34,496	95.1	96.1	96.2	
	一般利用	108,589	107,857	106,885	100.0	100.0	100.0	
	計	635,916	645,325	527,404	83.6	84.9	86.7	
	岩手県営体育館	69,335	81,673	62,024	100.0	100.0	100.0	
	岩手県営野球場	122,314	105,652	137,396	98.1	100.0	98.7	
	岩手県営武道館	185,080	183,917	168,735	100.0	100.0	100.0	
	岩手県営スケート場	26,569	30,226	24,402	46.7	44.3	54.3	
	岩手県立御所湖広域公園艇庫	9,641	8,950	8,342	94.6	96.2	98.8	
	岩手県勤労身体障がい者体育館	28,644	12,869	25,091	100.0	100.0	99.4	H30：耐震改修工事
	岩手県営スキージャンプ場	374	511	467	30.1	35.3	35.4	
	岩手県営屋内温水プール	43,631	45,305	40,170	100.0	100.0	100.0	

出所：スポーツ振興課作成資料

県の説明によると、利用率の算定は県営スポーツ施設の開場（開館）日数に対する利用日数の状況を示したものの、とのことである。

【現状の問題点（意見）】

県の利用率の算定は、利用可能枠ではなく開場（開館）日単位によるため、政策優先度の検討に資するものかどうか問題となる。

この点につき、2施設（県営運動公園／テニスコート、県営野球場）を例に、利用可能枠による利用率（試算値）と県が示す利用率を比較すると相当の乖離が生じている。

	利用率（令和元年度）	
	県の公表値	利用可能枠
県営運動公園／テニスコート	96.6%	53.2%
県営野球場／グラウンド	67.5%	29.9%

出所：スポーツ振興課作成資料

県の利用率の算定方法は、1日当たりの利用の有無で示した値であり、1日に1人の利用でも利用率100%となり得ることから、当該利用率の算定方法が施設の利用実態を反映しているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

ストック適正化ガイドラインに示されている方法で測定した施設の稼働率をもってスポーツ施設の環境評価を行う。

(2)行政コスト情報の利活用

県では行政経営を「経営感覚を持って重要な課題に財源や人的資源を配分し、効果的・効率的に成果を挙げる」と定義し、「いわて県民計画(2019~2028)第1期アクションプラン-行政経営プラン-2019年度~2022年度(平成31年3月)岩手県」(以下「行政経営プラン」という。)を策定している。行政経営プランに掲げる取組の1つに「県民に分かりやすい財政に関する情報の公表/地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が掲げられている。

地方公会計の活用については以下のような議論がなされている。

(4)課題の抽出から課題の解決に向けて

地方公会計の情報をを用いて分析を行うことによって、財政運営上の課題を発見することは可能であるが、それが課題の解決に直結するわけではないことには留意が必要である。地方公共団体が抱える課題を解決するためには、課題の抽出、課題の要因分析、課題への対応策の検討、課題への対応策の実施、課題の解決といったプロセスを経ることが想定され、それぞれのステージにおいて地方公会計の情報を利用することにより、より適切な判断や行動を行えるようにしていくことが重要である。

また、地方公会計から得られる情報は、財務書類や固定資産台帳の情報だけではなく、財務書類を事業別・施設別などにセグメント分析を行うことにより得られるものもあり、セグメント分析の情報は、行政評価を行う際のコスト情報や公共施設マネジメントに活用していくことも想定される。この場合、行政評価では非財務情報と組み合わせること等を通じて、課題の要因分析や対応策の検討に役立つこともある。また、公共施設マネジメントでは、施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立つこともある。

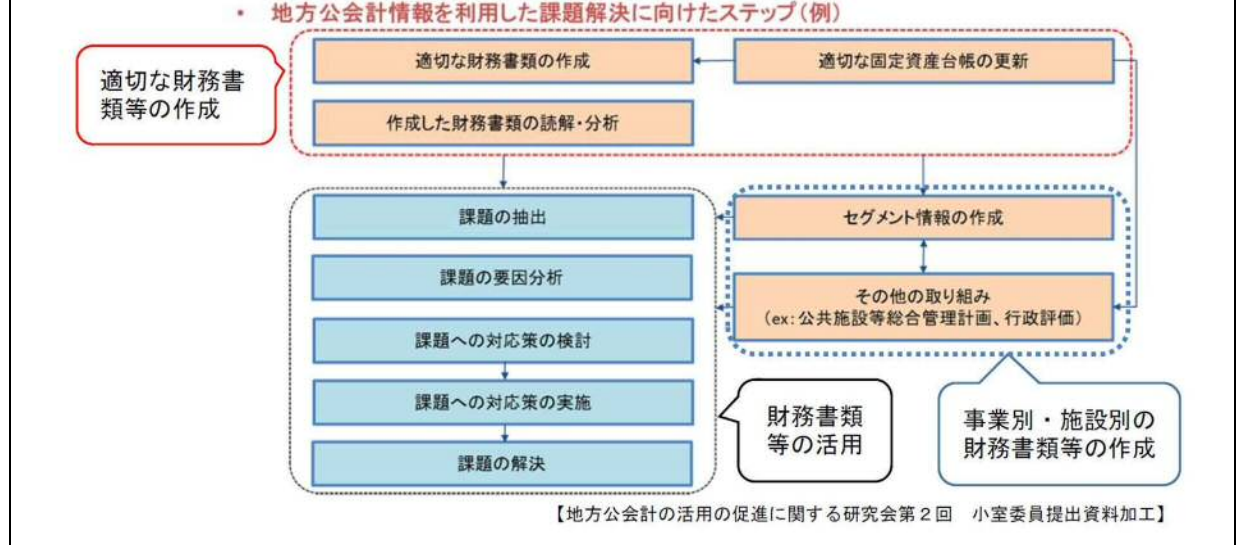
本研究会では、地方公共団体が地方公会計の情報を活用して自らの課題を解決する際の参考となるよう、地方公会計の情報の活用に至った背景から課題の解決までのプロセスに沿って、11団体から活用事例を収集した。これらの事例が事例集として周知されることにより、今後、より多くの地方公共団体で地方公会計の活用が進むことが期待される。

なお、地方公会計を導入しただけで財政問題が解決されることはなく、地方公会計で得られる情報が課題解決の一助になるということを理解することが重要である。

本研究会において収集した事例については、課題解決に向けたプロセスの中で地方公会計の情報が活用されている。財務書類や固定資産台帳の読解や分析を持ってデータを抽出・活用し、課

課題解決の根拠につなげるよう分析していく視点（下図において矢印を遡るイメージ）を持つことが重要である。

本研究会以後も、地方公会計の活用事例が収集され、この事例集が充実されていくことが望まれる。（「3（3）事例」を参照）



出所：地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書（平成30年3月 総務省自治財政局財務調査課）

【現状の問題点（意見）】

県の工程表には「地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が示されていることから、県はどのような「活用」を行っているかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、簡易に要約した財務書類の概要版を作成し、県民への財務状況説明資料として活用している、とのことである。

しかし、県営スポーツ施設に係る以下の指標を分析・活用することにより、ストック適正化に向けた様々な課題の検討が可能であるため、行政コスト情報の利活用を進める必要があると考える。

利用者1人当たり行政コスト

県営スポーツ施設の整備・維持管理費に係る有効性を評価するためには、施設利用者数のほか、施設整備費（減価償却費）と維持管理費で構成される行政コストも併せて検討するのが効果的である。

なお、包括外部監査人が試算した利用者1人当たり行政コストについては、「添付資料2．県営スポーツ施設の運営状況」を参照されたい。

利用者 1 人当たり利用料金収入

県営スポーツ施設の利用料金水準は以下の要因により、実際に要している施設別コストと比較し、低い利用料金水準になっている。

- 県の説明によると、利用料金の設定については、施設の建設費及び維持管理費のほか、国や他の地方公共団体の類似施設の利用料金などを総合的に判断し設定していること
- 県民のスポーツへの参加機会の均衡と体育の普及振興を図るため、様々な減免措置を有すること

県は行政経営プランにおいて「使用料及び手数料の適正化」の取組を掲げていることから、行政コストと比較し、現在の利用料金水準や減免措置の妥当性を確認することは有用と考える。

使用料及び手数料の適正化

・行政サービスに対する受益者負担の適正化を図る観点から、原価や実勢価格の反映のほか、県有施設等における減免措置の点検等により、使用料及び手数料の検証を行い、適正な単価の設定に取り組みます。

出所：行政経営プラン

【解決の方向性】

行政経営プランに掲げる「経営感覚を持って重要な課題に財源や人的資源を配分し、効果的・効率的に成果を挙げる」を達成するため、県営スポーツ施設の行政コスト情報を利活用し、個別施設計画の KPI（重要業績評価指標）等に反映させる。

六 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも毎年度適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

出所：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 30 年 2 月 27 日改訂 総務省）

(3)更新修繕費の見積

ストック適正化計画の策定に際して、各施設の現況評価を踏まえた検討が必要とされるが、施設の現状情報の収集・整理にあたり、経済性に関する基礎情報について以下の説明がなされている。

(2) 経済性に関する基礎情報

解説)

- ・ 経済性の分析のための基礎情報として、コスト（更新修繕費，運営維持管理費，光熱水費・通信費）及び利用料金等の収入に関する情報を収集する。
- ・ 更新修繕費については，地方公共団体で策定している公共施設等総合管理計画や公園施設長寿命化計画等での試算を参考とする。
- ・ 建築物のスポーツ施設の更新修繕費は，公共施設更新費用試算ソフト（総務省）を用いて試算することが可能である。また，地方公共団体で独自の試算方法を用いている場合は，その方法を活用してもよい。
公共施設等更新費用試算ソフト：<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>
- ・ 屋外スポーツ施設については更新修繕費が試算されていない可能性があるため，都市公園に類似施設がある場合は公園長寿命化計画策定時の検討内容をヒアリングすること等も行いつつ，実態に合わせて試算する。
- ・ 大規模な施設の更新修繕費は，施設の特異性を考慮し実態に合わせて試算する。
- ・ 運営維持管理費，光熱水費・通信費，利用料金等の収入に関する情報は，施設の所管部局で管理しているデータから収集・整理する。

表3-3 経済性に関する基礎情報の収集項目（例）

項目	細目（例）
更新修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	各種委託料（清掃、設備管理、警備、法定点検等）、指定管理料、PFI運営管理料
光熱水費・通信費	電気、ガス、水道、下水道、通信
収入	スポーツ施設の利用料金、諸室等の利活用による収入、ネーミングライツ、広告収入等

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成30年3月（平成31年4月一部改訂）スポーツ庁）

このうち、更新修繕費に関連して、岩手県公共施設個別施設計画策定指針（平成29年3月 総務部管財課）では、以下のように定めている。

- 施設の目標使用年数は、鉄筋コンクリート構造体の総合的耐久性を基に、供用限界期間の100年に設定する。
- 計画期間30年間（または目標使用年数）の中長期保全計画の中で、経年劣化等に伴う保全が必要になる時期及び費用を把握する。

あり方懇談会報告書では、各施設別に今後30年間の概算維持費が示されているが、当該事業費の積算方法は以下のとおりである。

区分	積算内容
管理運営費（A）	平成 29 年度予算 × 30 年
施設整備費（B）	個々の施設の実情に応じて、改修内容、事業費を実施年度別に積算
概算維持費	合計（A + B）

このうち、施設整備費に係る今後 30 年間の見積額を、施設改修履歴と併せて示すと以下のとおりである。

施設整備費（今後 30 年間の見積額）

（単位：百万円）

施設	耐用年数 （最終年度）	～5年	～10年	～15年	～20年	～25年	～30年	30年間 合計	
		H30～R4	R5～9	R10～14	R15～19	R20～24	R25～29		
県営運動公園	陸上競技場	65年（R12）	350	450	50	400	50	450	1,750
	テニスコート	-	3		70			70	143
	サッカー・ラグビー場	-	260	100		100		100	560
	野球場	-		150					150
	スポーツライミング	-		45		45		45	135
県営体育館	60年（R8）	48	468		10		10	536	
県営スケート場	60年（R13）	637	107		215	770	15	1,744	
県営武道館	60年（R27）	65	100	200	10			375	
県立御所湖広域公園艇庫	45年（R9）	13		100				113	
県営スキージャンプ場	60年（R26）	25				30		55	

出所：スポーツ振興課作成資料

施設改修履歴

（単位：百万円）

施設	建築年	S37	S42	S47	S52	S57	S62～	H4～	H9～	H14	H19	H24	
		～41	～46	～51	～56	～61	H3	8	13	～18	～23	～28	
県営運動公園	陸上競技場	S41.6	330	99	37	165	50	94	105	418	131	451	89
	テニスコート	S42.7		27		24		70		112			62
	サッカー・ラグビー場	S43.10		80		17		94	332	27		8	230
	野球場	S44.3							64				
	スポーツライミング	H10.3								32	28		147
県営体育館	S42.6		336		119		259	438	41	14	59	238	
県営スケート場	S47.11			547	35		961	69	1,193	64	144	71	
県営武道館	S61.9 H2.2					580	2,618		47	52	19	21	
県立御所湖広域公園艇庫	S58.9					257			10	18	16	3	
県営スキージャンプ場	S60.12 H22.12					96		232	3		262		

出所：あり方懇談会報告書

【現状の問題点（意見）】

県が示している更新修繕費に見積不足が懸念される事案が検出された。

県営運動公園 / 陸上競技場

施設整備費の見積額 350 百万円（H30～R4）の内訳と改修工事費（実績）を比較すると以下のとおりである。

改修工事の内容	見積金額(予定時期)	改修工事費(実績)	県の説明
第 2 種公認改修工事 (5 年経過)	50 百万円 (R1)	135 百万円 (R1)	公認基準の変更や日本陸上 競技連盟からの指導等で、 整備内容が変わったことによる改修工事費の増加
補助競技場ウレタン 舗装 (30 年経過)	300 百万円 (R4)	未実施	
計	350 百万円		

第 2 種公認改修工事費（令和元年度実績）が見積金額に対し 2.7 倍となっている。同様の工事が 5 年単位で見込まれているため、同様の見積不足が懸念される。

県営体育館・県営武道館

施設整備費（今後 30 年間の見積額）の後半 15 年間の見積額に着目すると、県営体育館が 20 百万円、県営武道館が 10 百万円と少額になっているため、施設整備費の見積額の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、県営体育館、県営武道館とも改修工事の平準化を目的に比較的早期に改修工事を進めているため、今後 30 年間のうち後半期間（令和 15 年度以降）に多額の施設整備費は発生しないと見込んだ結果である、とのことである。

しかし、県営体育館は令和 8 年度、県営武道館は令和 27 年度に耐用年数に至る状況にあり、長寿命化を図り使用を継続するには相応の改修工事が必要になると考えられるため、県が示している施設整備費に係る見積不足が懸念される。

【解決の方向性】

公共施設等総合管理計画において、維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込みと、充当可能な財源見込みとを比較検討することが予定されていることを踏まえ、個別施設計画の更新修繕費は、長寿命化等対策を踏まえた合理的な見積額とする。

3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すこと。その際、個別施設計画の策定の進捗に合わせ、当該個別施設計画で定めた具体的な取組の効果を反映したものとするとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと。

また、当該団体としての現状や課題に対する基本認識を検討するためにも、中長期的な経費

の見込みに対し充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについても、総合管理計画に記載すること。

出所：公共施設等の適正管理の更なる推進について（平成30年4月25日 総務省自治財政局財務調査課事務連絡）

(4) 個別施設における検討課題

あり方懇談会報告書では、県営スポーツ施設の今後のあり方について以下のように示している。

県営スポーツ施設		今後のあり方
県営運動公園	陸上競技場	全国規模の競技会・大会については、しばらくの間、1種公認である北上陸上競技場の利用が可能であるため、県営陸上競技場については、長期的な観点から、インターハイ、国体等の全国規模の競技会・大会開催の見通し等も勘案し、改修、改築等について改めて検討することが望ましい。 なお、検討に当たっては、陸上競技場のスタンドが平成42年度に耐用年数を迎えるため、劣化度調査等の結果を踏まえる必要がある。
	テニスコート	県営よりも充実した機能を備えた市町村営施設が増えており、また、市町村営施設において全国規模の競技会・大会が開催されている現状を踏まえると、県営の施設として現在の施設水準を維持する必要性は高くない。
	サッカー・ラグビー場	インターハイや国体など、全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。
	野球場	主に住民のレクリエーションのために利用されており、同等程度の機能を備えた施設は県内に数多くあることから、県と市町村の基本的な役割分担を踏まえると、県営の施設として現在の施設水準を維持する必要性は高くない。
	スポーツライミング	リード施設については、県内唯一の施設であり、全国的にも高い評価を受け、JOCの強化拠点に認定されていることから、現在整備を進めているスピード施設と同様、長期的に県営施設として維持することが望ましい。 一方、ボルダリング競技については、スポーツとしての親しみやすさや健康増進等の観点から、広く県民に普及してきており、今後は、市町村や民間事業者の整備状況を踏まえながら、ボルダリング施設の必要な改修等を行っていくことが望ましい。
県営体育館	県営よりも充実した機能を備えた市町村営施設が増えてきた現状であるが、体操競技会の男女種目を一体で実施できる県内唯一の体育館でもあり、担う役割や今後の市町村施設の改修状況等を踏まえた検討が必要となる。 なお、検討に当たっては、平成38年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果を踏まえる必要がある。	
県営スケート場	400mのスピードリンクを有する県内唯一の施設であり、長期的に県営の施設として維持することが望ましい。 なお、平成43年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果等を踏まえる必要がある。	
県営武道館	大道場を有する県内唯一の大規模な武道専用施設であり、全国規模の競技会・大会を開催している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。	

県営スポーツ施設	今後のあり方
県立御所湖広域公園艇庫	県内に2か所の漕艇場の一つであり、国体など、全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえると、長期的に県営として維持していくことが望ましい。 なお、艇庫については、平成39年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果を踏まえ、改修、改築等を検討することが望ましい。
県営スキージャンプ場	県内唯一のサマースキージャンプ施設であり、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。
スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設	スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設については、競技力向上や生涯スポーツの振興、また、冬期間のフィールド練習環境の整備の観点から県営の施設として整備することが望ましい。 一方、整備計画は、東日本大震災により凍結されていることから、改めて、その整備のあり方について、検討を行うことが望ましい。
県営野球場	新野球場の整備方針等を踏まえて別途検討
岩手県勤労身体障がい者体育館	(あり方懇談会における検討時点では、スポーツ振興課の所管外だったため、検討対象外)
県営屋内温水プール	

出所：あり方懇談会報告書

【現状の問題点（意見）】

県営スポーツ施設のストック適正化に関して、あり方懇談会報告書に反映されていない以下の課題が認められる。

県営スケート場

あり方懇談会報告書では「400mのスピードリンクを有する県内唯一の施設であり、長期的に県営の施設として維持することが望ましい」としている。

しかし、利用者数の低減傾向が見られることや多額の設備更新費を控えていることを考慮し、スポーツ施設の環境評価を十分に検討する必要があると考える。

(注)あり方懇談会報告書に記載されている「今後30年間の概算維持費(施設整備費)1,744百万円には、熱源設備改修工事621百万円(令和2年度で20年経過)が含まれている。

県営武道館

あり方懇談会報告書では「全国規模の競技会・大会を開催している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい」としている。

しかし、大道場を有する県内唯一の大規模な武道専用施設であることをもって、「市町村が保有していない施設機能を補完」という県の役割の観点から十分な説明といえるか疑問である。県内に多くの類似施設を有するため、県内類似施設の稼働率を含めて、スポーツ施設の環境評価を十分に検討する必要があると考える。

県営運動公園/サッカー・ラグビー場

あり方懇談会報告書では「全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい」としている。しかし、県内に多くの類似

施設を有するのであるから、「市町村が保有していない施設機能を補完」という県の役割の観点から、県内類似施設の稼働率を明らかにせず、過去の大会開催実績のみで県有施設として維持する必要性を評価できるか疑問である。

平成 30 年には、ラグビーワールドカップ 2019 開催会場である釜石鵜住居復興スタジアムも新たに整備されており、管理者である釜石市において、今後の運営体制や利活用に係る検討が進められている。県内類似施設の稼働率を含めて、スポーツ施設の環境評価を十分に検討する必要があると考える。

県営野球場

あり方懇談会報告書の提出後にならなくなった盛岡南公園野球場（仮称）整備計画については「添付資料 9 . 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 事前評価調書」を参照されたい。

県営野球場の後継施設と位置付けられている盛岡南公園野球場（仮称）が供用開始する令和 5 年度以降、県営野球場を維持する必要性に乏しくなることが見込まれるため、施設の存続について検討を要すると考える。

スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設

多目的屋内練習施設等整備基本構想（平成 22 年 3 月策定）による施設整備計画であるが、東日本大震災津波（平成 23 年 3 月発災）により計画が休止状態にある。

しかし、基本構想策定の趣旨に「2 巡目国体の開催を控え、国体開催を契機とした選手の競技力向上等を図る」が含まれているが、すでに国体開催は終了している。約 10 年も事業進捗がなく、社会経済情勢等の変化を考慮すれば、計画の中止を含め、改めて検討を行う必要がある。

実際、あり方懇談会報告書に記載されている「今後 30 年間の概算維持費」について、建設予定地である県営運動公園サッカー場の施設整備費 560 百万円には、クレーグラウンドの人工芝化改修等 250 百万円（令和 3 年度）が含まれており、このことは当施設整備計画の中止に結びつくものと考えられる。

岩手県勤労身体障がい者体育館

勤労身体障がい者のスポーツの普及振興を図る目的に昭和 52 年に設置された施設であるが、施設利用者の推移は以下のとおりであり、障がい者の利用割合は 3 割弱となっている。

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者	7,125	3,003	6,961
一般利用者	21,519	9,866	18,130
合計	28,644	12,869	25,091

出所：スポーツ振興課作成資料

また、県の他部局所管施設であるふれあいランド岩手でも身体障がい者用のスポーツ施設を有しているため、県内部でのストック適正化の調整状況が問題となる。

この点につき、県の説明によると、ふれあいランド岩手とのストック適正化に係る部局間の調整は、関係部局間で計画（案）を相互に共有し、設置目的が相違することを確認し、それぞれ個別施設計画の策定を進めているが、以下の点より県営スポーツ施設として維持する必要性は高い、とのことである。

- 当施設のハード面の特徴として、車椅子スポーツに対応できることやゆったりした更衣スペースを確保している等、一般体育館にはない特徴を有していること

- ふれあいランド岩手では車椅子の預りサービスを行っていないため、車椅子スポーツを中心に利用者ニーズがあること

しかし、ストック適正化に係る部局間の調整が十分といえるか疑問であり、県営スポーツ施設としての環境評価や類似施設との集約化等の検討余地はあると考えられる。

県営屋内温水プール

当施設は平成 5 年 12 月に設置され、27 年経過しているため、近い将来に多額の設備更新費を要することが想定される。設備に係る減価償却終了のため、現在の減価償却費水準（平成 30 年度：55 百万円）は一時的に低水準になっていると考えられる。今後発生する設備更新により減価償却費が増加し、行政コストの更なる増加の可能性が考えられることから、施設の存続について検討が必要と考える。

【解決の方向性】

現状の問題点に記載した各課題について、県が掲げる「統合や廃止の推進方針」を踏まえて検討を行い、個別施設計画に反映させる。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設規模・総量の適正化と有効活用

人口動態などの社会経済情勢の変化に対応し、縮小可能な施設の統合や廃止について検討するなど、情勢の変化に合わせた施設規模・総量の適正化に取り組みます。

また、これら統廃合等により生じた未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進めます。

市町村等との連携

効率的な行政サービスの提供やコスト縮減等の観点から、国や市町村と連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、施設規模や機能分担についての調整に努めます。

また、類似の民間サービス提供事業者との役割分担や連携についても検討します。

出所：岩手県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月（平成 30 年 8 月改訂）岩手県）

また、個別施設計画のフォローアップや情報開示の方針を明確にする。

3.6.1. フォローアップの実施方針

スポーツ施設のストック適正化計画を推進するためのフォローアップの実施方針を記載する。

解説)

- ・ 計画の実施状況等について評価を行い、必要に応じて計画を改定するスケジュール等を検討する。
- ・ PDCAサイクルの各段階でどのような確認を行うのかを記載する。
- ・ 進捗評価に当たっては、KPI（重要業績評価指標）を設定するなど定量的な目標や事業実施状況を把握するとともに、住民意向の把握に基づいて評価を行っていくことが望ましい。

3.6.3. 情報の見える化

スポーツ施設のストック適正化計画において把握する情報の公開方針を記載する。

解説)

- ・ 1次評価，2次評価における検討事項は原則としてすべて公開すべきであり，情報の公開に関する時期・頻度や方針について記載する。
- ・ スポーツ施設の状況や経費，利用者数等について積極的な情報公開を行うことは，民間事業者から新しい提案が得られる，別の地方公共団体の管理する施設との比較が可能となるなど，スポーツ施設の有効活用や持続的なスポーツ環境の確保に寄与することを認識する必要がある。
- ・ なお，「「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋」（骨太方針）」では，文教施設について，「公共施設のストック量や，一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し，住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに，都道府県においてもその取組を支援する。」との要請が行われているところである。

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成30年3月（平成31年4月一部改訂）スポーツ庁）

4 補助金

負担金、補助金及び交付金の内訳（令和元年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

所管室課	補助事業名	交付先	補助金額	監査対象
スポーツ振興課	いわて競技力向上事業費補助	県体協	130,383	
	東北体育大会等派遣事業費補助	県体協	37,369	
	スポーツ振興活動支援費補助	県体協	31,604	
	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	(公財)いきいき岩手支援財団	15,154	
	いわて指導者育成事業費補助	県体協	11,539	
	オリンピック選手等育成・強化事業費補助	県体協	7,693	
	スポーツ推進プラットフォーム構築事業補助	県体協	7,500	
オリンピック・パラリンピック推進室	スタジアム仮施設整備負担金	釜石市	474,386	
	ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会負担金	RWC 実行委員会	402,100	
	ラグビーワールドカップ2019協賛宝くじ発売団体負担金	RWC2019 組織委員会	133,330	
	東京2020オリンピック聖火リレー岩手県準備委員会負担金	聖火リレー準備委員会	62,258	
	会場整備費負担金	RWC2019 組織委員会	9,995	
その他			25,160	
	合計		1,348,471	

出所：文化スポーツ企画室作成資料

（注）表中の「RWC」はラグビーワールドカップの略称を表す。

(1)収益事業に対する補助

県体協に交付しているスポーツ推進プラットフォーム構築事業補助（令和元年度交付額7,500千円）の概要は以下のとおりである。

事業内容	県体協の施設の改修に要する経費
補助対象経費	改修工事費、設計委託料、工事監理委託料
補助額	補助対象経費の3/4以内（ただし、総額750万円を上限）

出所：スポーツ推進プラットフォーム構築事業費補助金交付要綱

一方、当該補助金の交付先である県体協の財務諸表によると、補助金収入の会計別内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
指定正味財産増減の部/ 基本財産/受取補助金等 岩手県補助金(会館改修)	4,882,500	1,095,000	1,522,500	7,500,000

出所：正味財産増減計算書（令和元年度 県体協）

【現状の問題点（指摘）】

補助事業者である県体協の会計処理上、補助金収入のうち 1,095,000 円が収益事業に充当されているため、補助対象に公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から収益事業であっても公益上の必要性は認められる、とのことである。

- 県体協が公益法人認可時に設定された資産保有割合に基づき各会計区分に按分したものであり、会館施設はそれぞれの事業実施にあたり必要不可欠なものであること
- 収益事業である会館施設賃貸事業は主に加盟団体等に対し、県体協が会議室を使用していない期間などに、安価で使用させているものであり、収益事業だけでは改修費用を賄えないことから補助していること

しかし、県体協において一定の会館施設賃貸事業収益(令和元年度は 805 千円)があるため、収益事業分の改修費用を収益事業で賄えないといえるか疑問である。収益事業に見合う会館改修工事は収益事業の財源で賄う性質のものと考えられるため、収益事業に対する補助に公益上の必要性は認められず、補助金の交付として不適切である。

【解決の方向性】

個別検出事項「5(10) 県関与の適正化に係るモニタリング」に記載のとおり、県と県体協の間に多額の財政的関与が認められるため、これに相応しいモニタリングを充実化させる。

(2) 補助金審査の十分性

いわて競技力向上事業費補助は、岩手県の競技力の維持・発展及び県民のスポーツ振興と体育・スポーツ水準の向上を図るため、県体協が選手強化事業を実施する場合に要する経費に対する補助である。

県体協では、当該補助制度をもとに県内競技団体に補助しているため、実質的な補助交付先は各競技団体となり、補助金の支出状況（令和元年度）は以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	競技団体	競技力向上支援	強化指定クラブ等支援	トップチーム支援	競技団体組織マネジメント支援	合計
1	陸上	3,618		230		3,848
2	水泳	3,887				3,887
3	サッカー	3,823				3,823
4	テニス	994				994

No.	競技団体	競技力向上 支援	強化指定ク ラブ等支援	トップチー ム支援	競技団体組織マ ネジメント支援	合計
5	ボート	3,677				3,677
6	ホッケー	12,630				12,630
7	ボクシング	2,738				2,738
8	バレーボール	3,706		300		4,006
9	体操	2,074				2,074
10	バスケットボール	3,677				3,677
11	レスリング	3,117				3,117
12	セーリング	1,177				1,177
13	ウエイトリフティング	2,040				2,040
14	ハンドボール	4,883		200		5,083
15	自転車競技	1,746				1,746
16	ソフトテニス	1,454			75	1,529
17	卓球	1,331		230		1,561
18	軟式野球	896				896
19	相撲	1,323				1,323
20	馬術	2,792				2,792
21	フェンシング	2,123		10		2,133
22	柔道	1,240				1,240
23	ソフトボール	4,531				4,531
24	バドミントン	1,464		50		1,514
25	弓道	2,844		80		2,924
26	ライフル射撃	1,460				1,460
27	剣道	3,273				3,273
28	ラグビーフットボール	4,915				4,915
29	山岳	2,369		40		2,409
30	カヌー	5,486				5,486
31	アーチェリー	1,381				1,381
32	空手道	1,881				1,881
33	銃剣道	712				712
34	クレー射撃	2,412				2,412
35	なぎなた	1,580		210		1,790
36	ボウリング	1,225				1,225
37	ゴルフ	473				473
38	スキー	9,987				9,987
39	スケート	6,662				6,662
40	アイスホッケー	1,410		80		1,490
41	トライアスロン	256				256

No.	競技団体	競技力向上支援	強化指定クラブ等支援	トップチーム支援	競技団体組織マネジメント支援	合計
42	指定クラブ 57 団体		9,380			9,380
43	事務局				223	223
	合計	119,265	9,380	1,430	298	130,373

出所：スポーツ振興課作成資料

県では「いわて競技力向上事業費補助金交付要綱」を定めているほか、県体協において「2019年度版 選手強化事業費補助金事務マニュアル」（以下「補助金事務マニュアル」という。）を作成している。

今回の包括外部監査では以下のサンプル 45 件を抽出した。

No.	競技団体	実施日	事業名	事業の内容	補助金(円)
1	陸上競技	10/1～8	競技力向上支援事業	大会参加（スタッフ派遣含む）	740,330
2		1/5～7	競技力向上支援事業	強化合宿	650,910
3		2/15～16	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	111,860
4		2/15～16	競技力向上支援事業	アドバイザーコーチ招聘	83,510
5	水泳	5/3～6	競技力向上支援事業	県内合宿（雫石町）	423,750
6		3/27～29	競技力向上支援事業	県外遠征（宮城県利府町）	159,480
7	サッカー	8/8～11	競技力向上支援事業	東北総体サポート（福島県）	120,000
8	ホッケー	8/10～13	競技力向上支援事業	ふるさと選手招聘（岩手町）	164,000
9		9/14～16	競技力向上支援事業	県外遠征（福井）	900,000
10		9/21～22	競技力向上支援事業	県外遠征（茨城）成年男子	507,000
11		9/22～23	競技力向上支援事業	県外遠征（茨城）少年女子	494,000
12	ボクシング	7/12～16	競技力向上支援事業	県外練習試合	400,000
13		11/22～24	競技力向上支援事業	強化合宿	400,000
14	バレーボール	8/2～4	競技力向上支援事業	強化合宿及び大会参加	179,920
15		3/13～15	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘（成年男子）	335,020
16	体操	3/30～31	競技力向上支援事業	強化合宿	227,260
17		3/30～31	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	35,190
18	バスケットボール	1/25	競技力向上支援事業	強化練習会	39,660
19		2/21～23	アドバイザーコーチ招聘事業	強化練習会	168,096
20	レスリング	9/26～10/1	競技力向上支援事業		80,000
21		12/18～22	競技力向上支援事業	スカウティング	61,000
22		3/1～14	競技力向上支援事業	強化合宿	60,000
23	ウエイトリフティング	2/21～24	競技力向上支援事業	強化練習会（女子）	156,900
24		2/21～24	競技力向上支援事業	強化練習会（成年男子）	197,100

No.	競技団体	実施日	事業名	事業の内容	補助金(円)
25		2/21～24	競技力向上支援事業	強化練習会(少年男子)	402,500
26	ハンド ボール	9/22～23	競技力向上支援事業	県外練習試合	126,000
27		1/25～27	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	140,000
28		1/17～19	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	140,000
29		2/22～23	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	140,000
30	フェンシング	6/23～25	競技力向上支援事業		48,622
31	ソフト ボール	8/9～16	競技力向上支援事業	県外練習試合	400,000
32	ラグビー フット ボール	6/22	競技力向上支援事業	スカウティング	24,320
33		8/18～20	競技力向上支援事業	強化合宿	400,000
34		11/8～10	競技力向上支援事業	強化合宿及び大会参加	240,000
35		11/9～10	競技力向上支援事業	強化合宿	180,000
36	山岳	8/7～20	競技力向上支援事業	強化合宿	1,088,700
37		3/14～15	競技力向上支援事業	スカウティング	71,720
38		3/16～18	アドバイザーコーチ招聘事業	アドバイザーコーチ招聘	242,720
39	カヌー	8/17～23	競技力向上支援事業	強化合宿及び大会参加	1,407,360
40		6/1～30	競技力向上支援事業	強化練習会	149,040
41		8/24～ 9/30	競技力向上支援事業		227,826
42	クレー射 撃	8/1～31	競技力向上支援事業	強化練習会	120,000
43		9/1～ 10/4	競技力向上支援事業	強化合宿及び大会参加	380,000
44		3/1～31	競技力向上支援事業	強化練習会	46,600
45	スキー	11/21～ 12/7	競技力向上支援事業	強化合宿	2,406,936

出所：スポーツ振興課作成資料

【現状の問題点】

抽出したサンプルを検討した結果、補助金審査に不備のある事案が検出された。

交通費の経路未確認(意見)

以下の交通費について、交通費算出の前提となる経路が実際と一致しているかの確認が行われていない。

No.	実施日	経路	交通費(鉄道賃)	備考
6	3/27～ 29	盛岡 利府	159,480	日帰りで3日間(選手3名、指導者1名)、 宮城県水泳連盟の強化事業に参加。

県の説明によると、上記事案については実際の経路に相違ないことを事後的に確認している、とのことである。

補助金事務マニュアルでは、移動に要する経費として、鉄道賃等は実費額とされている。上記交通費については、代替の移動手段があるため、実際の経路に相違ないか確認が必要と考えられるが、これを未確認のまま補助金を支出するのは不適切である。

旅費に係る源泉徴収誤り（指摘）

No.27 の事案に係る経費内訳は以下のとおりである。

（単位：円）

支給区分	旅費・謝金内訳				所得税 (10.21%)	差引支給 額	受領印
	宿泊費	鉄道賃	謝金	合計			
指導者への 現金による 支給		46,660	80,300	126,960	12,962	113,998	支出先 の個人 印
競技団体か ら業者への 支払い	13,350			13,350			領収書 の写し 添付

このうち、宿泊費の領収書(写し)が競技団体宛てではなく指導者の個人宛てになっている。県の説明によると、実際には指導者が負担しているため、宿泊費も指導者に現金支給している、とのことである。

しかし、実態と異なる実績報告がなされており、また、宿泊費に係る源泉徴収が行われていない。

謝金に係る源泉徴収の未確認（指摘）

競技団体が提出する実績報告書（経費内訳書）の記載事項に、支出した謝金等に係る源泉徴収の実施状況が含まれている。源泉徴収が行われている事案のうち、以下の事案について源泉徴収に係る納付書の確認状況は以下のとおりである。

（単位：円）

No.	旅費・謝金	源泉徴収額	納付書確認の有無
16	84,000	8,576	有
19	163,540	16,697	無
27	126,960	12,962	無
28	79,300	8,096	無
29	144,940	14,798	無

この件に関する県の説明は以下のとおりである。

- 源泉徴収納付書を確認した事案は競技団体が自主的に提出したものであり、競技団体における源泉徴収の納付状況について確認書類の提出を求めているものではない。
- 上記事案については、事後的に源泉徴収納付書を確認している。

しかし、旅費・謝金の支出の実在性確認を支出先からの受領印によっている現在の補助金審査の実施方法を考慮すると、源泉徴収に係る納付書等の確認は、旅費・謝金の支出の実在性確認を補完する有効な手続と考えられる。実績報告を求めながら、根拠資料を確認しないことは補助金審査として不十分である。

経費明細の未確認（指摘）

以下の支出に係る確認資料は領収書のみで、経費明細を未確認の事案が検出された。

No.	年月日	支出先	支出内容	支出額	備考
11	R1.9.23	(有)新栄観光バス	バス貸切代	368,000	
31	R1.8.19	(有)レンタ軽	バス代金	214,600	
39	R1.8.24	(有)光ドライブ観光バス	バス代(8/17、8/23分)	460,000	(注)

(注) 県の説明によると、上記のほか、同一競技団体から当該支出先に7件1,042千円(令和元年度のいわて競技力向上事業分に限る)の支出が行われている。

これらは比較的多額の支出であり、経費明細を確認していないと以下のような補助対象経費の適格性を判断できないため、補助金審査として不十分である。

- 二重請求の有無
- 取引条件等の妥当性。特に、同じ競技団体との取引が多い支出先は、取引条件等の妥当性に注意を要すると考えられる。

補助対象範囲の逸脱（指摘）

競技団体宛てではなく、選手個人宛ての領収書の事案が検出された。

No.	支出内容	支出額	備考
42	クレー代	27,740	選手個人宛て(自主練習1名分)
	装弾代	92,260	競技団体宛て
43	クレー代	182,930	競技団体宛て(公式練習5名分)
	装弾代	288,380	競技団体宛て
44	クレー代	46,600	選手個人宛て(自主練習5名分)

県の説明によると、クレーに係る競技力を向上させるためには、実技の積み重ねが重要であり、公式練習のほか強化対象選手の自主練習についても補助対象としている、とのことである。

しかし、補助金事務マニュアルでは「領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前(各競技団体・指定クラブ名)と合致すること」としているため、選手個人宛ての領収書に係る経費まで補助対象に含めるのは不適切である。

【解決の方向性】

一般に、補助対象である競技団体の事務体制が必ずしも十分ではなく、補助金執行の処理誤りリスクの高い領域であることを踏まえ、当該リスクに応じた補助金審査を実施する。

5 出資法人管理

県では、県出資等法人の自律的経営を促進するとともに、県出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、並びにその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的として、毎年度、県出資等法人の運営状況を評価するものとされている（県出資等法人指導監督要綱第8条第1項）。

今回の監査対象である事業団の概要及び出資法人運営評価結果については「添付資料4．事業団の運用評価結果」を参照されたい。

また、事業団の組織・人員体制は以下のとおりである。

組織体制図（H31.4.1 現在）		役員（常勤）	常勤職員	非常勤・臨時職員	合計	うち県派遣職員	
事務局（常勤役員）		2			2	1	
総務企画課	総務企画課長		1		1		
	総務班		4	1	5		
	企画班		3		3	2	
	岩手県立県南青少年の家			2		2	
		総務班		1	3	4	
		研修班		4	1	5	4
	岩手県立陸中海岸青少年の家			2		2	
		総務班		1	3	4	
		研修班		4	1	5	4
	岩手県立県北青少年の家			2		2	
総務班			1	6	7		
研修班			4	1	5	4	
施設課	施設課長（兼岩手県営運動公園長）		1		1		
	岩手県営運動公園		3	6	9		
	岩手県営体育館		1	3	4		
	岩手県営野球場		2	3	5		
	岩手県営スケート場						
	岩手県営武道館		3	3	6		
	岩手県立御所湖広域公園艇庫		1	5	6		
	岩手県勤労身体障がい者体育館		1	3	4		
	岩手県立花巻広域公園・県民ゴルフ場		4	4	8		
合計		2	45	43	90	15	

出所：事業団作成資料

(1) 指定管理者の区分経理

事業団における事業の大半を占める指定管理者業務に係る事業収益、収支差額の状況（令和元年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	指定管理 料収益	施設利用 料収益	当期経常 増減額	収支差額	差額 (-)
岩手県営運動公園	89,208	16,339	1,558	649	909
岩手県営体育館	33,977	8,372	3,967	2,910	1,057
岩手県営野球場	55,887	10,016	3,475	3,336	139
岩手県営スケート場	77,223	5,950	8	120	112
岩手県営武道館	50,245	10,405	464	1,786	1,322
岩手県立御所湖広域公園艇庫	16,004	1,033	1,308	231	1,077
岩手県勤労障がい者体育館	21,911	3,049	2,615	1,895	720
岩手県立花巻広域公園	48,658	30,273	1,550	2,677	1,127
岩手県立県南青少年の家	34,213	-	2,334	1,317	1,017
岩手県立陸中海岸青少年の家	35,433	-	801	1,765	964
岩手県立県北青少年の家	62,148	2,957	199	797	996
指定管理部門計(a)	524,907	88,395	12,633	3,193	9,440
法人全体(b)	524,907	88,395	15,325		
差額(b-a)	-	-	27,958		

出所：事業団作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注1）「指定管理料収益」「施設利用料収益」「当期経常増減額」は事業団の内部管理上の金額を表す。

（注2）「収支差額」は事業団が県に報告している指定管理者の管理運営状況評価シート上の金額を表す。

県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。

【現状の問題点（指摘）】

事業団の内部管理資料と県報告資料の間に差額が生じているため、事業団における指定管理者の区分経理の適切性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、当該差額は主に法人共通経費の各施設への按分によるものであり、指定管理者の区分経理は適切に行っている、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、事業団における指定管理者の区分経理は不適切と認められる。

- 事業団の内部管理資料（財務会計システム帳票）と県報告資料（実績報告）の差額に関する記録が整備されていないこと
- 主な差額である法人共通経費の各施設への按分基準の根拠が不明確であること
- 当期経常増減額の差額 27,958 千円は、指定管理部門の差額 9,440 千円（主に法人共通経費の按分）のほか、残り 18,518 千円一致しないこと

【解決の方向性】

指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の区分経理の適切性も確認する。

(2)職員派遣の必要性

事業団における県派遣職員の状況（令和元年7月1日現在）は以下のとおりである。

配置部署	人数	派遣職員の業務
事務局長	1	事業団の運営業務
総務企画課 企画班	2	生涯スポーツの振興業務（県受託事業）
県南青少年の家 研修班	4	青少年の家の研修業務（県受託事業）
陸中海岸青少年の家 研修班	4	
県北青少年の家 研修班	4	
合計	15	

出所：スポーツ振興課作成資料

（注）「生涯スポーツの振興業務」に係る業務仕様等については個別検出事項「2（1）指定管理者と競合する業務委託」を参照されたい。

青少年の家は指定管理者制度が導入されているが、青少年の家の研修業務（県受託事業）と指定管理業務の業務範囲は以下のとおりである。

区分		業務の範囲
県受託事業	1 施設等の供用	(1) 施設等の利用申込書の受付及び審査 (2) 施設等の利用に関する相談
	2 施設の利用促進及び指導	(1) 施設等の利用案内 (2) 広報の発行 (3) 施設の業務運営に関する調査、研究及び資料の収集 (4) 施設利用に伴う諸活動に対する指導助言
	3 青少年の健全育成	(1) 青少年の健全育成に関する事業の実施 (2) 指導者の養成 (3) 実践団体の育成
	4 施設を管理する指定管理者との連絡調整	(1) 施設の安全点検、予防保全 (2) 事故処理と事故報告 (3) 職員公舎の管理 (4) その他施設利用の安全点検、整理
指定管理業務 （注）	1 使用料の徴収等	使用料の徴収、収納、使用料免除（還付）申請書の受理
	2 施設設備の維持管理	施設管理業務、修繕等維持管理、清掃業務、警備業務、給食業務、植栽管理業務等
	3 施設の利用促進及び広聴広報	(1) 施設利用者への利用案内周知 (2) 各種問い合わせへの対応 (3) 要望や苦情及び施設等利用に係るトラブル等への対応 (4) 施設等利用者への利用上の助言、指導及び利用案内
	4 その他施設の管理に必要と認められる業務	(1) 管理計画書、事業報告書の作成業務 (2) 県との連絡調整業務 (3) 安全対策、防火計画、消防訓練等の実施等
	5 自主事業	施設の利用促進のため、施設の設置目的に沿って、施設内において実施する各種事業

出所：業務委託契約書（県受託事業）、管理業務仕様書（指定管理業務）をもとに包括外部監査人が作成

（注）その他、県北青少年の家においては、付属するスケート場の関連業務がある。

このうち、青少年の健全育成に関する事業の実施（県受託事業）の実施状況（令和元年度）は以下のとおりである。

	No.	事業名	期日	参加者数(人)
県南青少年 の家	1	集団宿泊指導研修会	5月8日	41
		集団宿泊指導研修会	5月10日	28
	2	アドバイザースタッフ養成講座	6月1、2日	11
	3	自然ワンダークラブ 春 Wonder～新しい仲間との出会い～	6月1、2日	32
		夏 Wonder～新緑の自然との出会い	8月24、25日	31
		秋 Wonder～実りの秋の自然との出会い	10月5、6日	27
		冬 Wonder～冬景色との出会い～	1月11、12日	28
	4	かるがも親子体験教室 親子 de アウトドアクッキング	7月6日	48
		親子 de キャンプ	8月10、11日	34
		親子 de 創作活動・交流会	9月7日	15
	5	水と緑のフレンドシップ	7月27日～31日	21
	6	宿泊通学合宿	11月17～20日	29
	7	親子 de 手作りクリスマス 親子 de クリスマスキャンドル作り	11月30日午前	41
		親子 de クリスマスリース作り	11月30日午後	42
		親子 de クリスマスリース作り	12月1日午前	41
		親子 de クリスマスキャンドル作り	12月1日午後	36
	8	冬のおもしろ体験ランド	1月25日、26日	30
	9	県南は～とふる Day	6月7日	5
			12月6日	5
				計
陸中海岸青 少年の家	1	自然体験活動セミナー	4月25日	28
			5月9日	32
	2	海釣り道場	5月4、5日	66
	3	家族ふれあい塾 ～家族ふれあいデイキャンプ in マリン ランド陸中～	5月11日	37
	4	マリンランド陸中杯 グラウンド・ゴルフ交流会	5月23日	86
			9月5日	73
			10月3日	64
	5	アドバイザースタッフセミナー	7月20、21日	7
	6	マリンランド陸中自然体験塾 海の子野外教室 雪ん子野外教室	7月30日～8月1日	29
			1月8～10日	28
	7	季節の味わい～和菓子作り～	2月1日	88
8	ハートフルキャラバン	通年	47	
9	やまびこキャラバン	通年	3,766	
			計	4,351

	No.	事業名	期日	参加者数(人)
県北青少年の家	1	野外活動セミナー	5月8日	29
	2	ジュニアフォレスト大作戦	6月1、2日 9月7、8日 1月25、26日	21 21 16
	3	親子でアウトドアチャレンジ	6月15、16日	49
	4	わんぱく広場	6月30日	62
	5	サマーにこにこキャンプ	7月6、7日 7月13、14日	40 38
	6	サマーチャレンジキャンプ	7月29日～8月1日	36
	7	親子でアウトドアクッキング	9月29日	54
	8	スケート場感謝デー	11月3日	582
	9	だれでもスケート教室	11月10日 11月17日 11月24日	74 81 77
	10	だれでもカーリング教室	12月8日	59
	11	スケートキッズ感謝デー	12月22日	225
	12	ステラパル冬遊塾	1月7～9日	32
	13	ウインタースクール	2月8、9日	42
			計	1,538
			合計	6,434

出所：令和元年度事業報告書（事業団）

また、事業団の説明によると、青少年の家に係る事業実績（令和元年度）は以下のとおりである。

		研修業務への参加者数(人)	青少年の家の利用者数(人)	青少年健全育成のための各種事業の実施		県派遣職員の業務従事
				実施事業数(回)	参加者数(人)	
県受託事業	県南青少年の家	30,179		9	545	有
	陸中海岸青少年の家	22,136		9	4,351	有
	県北青少年の家	36,695		13	1,538	有
指定管理業務	県南青少年の家		31,771	6	1,592	無
	陸中海岸青少年の家		23,102	6	966	無
	県北青少年の家		46,170	5	1,829	無
	計	89,010	101,043	48	10,821	

出所：事業団作成資料

（注1）「青少年の家の利用者数」は、施設の管理上集計している施設利用者総数を表し、研修業務への参加者数が含まれている。

（注2）指定管理業務には、指定管理者による自主事業分が含まれている。

県では、県出資等法人に対する県関与の適正化を図る方針を示しており（県出資等法人指導監督要綱第12条）、県派遣職員の適正化に配慮しているとの説明がなされている。

県職員派遣等は適正化に配慮する方針を継続

県派遣職員については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から、適正化に配慮して行っています。

また、法人役員への県職員の就任については、法人に県施策推進上の役割を十分に果たしてもらう上で、所管部局における指導監督のみでは十分でないため、法人運営に役員として直接参画する必要が特にある場合に限って行っています。

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和2年9月 総務部）

【現状の問題点（意見）】

県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県政を推進する上で、事業団との事業連携を図るために必要な職員派遣である。
- 青少年の家において、県受託事業（青少年の家の研修業務）と指定管理業務は明確に区分されており、青少年の家に配置されている派遣職員は県受託事業のみに従事している。
- 現在の事業団への職員派遣が適正化に配慮されている点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとは言い難い。

- 事業団の主要事業である指定管理者業務はすべて公募選定によるものである。民間事業者でも実施可能な業務であるから公募選定していると考えられるため、このような業務が大半を占める事業団に対する県派遣職員の必要性が不明確であること
- 指定管理者（公募）に対する県職員派遣は、県の2つの立場（公募事業者を公正に選定する立場と職員派遣先に対し一定の責任を負う立場）から公募選定上の利益相反の外観を有すること
- 県からの受託業務の大半が指定管理施設で実施しているものであり、指定管理者の自主事業と同様の業務であるため、県が職員派遣してまで実施する必要性が不明確であること
- 青少年の家には県派遣職員が配置されているため、県受託事業と指定管理業務の区分が特に問題となるが、県派遣職員が従事している当直業務のように、「施設の利用促進」に関する業務仕様書を比較すると、県受託事業と指定管理業務の区分が不明確になっている。実際、事業団が公表している事業報告書上、県受託事業の実績として明示されているのは「青少年の健全育成に関する事業の実施（令和元年度の参加者数6,434人）」のみであり、研修利用者数（令和元年度実績89,010人）は県受託事業の実績として明示されていないこと
- 青少年の家に1施設あたり県派遣職員4名を常駐させてまで委託業務を実施する必要性が不明確であること

【解決の方向性】

「適正化に配慮」という県の基本方針を認識のもと、職員派遣の必要性に関する審査を厳正に行う。

青少年の家の研修業務については、民間団体や民間企業がその特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の自然体験活動の機会や場を提供する取組みが全国的に見られるため、個別検出事項「2（1）指定管理者と競合する業務委託」同様、見直しを行い、指定管理者の業務（自主事業を含む）として整理することも考えられる。

(3) 派遣職員の人件費負担

事業団への県派遣職員について、県の人件費負担の状況(令和元年度)は以下のとおりである。

配置部署	対象者(人)	県の人件費負担(千円)	従事業務の内容
事務局長	1	-	事業団の管理運営全般
総務企画課 企画班	2	14,111	生涯スポーツ振興業務
青少年の家	12	90,151	青少年の家の研修業務
計	15	104,262	

出所：スポーツ振興課・生涯学習文化財課作成資料

県の説明によると、県派遣職員における、通勤手当、超過勤務手当等の実費弁償的な手当及び共済費は派遣先(事業団)が負担し、それ以外の部分(給与、期末勤勉手当等の諸手当)を派遣元(県)が負担している(事務局長の給与については、派遣元(県)が負担した金額を負担金として派遣先(事業団)が県に支払っている)が、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき適切なものである、とのことである。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。

(派遣職員の給与)

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

出所：派遣法

【現状の問題点(意見)】

派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、事業団の事務局長を除く県派遣職員の従事業務は事業の総合調整、事業活性化プロジェクトの総括、青少年の家の研修業務等の業務を通じ、県と事業団の事業連携を図っているものであり、派遣法第6条第2項に該当するため、県が人件費負担することは適切である、とのことである。

しかし、個別検出事項「2(1) 指定管理者と競合する業務委託」で記載したとおり、公募選定の指定管理者業務と委託業務をあえて区分する合理的根拠に乏しく、実質的には公募の指

定管理者業務と大差ない、という事業団の業務実態が認められる。公募の指定管理者業務は民間事業者が実施可能な業務と考えられるため、このような事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。

【解決の方向性】

職員派遣に関する派遣先との契約締結に際して、派遣先における従事業務の実態に着目し、人件費の派遣元（県）負担の審査を厳正に行う。

(4) 財政的関与の情報開示

県では、県出資等法人に対する財政的関与の適正化や情報開示の必要性に関する説明がなされている。

（県関与の適正化）

第 12 条 所管部局長は、県出資等法人に対する県の財政的関与及び人的関与について、県出資等法人の県施策推進上の役割や存在意義、自立的経営や経営責任の明確化などの観点から、その必要性及び妥当性を十分に検討し、一層の適正化を図るものとする。

出所：県出資等法人指導監督要綱（平成 21 年 3 月 25 日一部改正）

財政的関与の適正化

法人への県の財政的関与については、法人が県の施策推進における役割を果たす上で真に必要なものか、法人の自助努力は十分かを検証し、適正な関与を継続します。

また、県出資等法人と委託契約を締結する際は、契約相手の選定手続の妥当性（随意契約による手続きをとる場合はその理由の妥当性）を十分検証した上で適切に対応するよう留意します。

県民の理解と信頼確保の観点からの公開必要性

県出資等法人は公共的性格を有し、財政基盤が県民の負担によって維持されていることなどを踏まえ、県民の理解と信頼を確保する観点から、県出資等法人に関する情報が、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で「迅速、公平、正確」に提供されている必要があります。また、情報公開は法人の経営に対する県民によるチェックの機能も果たしています。

出所：令和 2 年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和 2 年 9 月 総務部）

【現状の問題点（意見）】

出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与の状況」欄に委託料や指定管理料は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担額に関する情報開示が行われていない。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県から出資等法人への派遣職員の給与は、法令等に基づき、委託業務等、その実施により県の事務事業の効率的・効果的な実施が図られるものに從事させる場合に給与を支給しているものであり、この派遣職員の給与は、出資等法人への支援的性格または対価的

性格を有しないため、出資等法人との財政的関与や取引に該当しない。

- 県職員派遣については運営評価シート上、該当人数を記載しており、必要な情報開示を行っている。
- 情報公開の推進の観点でも、派遣職員人件費の県負担額に関する情報開示の必要がない点は、県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、派遣職員の人件費負担の未開示は財政的関与に係る重要な情報開示不足と考えられるため、適切な情報開示が行われているとは言い難い。

- 個別検出事項「5（3）派遣職員の人件費負担」で示した問題のように、派遣職員の人件費負担は県関与の適正化を検証するための重要な情報と考えられるため、「出資等法人との財政的関与や取引に該当しない」という県の説明は不合理であること
- 派遣先の給与負担が派遣法の原則であり、派遣元である県が給与負担するのは例外的取扱いなのであるから、派遣職員数の開示のみをもって必要な情報が開示されているとは考え難いこと

【解決の方向性】

以下の「目指す姿」を考慮し、運営評価シート上の「県の財政的関与の状況」の「その他」区分に派遣職員の人件費負担額や使用料減免等の取引関係を開示する。

【取組4】情報公開の推進

1 目指す姿

- ・ 法人の役割、事業内容、事業実施状況、県の関与の状況等、法人の運営に関する情報が、個人情報保護など特別の支障がある場合を除き、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で提供されています。
- ・ 情報公開が、法人の運営及び経営に関する県民のチェック機能を果たしています。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

(5) 評議員の関与の十分性

公益財団法人における評議員は、法人の基本的事項を意思決定する機関である評議員会を構成する機関であり（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第178条第1項）、評議員と法人との関係は、民法の委任に関する規定に従うものとされている（一般社団・財団法人法第172条第1項）。よって受任者である評議員は、民法の定める委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって事務を処理する義務を負っている。

県出資等法人運営評価において、事業団の業務執行体制は「適切に整備され、実質的な機能を十分に果たしている」と評価されている。

4-2 理事会、取締役会をはじめとした業務執行体制が適切に整備され、実質的な機能を果たしていますか。		
法人の 評価	適切に整備され、実質的な機能を十分に果たしている。 概ね適切に整備され、実質的な機能をほぼ果たしている。 概ね適切に整備されてはいるものの、実質的な機能を十分に果たしているとはいえない。 あまり適切に整備されておらず、実質的な機能を果たしているとはいえない。	法人評価
	【評価の視点】 評価を行う際の参考にし、右の欄にチェックしてください。	チェック欄
	経営上重要な意思決定は、理事会(取締役会、株主総会)の決議により行っており、必要に応じて迅速に開催できる体制が整っていますか。	
	理事会(取締役会、株主総会)は、代理出席、書面議決等が過半を占めることなく、本人出席により活発な議論が展開されていますか。	
	監査の指摘事項に対して、改善策を実施していますか。	
	財務状況等は、年度途中で定期的に(必要があれば随時)全役員に報告していますか。	
	常勤役員がおり、責任を持って日常の業務を管理していますか。	
上記評価の理由	令和元年度は、理事会を2回、評議員会を2回開催し、業務の執行状況等を報告し意見等を業務へ反映させるなど、迅速かつ適切に実施されており、十分にその機能を果たしている。また、日常業務は各規程に基づいて適正に執行されており、財務状況については、公益法人会計基準によるシステムを構築し、適正に執行管理している。	
所管部局の評価	理事会及び評議員会における意見等を業務に反映させているほか、諸課題に対する必要な対応を迅速かつ適切に決定している。また、業務上必要な規程を整備するとともに、公益法人会計基準によるシステムも構築している。	部局評価

出所：令和2年度県出資等法人運営評価シート

一方、事業団の評議員11名(令和2年6月5日現在の評議員12名のうち、当日の評議員会で選任された1名を除く)の評議員会への出席状況は以下のとおりである。

評議員	出席機会	出席回数	出席率
A	8回	8回	100%
B	8回	6回	75%
C	6回	2回	33%
D	8回	8回	100%
E	8回	4回	50%
F	2回	1回	50%
G	2回	2回	100%
H	8回	3回	38%
I	8回	7回	88%
J	5回	4回	80%
K	7回	7回	100%

出所：評議員会議事録をもとに包括外部監査人が作成

(注)平成29年3月24日から令和2年6月5日までの評議員会8開催分を集計

県の説明によると、事業団の評議員選任について県の関与はない、とのことである。

【現状の問題点(意見)】

評議員会の欠席の多い評議員が複数見受けられるため、評議員が実質的な機能を果たしてい

るかどうかが問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から、評議員会は実質的な機能を十分に果たしている、とのことである。

- いずれの評議員会とも議決上の定足数は充足していること
- 欠席の多い評議員は、仕事の都合、健康上の理由によりやむを得ず出席できなかったものであり、評議員としての役割は果たされていると認識している。善良なる管理者の注意を払っていないと認められる事項も見受けられないこと

しかし、評議員は、評議員会に出席し決議に参加することでその役割の遂行が可能になるものであることから、評議員会の欠席の多い評議員が実質的な機能を十分に果たしているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

県出資等法人における重要なガバナンス機能を有する評議員会において十分に深度ある審議を実施し、評議員会の実質的な機能を確保する観点から、評議員の選任に際して、評議員会への欠席が多くなると見込まれる者を候補者にしない等、評議員の適格性に留意する。

(6)ペイオフ対策の十分性

事業団の資金運用の状況（令和元年度末現在）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	基本財産	運用財産	合計
普通預金	-	60,027	60,027
定期預金	-	150,487	150,487
地方債	10,000	140,000	150,000
合計	10,000	350,514	360,514

出所：事業団作成資料

普通預金、定期預金の内訳

（単位：千円）

金融機関名	普通預金	定期預金	合計
金融機関A	41,624	30,930	72,554
金融機関B	-	10,000	10,000
金融機関C	-	10,503	10,503
金融機関D	-	-	-
金融機関E	-	50,000	50,000
金融機関F	18,403	26,974	45,377
金融機関G	-	12,079	12,079
金融機関H	-	10,000	10,000
計	60,027	150,487	210,514

出所：事業団作成資料

県の説明によると、県のペイオフ対策として以下の取組を実施している、とのことである。

安全な金融機関の選択：評価基準を定め、運用先金融機関の定期的又は随時に評価基準を満たしているかチェックを実施

預金と県債との相殺による保全：相殺枠（証書方式県債の発行額以内）の預入れ

債券による運用：元本が保証される国債・地方債等

管理体制の整備等：岩手県公金取扱連絡会や岩手県緊急公金対策会議の設置など

決済用預金への変更：収納金及び基金などの各口座について、決済用預金へ変更

【現状の問題点（意見）】

事業団は多額の預金を有しているため、資産管理の観点からペイオフ対策の十分性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、複数の地元金融機関に分散預金することでペイオフ対策を実施している、とのことである。

しかし、分散預金しているとはいえ、ペイオフの限度額（10,000千円）を超える多額の預金を有しているのであるから、地元金融機関といえども預金先の安全性検討や評価をせず、預金先を決定することがペイオフ対策として十分といえるか疑問である。

【解決の方向性】

預金先の安全性検討・評価を実施する等、県の取組に準じたペイオフ対策を実施する。

(7) 預り金の管理

事業団が事務局となり、事業団が資金管理している団体の状況（令和元年度）は以下のとおりである。

（単位：円）

団体名	前期末資金残高	収入	支出	期末資金残高
岩手県体育施設協会	52,057	140,000	116,020	76,037
岩手県公立武道館協議会	158,657	240,001	203,214	195,444

出所：事業団提出資料をもとに包括外部監査人が作成

事業団では、預り金について以下のように規定している。

（預り金）

第30条 預り金は、次に掲げる区分によって整理しなければならない。

（1）法定控除金

ア 所得税

イ 住民税

ウ 社会保険料

（2）控除協定に基づく控除金

（3）その他の保管金

2 預り金の受入れ、払出し及び保管について、収益費用に関する規定を準用するものとする。

【現状の問題点（指摘）】

事業団は、上記 2 団体の資金を保管しているが、事業団の財務諸表上、預り金として処理されていないため、会計処理の適切性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、各団体と事業団は別の団体であり、それぞれの資金は事業団の資金とは別に管理しているため、事業団の預り金としては整理していない、とのことである。

しかし、事務局として事業団が各団体の資金を管理している以上、当該資金は事業団の「その他保管金」（事業団会計処理規程第 30 条（3））に該当すると考えられる。よって、当該保管金を事業団の預り金として処理していないことは事業団会計処理規程に反している。

【解決の方向性】

他の団体に帰属する資金であっても、実質的に管理責任を有する資金を事業団が管理しているものは、事業団の規程に従い預り金として処理する。

(8) 経営課題の識別

県出資等法人では、計画的な法人運営を行うため、経営目標（事業目標及び経営改善目標）の設定を含む中期経営計画を策定している。事業団の中期経営計画では以下のような経営環境分析を行っている。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
機会	スポーツ・レクリエーションの多様化	スポーツ関連情報に触れる機会が多くなり、様々なスポーツ・レクリエーションへのニーズが高まっています。	スポーツ・レクリエーションに対する多様なニーズに対応し、自主事業を中心として魅力的なプログラムやメニューを提供し、利用促進を図ります。
	中高年者の健康志向の高まり	年齢が高くなるほど、健康への意識が高まる傾向にあり、健康保持のため、運動・スポーツに取り組む中高年者が増加しています。	健康志向の強い中高年者を対象としたサービス提供に取り組み、スポーツ・レクリエーション愛好者、各種事業の参加者の増加を図ります。
	情報化、ネット化の進展	情報化、ネット化の進展に伴い、インターネットや他の情報媒体が県民の情報入手の手段として欠かせないものとなっています。	施設の利用案内、自主事業の広報など施設の利用促進のため、ホームページの充実やフェイスブックの活用などにより、情報発信力を高めます。
	ラグビーW杯等の本県開催、東京オリンピック・パラリンピックの開催等	ラグビーW杯の本県開催や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、県民のスポーツへの関心が高まっています。	2 巡目国体のレガシーを継承しながら、県民のスポーツへの意欲の高まりに対応し、利用しやすい環境を整え、一層の機運の醸成を図ります。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
脅威	県内総人口・青少年人口の減少	県内の総人口は、全国を上回るスピードで減少しており、特に、少子化の進展により児童生徒数が減少傾向にあります。	総人口の減少、少子化の進展による青少年人口の減少が利用者減・収入減とならないよう、施設の利用促進のための広報活動の充実や魅力的な事業の提供に努めます。
	子供の遊びの多様化	パソコンゲーム、スマートフォンなどを室内で楽しむ子どもが増え、戸外のスポーツや野外活動に親しむ子どもが減少する傾向にあります。	スポーツ・レクリエーション活動や野外活動などの体験を通じてその楽しさや興味が湧くようなサービス提供に努めるとともに、学校・地域等との連携を深めて利用の促進を図ります。
	厳しい県の財政状況	財政状況が厳しい中で、管理している老朽化した県営施設・設備の改修等の予算や受託事業の予算が需要を満たしていません。	利用者の安全の確保を第一に、施設・設備等の不具合の発生に備えた予防保全の徹底を図り、長年にわたり蓄積してきた施設管理能力、事業遂行能力を発揮することにより適切に対応します。
強み	県の施策との一体性の確保	公益財団法人として、県営の体育施設、青少年の家の管理運営を行うとともに、県の重要施策である生涯スポーツの振興や青少年の健全育成のための事業を受託しています。	「いわて県民計画(2019~2028)」第1期アクションプラン」、「岩手県スポーツ推進計画」、「岩手県教育振興計画」等に基づき、県民の多様なニーズを的確に把握しながら、利用者の立場に立った生涯スポーツの振興、青少年の健全育成の取組みを充実させるとともに、地域に開かれた施設の管理運営を行っていきます。
	豊富なノウハウと経験の蓄積	三十年を超える長い県営施設の管理運営の実績とともに、長い経験の中で培われた豊富な事業運営のノウハウと確かな組織力、マンパワーが蓄積されています。	蓄積されたノウハウと経験を十分に活かし、利用者の安全、満足を第一に、一層のサービスの向上、魅力的な事業の展開、施設の適切な管理運営に努め、利用の促進に努めます。
	利用者本位のサービスの提供	管理する県営の体育施設の開館(場)・閉館(場)時間の臨機応変な対応や割引料金等の設定、接遇マナーの徹底などにより、利用者から高い満足を得ています。	利用者の方々の声に丁寧に傾け、利用者の立場に立ったサービスの提供に徹し、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに応え、利用者の満足度の向上に努めます。
	人材の継続的な育成	事業団全体であるいは施設ごとに、日々の仕事を通じての研修や各種研修会への参加、資格取得支援等により、職員の資質の向上が図られてきています。	これまで蓄積されてきた良質なマンパワーを活用することにより、魅力的な事業の展開、利用者の安全確保への取組、サービスの充実に努めます。
	競技団体・学校・地域等との信頼関係の構築	長年の施設の管理運営や事業展開を通して、利用競技団体・学校・地域等との間に揺るぎない人的信頼関係、協力支援関係を築いています。	利用競技団体・学校・地域等との連携・協力を深めながら、各種事業の実施やサービスの向上を図るとともに、環境に配慮し、地域に開かれた親しまれる施設管理に努めます。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
弱み	管理施設の老朽化	管理運営を受託している多くの施設で老朽化が進んでおり、利用者の安全確保、利便性の向上が大きな課題となっていることから、毎年度、県に対して施設改修を要望しています。	長年にわたり蓄積された施設管理能力により、利用者の安全の確保に向けて予防保全と事後保全を適切に行うとともに、引き続き、県に対して施設改修の要望を行います。
	人的体制の脆弱化	プロパー職員が 14 人と全職員に占める割合が低い中、県 OB 職員の採用も困難となってきています。また、県派遣職員の引揚げが行われるなど、適切な施設管理、事業運営への影響が懸念される状況となっています。臨時職員が全職員の半数以上を占めており、職員構成の適正化が求められています。	プロパー職員の計画的な採用により若年化を図るとともに、適時に組織運営体制の見直しを行いながら適正な業務執行に努めます。また、職場研修の実施による人材の育成及び業務マニュアルの活用などによる業務遂行能力の向上、サービスの平準化等に努めます。
	財政収支バランスの保持	継続的な受託事業経費の削減や便益施設事業収益の縮減のほか、構造的な施設利用料収入の減少（スケート場、体育館等）により、財務の適正な収支バランス保持の困難性が増しています。	利用料収入の増加や管理運営経費、事業実施経費の抑制・有効活用を図るとともに、適正な収支バランスの保持に努め、財務の健全化を図ります。

出所：県出資等法人に係る中期経営計画（令和元年度～令和4年度）

また、事業団常勤役職員の勤続年数の状況（令和2年9月1日現在）は以下のとおりである。

（単位：人）

勤続年数	プロパー	県OB	県派遣	計
1年未満	-	6	7	13
1年以上3年未満	4	8	7	19
3年以上6年未満	5	3	1	9
6年以上26年未満	-	-	-	-
26年以上31年未満	6	-	-	6
計	15	17	15	47

出所：事業団作成資料

【現状の問題点（意見）】

事業団が示した経営環境分析に対する包括外部監査人の所見は以下のとおりである。

区分		環境要因	包括外部監査人の所見
外部環境分析	脅威		事業団の事業の大半が指定管理者の公募受託であるため、公募選定されない「指定管理者業務の失注リスク」は事業団における重要な「脅威」と考えられるが、当該事業リスクを環境要因に明示していないのは不合理である。
内部環境分析	強み	県の施策との一体性の確保	事業団から見た場合、県は外部環境であるため、左記は事業団の「強み」ではなく「機会」と考えられる。 また、「対応策」が抽象的な内容に留まっており、中期経営計画に掲げる施策への反映状況が明らかでない。
		豊富なノウハウと経験の蓄積	当該強みは事業団の人的要因の影響が大きいものと考えられるが、一方で「人的体制の脆弱化」を弱みに挙げているため、両者が整合するものか明らかでない。 「状況の説明」が抽象的な内容に留まっているため、当該強みを端的に表す指標にて明示する必要がある（例：スポーツインストラクター有資格者が〇名在籍しており、同分野で県内最大規模の事業者である）。
	弱み	管理施設の老朽化	管理施設の所有者は県であるため、事業団の内部環境としての「弱み」ではないと考えられる。
		人的体制の脆弱化	本来、県出資等法人の強みはソフト面にあるため、その源泉である人的体制が脆弱化していることは事業団の存続に関わる重要な課題と考えられる。 一方、中期経営計画書に記載されている人員計画では、プロパー職員 15 名（令和 4 年度計画）と現状と大きな変化なく、当該弱みに係る改善の具体策が不明確であり、法人の自律的マネジメントが促進されるといえるか疑問である。

事業団の経営環境分析を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりであり、中期経営計画書に掲げる対応策等が事業団の抱える経営課題を的確に識別したものとは言い難い。

内部環境 外部環境		強み	弱み
			豊富なノウハウと経験の蓄積 競技団体・学校・地域等との信頼 関係の構築
機会	県との連 携	【積極戦略】 自律的な経営を発揮する観点から、 県からの受託事業（指定管理者業 務を含む）のみならず、事業団の 強みを活かした自主事業を推進す ための計画策定が求められる。	【改善戦略】 当事業団の強みを維持・発揮するためには、 人的体制の充実化が不可欠であり、臨時職 員が過半を占める職員構成の適正化を図 ための計画策定が求められる。
		< 中期経営計画上の課題 > 自主事業の推進に着目した中期経 営目標の設定がなされていないた め、自主事業の推進に係る運営評 価が困難である。	< 中期経営計画上の課題 > 「プロパー職員の計画的な採用」を掲げて いるものの、令和4年度までの職員構成（人 員計画）に大きな変化なく、改善の実効性 に乏しい。
脅威	指定管理 者業務の 失注リス ク	【差別化戦略】 民間との差別化を図るための具体 策を反映した中期経営計画策定が 求められる。	【撤退戦略】 当事業団事業の大半が指定管理者業務（公 募）であり、民間競争の結果、公募選定さ れなかった場合、当事業団の存続に関わる 問題が生じ得る。
		< 中期経営計画上の課題 > 民間競争を意識した差別化の具体 策が不明確である。	< 中期経営計画上の課題 > 当事業団に係る重要な事業リスクでありな がら、中期経営計画書に明記されていない。

【解決の方向性】

以下の点を含めて、事業活動の実態を十分に考慮した外部・内部環境分析を行い、県出資等法人の実質的な経営課題を識別したうえで、中期経営計画を策定する。

- 「強み」は県出資等法人のマネジメント評価上の重要項目と考えられるため、「状況の説明」は抽象的な内容ではなく、当該強みを端的に表す指標を明示することで、客観性を確保する。
- 「対応策」には具体的な内容で、かつ中期経営計画の目標設定、人員計画、財務見通しに反映させる。

(9) 運営評価の妥当性

県出資法人の運営評価上、事業団の代替性に関するマネジメント評価は「他団体が実施可能な事業は一部あるが、他団体が事業を実施するには多くの課題がある」とされている。

1-2 代替性、役割分担などの観点から、民間企業や他の非営利団体等が法人に代わって事業の実施主体となることができる事業がありますか。		
法人の 評価	他団体が法人に代わって実施できる可能性のある事業は全くない。 他団体が実施可能な事業は一部あるが、他団体が事業を実施するには多くの課題がある。 他団体が実施可能な事業は一部あるが、他団体が事業を実施するには多少課題がある。 他団体で十分実施可能であり、法人に代わって事業の実施主体となりうる団体がある。	法人評価
	【評価の視点】 評価を行う際の参考にし、右の欄にチェックしてください。	チェック欄
	類似事業を行っている民間企業や非営利団体等がありませんか。	
	類似事業を行っている民間企業や非営利団体等がある場合、明確な役割分担がなされていますか。	
	法人の設立目的と同様の目的を、他の方法で達成することができませんか。	
	法人が事業を実施することが、最も効率性が高く、質の高いサービスを提供できる最適な手段ですか。	
	法人が事業を廃止すると、事業の実施主体が全くなり、県民が不利益を被りますか。	
【県内に貴法人と類似する事業を実施する事業主体がある場合、その名称と事業内容を記載してください。】		
上記評価の理由	専門的な知識と能力を有する人材を活用し、施設使用料等原価のみの料金設定により、幼児から高齢者まで多様な年代の利用、参加が可能となるよう事業展開を図っている。また、長年に亘って築き上げてきた各種競技団体、関係機関、市町村等とのネットワークと連携により生涯スポーツの振興、青少年の健全育成と施設管理を担ってきたところであり、民間企業又は他の非営利団体等では事業の目的達成は困難である。	
所管部局の評価	スポーツ・レクリエーション振興のためには、専門知識を有する人材が必要であり、総合型地域スポーツクラブ等が創設されてはいるものの、活動の内容及び範囲が限定されたり、安定した経営基盤の確保の課題等から、民間企業又は他の非営利団体等では事業の目的達成は困難である。	部局評価

出所：令和2年度県出資法人運営評価シート

【現状の問題点（意見）】

事業団の事業は、公募選定の指定管理者業務、公益事業、収益事業、受託事業であるが、県出資等法人としての事業団の代替性の評価が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 指定管理業務は代替性を有し、公募としているが、その他の公益法人としての業務については、現状では民間企業や他の非営利団体等では事業の目的達成は多くの課題があると考えている。
- 個別検出事項「経営課題の識別」等に記載されている事業団の課題を認識しているものの、事業団の運営評価結果の内容が事業団の経営課題を概ね反映している点は運営評価を所掌する行政経営推進課の確認を受けている。

しかし、事業団の事業の大半が公募選定の指定管理者業務を占めていることは「添付資料6 事業団の事業別収支内訳」から明らかであり、代替性を有するのは事業団の事業の一部に過ぎないとする県の説明が合理的といえるか疑問である。以下のような県出資等法人の存在意義に関わる事業団の課題が認められるが、事業団の運営評価結果等に当該課題を示唆する記載がなされていないため、県が実施している事業団の運営評価の妥当性に疑問がある。

事業団の存在意義に関わる課題	関連する個別検出事項
指定管理者（公募）の事業団の1者応募として事業継続が可能となる背景に、不公平な競争条件があること	1（1）競争条件の公平性
自律的な経営が行われているとは認められないこと	5（2）職員派遣の必要性
事業団の経営改善の方向性が不明確であること	5（8）経営課題の識別

【解決の方向性】

公募受託している指定管理者業務が事業の大半を占める県出資等法人を中心に、法人の役割等の継続的な確認を適切に実施し、県出資等法人運営評価の実効性を確保する。

ウ 法人の役割等の継続的な確認

- ・ 民間団体との代替性及び役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を行い、県民へのサービス提供を担う事業主体としての法人の適切性について確認します。
- ・ 法人の役割や県施策との連携・協働のあり方については、県施策の方向性、社会経済情勢など法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、質の高いサービスを提供するため継続的に確認します。
- ・ 県の施策推進における法人の役割が極めて低くなった場合など、県として出資を継続する意義が薄れた法人については、経営状況や他の出資者等に十分配慮しながら出資の引揚げ等の検討を行います。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

(10) 県関与の適正化に係るモニタリング

県体協の概要については「添付資料5．県体協の概要」を参照されたいが、県体協に対する県関与の状況（令和元年度）を事業団と比較して示すと以下のとおりである。

（単位：千円、人）

		事業団	県体協
県との財政的 関与	出えん	10,000	-
	指定管理料	524,907	-
	委託料	125,364	3,401
	補助金（団体運営費）	-	31,604
	補助金（その他）	-	200,141
	派遣職員の人件費負担	104,262	15,444
県との人的関 与	派遣職員	15	2
	県職員OB	17	2
県出資等法人指導監督要綱		対象	対象外

出所：スポーツ振興課作成資料

【現状の問題点（意見）】

県と県体協の間に、多額の財政的関与や人的関与が認められるため、県関与の適正化に係るモニタリングの要否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、県は県体協に出資等を行っていないため、県出資等法人指導監督要綱に定める県出資等法人に該当しない、とのことである。

しかし、県体協に対する出資等がないとはいえ、以下の点を考慮すると、県関与の適正化に関するモニタリングが十分といえるか疑問である。

- 県は県体協に対し団体運営費補助や県職員派遣を行っており、県に対する財政依存度の高い団体と考えられること
- 個別検出事項「4（1）収益事業に対する補助」や「4（2）補助金審査の十分性」の

ように、県体協に起因すると考えられる問題が検出されていること

【解決の方向性】

県体協が県に対する財政依存度の高い団体であることを踏まえ、より実効性のあるモニタリングを実施する。

6 任意団体管理

今回の監査対象である文化スポーツ部 3 室課における任意団体の状況（令和元年度）は以下のとおりであり、団体の会計を有しているのは、ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催実行委員会（以下「RWC 実行委員会」という。）、東京 2020 オリンピック聖火リレー岩手県準備委員会（以下「聖火リレー準備委員会」という。）、東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火事業等岩手県実行委員会（以下「オリパラ実行委員会」という。）の 3 団体である。

所管室課	任意団体名	前期末現金 預金残高	収入	支出	期末現金預 金残高
文化スポーツ 企画室	該当なし				
スポーツ振興 課	いわてスポーツコミ ッション	財務事務は全て一般会計の中で実施しており、団体経 理はない。			
オリッ ピッ ク・パラリン ピック推進室	RWC 実行委員会	954	815,000	815,577	376
	聖火リレー準備委員 会	176	62,258	62,434 (注)	-
	オリパラ実行委員会	-	62,360 (注)	61,941	418

出所：3 室課作成資料

(注) オリパラ実行委員会の収入 62,360 千円は全て聖火リレー準備委員会からの資金振替による。

このうち、任意団体の収支決算の状況（令和元年度）は以下のとおりである。

RWC 実行委員会

項目	決算額（千円）	摘要
収入	負担金	804,200 実負担額（岩手県 402,100 千円、釜石市 402,100 千円）
	諸収入	10,800 ナンバープレート助成金 10,800 千円
	繰越金	954 平成 30 年度より
	合計	815,954
支出	大会準備及び運営費	803,251
		(112,589) 大会本番における販わいの創出
		(236,038) 観客等の受入態勢の構築
		(392,418) 観客等の円滑な輸送の確保
		(1,016) 警備、防災、医療救護など安全安心の確保
		(61,188) その他（ICT・館内共聴設備整備負担金等）
	事務費	12,326 大会記録誌及び報告書、経済波及効果等
	還付金	376 岩手県 188 千円、釜石市 188 千円

項目	決算額(千円)	摘要
合計	815,954	

出所：RWC 実行委員会 令和元年度収支決算書

オリパラ実行委員会

項目	決算額(千円)	摘要
収入	負担金	62,360 聖火リレー準備委員会から繰入
	合計	62,360
支出	事業運営費	59,916
		(56,650) オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバル
		(3,266) 「復興の火」の展示
	事務費	2,025 旅費、会場使用料、物品購入費ほか
	繰越金	418 令和2年度
	合計	62,360

出所：オリパラ実行委員会 令和元年度収支決算書

なお、負担金については以下のような説明がなされている。

○負担金で監査の対象となるものの範囲（昭31・9・28自治行発第82号）

問 第199条第6項（現在の第7項）に規定する負担金とは、法令上の義務の有無にかかわらず実質的に財政援助に属するものであれば含まれるか。

答 財政的援助としてなされるものであればお見込のとおり。ただし、財政的援助の実質を有しない単なる会費的なものは含まれない。

出所：八訂 地方公共団体歳入歳出科目解説（月刊「地方財務」編集局編）

(1) 全庁的なモニタリング体制

監査対象とした任意団体では、会計事務は県に準じたものを原則としている。

	任意団体における取扱い
RWC 実行委員会	会計事務については、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に準じて行う。（事務局規程第8条）
オリパラ実行委員会	現金、物品の出納及びその他の会計事務に関しては、この章に定めるもののほか、岩手県の会計事務の手続きの例による。（事務局規程第10条）

地方自治法改正により、令和2年度から地方公共団体における内部統制制度が導入されている

が、内部統制の基本的要素について、以下の説明がなされている。

(2) 内部統制の6つの基本的要素

内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となる。

(中略)

リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

(中略)

モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて実施される日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価がある。両者は個別に又は組み合わせて行われる場合がある。

(以下省略)

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月 総務省)

【現状の問題点(意見)】

県では、個々の任意団体の設立、管理運営について、各所管室課の判断に委ねており、任意団体管理の全庁的なルールやモニタリングの仕組みを有していないため、全庁的な任意団体の実態が把握されていない。

しかし、以下の点を考慮すると、現行の運用が内部統制上のリスクの評価と対応として適切といえるか疑問である。

- 全庁的にみた場合、多くの任意団体の存在が推測されるため、重要性の高い会計事務の領域である可能性があること
- 包括外部監査の対象とした任意団体の事業の執行において、後掲の個別検出事項に示した問題・課題が検出されていること

【解決の方向性】

任意団体の資金管理は準公金の性格を有することを考慮し、特に以下の点に留意した全庁的な管理ルールを定め、モニタリング等を実施する。

- 公金として管理せず、あえて任意団体を設立し、資金管理する必要性
- 任意団体における監査を含むガバナンス機能の十分性

(2) 県と実行委員会との契約関係

任意団体の活動財源は、主に県からの負担金で賄われているが、県の負担金と任意団体決算との関係を整理すると以下のとおりである。

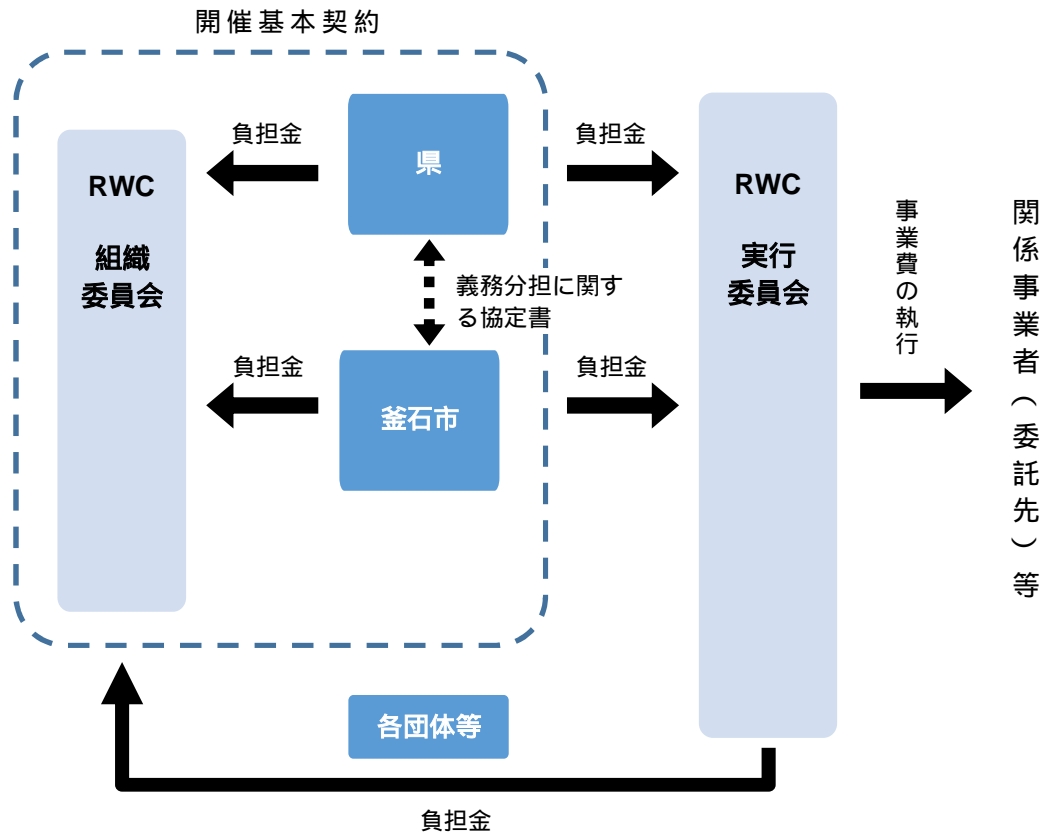
(単位：千円)

	負担金(歳出決算額)	任意団体決算上の負担金収入	差額	差額の内訳
RWC 実行委員会	402,100	804,200	402,100	釜石市負担金
聖火リレー準備委員会	62,258	62,258	-	
オリパラ実行委員会	-	62,360	62,360	聖火リレー準備委員会からの繰入

出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料

RWC 実行委員会を例に、開催主体である公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会(以下「RWC 組織委員会」という。)やその他事業者との関係を示すと以下のとおりである。

	役割分担	契約関係	RWC 実行委員会との関係
RWC 組織委員会	RWC2019 大会の開催・運営	開催基本契約(県、釜石市との三者間契約)	直接的な関係はない
県	開催会場の交通・警備 シティ・ドレッシング 関連イベントの支援等	開催基本契約に係る釜石市と県の義務分担に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> 大会に向けた本格的な準備を進めるため、県、釜石市及びその目的を一とする観光、経済・商工、交通、医療等の専門分野の関係団体等を構成者として実行委員会を設立 実行委員会事務局として事務を担当
釜石市	県と同じ 試合開催会場の提供		
各団体等(RWC 実行委員会参加)	釜石開催の成功に向けた各関係分野における活動(観光、経済・商工、交通、医療、教育、報道等)	RWC2019 釜石開催実行委員会会則	<ul style="list-style-type: none"> 各関係団体等の役職員中から会長に委嘱された者 実行委員会の意思決定に委員等として関与 活動推進に係る専門部会での協議・調整



出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料をもとに包括外部監査人が作成

一方、実行委員会の法的性質については、民法上の組合と権利能力なき社団が存在するが、後者については、「権利能力のない社団とイイうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」（最高裁判所第一小法廷昭和 39 年 10 月 15 日判決）とされている。

【現状の問題点（指摘）】

負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 実行委員会の法的性質は権利能力なき社団と認識している。
- 県が参画する実行委員会の総会において、予算承認の議案に対し、県を含む各構成団体が負担金の支出に同意したことにより、各構成団体と実行委員会との合意が成立したものである。このことから、県の負担額は明確化されており、また、県が参画する実行委員会であることをもって、契約書の作成を省略し、実行委員会に負担金を支出したものである。
- 本件契約について、会計規則第 110 条第 1 項第 4 号「官公署と契約するとき」の規定に準じて、契約書の作成の省略を可として差し支えない旨、会計規則の所管室課（出納局会計

課)の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、県とRWC実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。

- RWC実行委員会は、県以外の構成者(釜石市、各団体等)が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること
- 県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

【解決の方向性】

県と実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係(他の民間事業者を含む)や負担金支出の根拠を明確にする。

(3)任意団体の事務手続・処理

各任意団体における主な支出の状況(令和元年度)は以下のとおりである。

RWC実行委員会

支出内容	支出先	支出額(千円)	監査対象
交通輸送及び警備実施業務委託	(株)JTB	380,385	
広報宣伝・イベント催行等業務委託	(株)ジェイアール東日本企画	248,477	
ICT・館内共聴設備整備負担金	(公財)RWC2019組織委員会	51,837	
独自ボランティア「いわて・かまいしらぐビー応援団」企画運営管理業務委託	(株)岩手日報社	19,870	
スタジアムケータリング	(株)アクセス	18,225	
公式ボランティア研修及び運用管理業務委託	(株)ヒト・コミュニケーションズ	10,285	
その他		74,172	
大会準備及び運営費合計		803,251	

出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料

オリパラ実行委員会

支出内容	支出先	支出額(千円)	監査対象
東京2020聖火リレー開催準備支援業務	(株)東広社	56,650	
その他		3,266	
事業運営費合計		59,916	

出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料

【現状の問題点】

サンプル抽出した取引から、団体の事務手続・処理の不備が検出された。

準備期間の短い契約スケジュール（意見）

RWC 実行委員会において、以下の契約を公募型プロポーザル方式により実施しているが、応募事業者が1者となっている。

業務委託名	ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催等交通輸送実施業務
契約スケジュール	公告：平成 31 年 3 月 25 日 企画提案期限：平成 31 年 4 月 10 日 契約締結日：平成 31 年 4 月 23 日
受託者	株式会社 JTB 盛岡支店
契約額	386,121 千円

出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料

この点につき、県の説明によると、以下の点より契約手続は適切なものである、とのことである。

- 契約スケジュールは「選考期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までに公告」（委託料等に係る公募による契約の一般的事項(平成 20 年 2 月 7 日制定)第 3)という県ルールに準拠していること
- 公告から企画提案期限まで 16 日程度あるため、本件交通輸送実施業務の応募準備期間として十分にあり、複数事業者が応募可能と判断したこと
- RWC 実行委員会の構成員や専門部会の委員等に受託者の関係者の関与はないこと

しかし、所定の交通輸送実施計画や警備計画を踏まえた企画提案が必要であり、規模の大きいプロジェクト（設計額 386,125 千円）であるという本件業務委託の性質を鑑みれば、受託事業者としては事前調整に相当の準備期間を要すると推察されるため、公告から企画提案期限まで 16 日程度の期間では応募準備期間として短いと考えられる。このことが 1 者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された契約スケジュールであったとは考え難く、契約スケジュールとして不適切である。

源泉徴収もれ（指摘）

RWC 実行委員会では、令和元年度に旅費・謝金等に係る源泉徴収対象取引が 2 件生じているが、源泉徴収対象外の取引に、以下のような支出が含まれている。

支出内容	支出先	支出額（円）	所轄税務署への電話相談で確認した内容
救護所での通訳謝金 2 件	個人	22,000	源泉徴収を要しない
危機管理アドバイザー謝金 3 件	個人	86,590	本件は企業診断員等の取扱い（所得税基本通達 204-15）に該当しない

出所：オリンピック・パラリンピック推進室作成資料

県の説明によると、所轄税務署に電話相談のうえ、本件事案が源泉徴収を要しないものと判断した、とのことである。

しかし、通訳謝金が源泉徴収対象（所得税基本通達 204 - 6）である点との整合性が明らかではないため、源泉徴収が必要であったと考えられる。

【解決の方向性】

本件に係る問題は、以下の状況把握とリスク評価により防止または発見可能であったと考えられるため、日常的モニタリングを充実させる。

- 年度当初に契約発注する傾向があるため、準備期間の短い契約スケジュールの事案発生が予想されながら、特段の対応がなされていないこと
- 事業の性質上、関係者に対する謝金支出が多く発生することが予想されながら、源泉徴収対象としている支出事案が少ないこと

(4) 監事機能の十分性

各任意団体における監査機能として、監事が設置されている。

	団体会則上の監事の規定	監事の人数
RWC 実行委員会	若干名の設置（第 5 条） 総会の同意を得て会長が委嘱（第 6 条第 4 項） 監事の職務として、本会の財務を監査（第 7 条第 5 項） 監事監査を受けた事業報告及び収支決算を総会に報告（第 18 条）	2 名
オリパラ実行委員会	若干名の設置（第 5 条） 総会の同意を得て委員長が委嘱（第 6 条第 3 項） 監事の職務として、本会の財務を監査（第 7 条第 4 項）	2 名

【現状の問題点（意見）】

RWC 実行委員会では多額の事業費（令和元年度の支出額 815 百万円）が発生しているため、監事監査が適切に実施されていたかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から監事による監査機能は十分である、とのことである。

- 専門性、独立性などを踏まえ、会計監査の精通者 2 名を監事として選任していること

- 監事監査を受け、監事から「令和元年度 RWC 実行委員会の収入・支出決算見込及び業務の執行状況について、関係帳簿及び証票書類を照査し、監査を行った結果、正確かつ適正に処理されていると認められましたので報告します」との監査報告書の提出を受けていること
- 事前に収支決算書、通帳の写し及び経理簿の写しを提出したうえで、監事監査当日に会計書類等の原本一式を持参し、監事監査を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、RWC 実行委員会の監事監査において、十分な監事機能が果たされていたといえるか疑問である。

- 県が作成した監査受検報告で RWC 実行委員会の監事監査の実施状況を確認したところ、監事 2 名が別日程でそれぞれ 20～30 分程度の監査時間となっている。収支決算書等を事前提出していることを考慮しても、RWC 実行委員会の事業規模と比較し、十分な監査時間が確保されていたとは考え難いこと
- 個別検出事項「6(3)任意団体の事務手続・処理」に記載したような問題が生じているが、監事監査において特に指摘事項等はなかったこと

【解決の方向性】

会計監査のみならず業務監査を含めて、任意団体における監事機能の実効性を確保する。

7 事業評価

県では以下の4つの区分にて事業評価を実施している。

区分	事業評価の目的	スポーツ振興に係るもの（令和元年度）
政策評価	県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図ること	添付資料7．政策評価
事務事業評価	政策評価の対象と連動し、構成事業の「活動内容指標」と「成果指標」の状況を評価した上で、事業の必要性や有効性等を考慮し「今後の方向」を取りまとめること	添付資料8．事務事業評価
公共事業評価	道路、河川、農業農村整備等の社会資本整備を目的とする事業の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図ること	該当なし
大規模事業評価	大規模施設整備事業（総事業費が25億円以上）を対象に、より一層詳細で慎重な評価を行うことで、県民への説明責任を果たすとともに、事業の効果的・効率的な推進に資すること	添付資料9．盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 事前評価調書

今回の監査対象であるスポーツ振興に関連する事業評価の実施状況（令和元年度）を、歳出決算額や人員配置と関連付けて整理すると以下のとおりである。

室課	事業区分	インプット		事業評価			
		歳出決算額（R1）	人員配置	政策評価	事務事業評価(注4)	大規模事業評価	
文化スポーツ企画室	部の管理運営	24,310	16				
	職員人件費	807,282					
スポーツ振興課	スポーツ振興	105,044	8	健康・余暇 4	政策 118～124		
	スポーツ振興戦略推進	36,212	3	居住環境・コミュニティ 26	政策 332、335、336		
	大会派遣・アスリート競技力向上	308,556	17	教育 19	政策 282～290		
	県営スポーツ施設の整備・維持管理		12,826	4	-	-	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業
			616,495		-	-	-
リハビリ推進室(注3)	復興五輪ムーブメント推進	109,586	7	-	政策 334		
	RWC2019開催準備	1,044,928	19	-	政策 333		
	合計	3,065,239	74				

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

- (注1) 人員配置は平成31年4月1日現在を表す。
- (注2) 職員人件費の対象は文化スポーツ部全職員（文化振興課を含む）である。
- (注3) オリンピック・パラリンピック推進室は令和元年11月18日に新設された所属である。ただし、復興五輪ムーブメント推進の人員配置は平成31年4月1日の所属等の人数である。
- (注4) 事務事業評価の番号は「添付資料8・事務事業評価」（令和元年度主要施策の成果に関する説明書（令和2年9月 岩手県））に対応したものを表す。

(1) 事業評価対象経費の範囲

事務事業評価の対象は、一般会計に属する経費のうち、主要経費に該当する事務事業であって、政策的な性格を有するものとして政策企画部長が指定したものとされている（事務事業評価実施要領第3）。

事務事業評価の評価対象事業費と歳出決算額を比較した結果は以下のとおりである。

		金額（千円）
評価対象事業費（合計額）		1,559,168
歳出決算額		3,065,239
差異		1,506,071
差異の内訳	県営スポーツ施設の整備・維持管理	629,321
	職員人件費	807,282
	その他	69,468

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

【現状の問題点（意見）】

職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県の評価制度は、「いわて県民計画（2019-2028）」の進捗状況を測るための評価であり、次年度の政策への反映を目的としていることから、政策的経費に係る事業を対象としている。職員人件費は一般行政経費であり、県営スポーツ施設の指定管理料は基礎的経費であるため、事務事業評価の対象に含めていない。県営スポーツ施設の整備・維持管理については、行政基盤の一環として、当該施設の必要性を踏まえた投入コストの有効性等について、別途評価されるべきものと認識している。
- 評価結果は、主要な施策の成果を説明する書類（地方自治法第233条第5項）としての位置付けもあることから、決算資料の事項別明細書に記載されている事業費と異なってしまう、整合が図られなくなるため、予算事業別に評価することが適切と考えている。

しかし、スポーツ振興の事業分野では職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が経常的な事業費全体の過半を占めており、特にソフト事業では職員人件費の比重が大きいケースもあり得る。このような事業費が事務事業評価の対象外になっているため、スポーツ振興に係る事業費の有効性評価が困難である。

【解決の方向性】

現行の事業評価の対象外になっている重要な経費に関する有効性評価を行う。スポーツ振興においては以下のような対応が考えられる。

職員人件費

事業評価対象経費に職員人件費を含めないのであれば、代替的な有効性評価の手法を検討する。例えば、行政経営プランに掲げる「行政需要に応じた適切な定数配置の推進」の中での対応が考えられる。

県営スポーツ施設の整備・維持管理

個別施設計画の策定やモニタリングにおいて有効性評価が行われるものと考えられる。この場合、施設整備費については減価償却費として考慮のうえ、行政コストを基礎とした KPI 指標（例：利用者 1 人当たり行政コスト）を採用する。

(2) 成果指標と活動指標の区分

事務事業評価において、各評価対象事業に設定された活動内容指標や成果指標は「添付資料 8 . 事務事業評価」を参照されたい。

県は行政経営プランにおける取組として「成果を重視する行政の推進」を掲げている。

(2) 政策評価の質の向上

現状と課題

- ・ 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

出所：行政経営プラン

【現状の問題点（意見）】

県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると以下の点から設定している成果指標は適切なものである、とのことである。

- 県で実施している事務事業評価においては、活動指標をアウトプット、成果指標を初期アウトカムで設定しており、上位施策の評価との連動を踏まえて成果指標として設定し

ていること

(注) 事務事業の性質上、活動内容指標と成果指標の設定が難しいものについては、いずれか一方のみを設定することを認めている。

- イベントや研修会等においては、開催回数というアウトプットに対して、どれほどの人員が参加したのかという初期アウトカムを成果指標として設定し、その結果得られる中間アウトカムが県の具体的推進方策指標として設定していること
- 具体的推進方策指標(中間アウトカム)と事務事業の成果指標(初期アウトカム)を個別に設定することが難しい場合については、具体的推進方策指標と同じ指標を設定しており、通常行われる方法であること
- 事務事業評価で設定している成果指標が各評価対象事業の成果を的確に表している点は事務事業評価を所掌する政策企画課の確認を受けていること

しかし、以下の事業に係る成果指標は、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るといふ事業評価の目的に資するものといえるか疑問である。

番号	成果指標名	指標設定の考え方(県の説明)	左記に対する包括外部監査人の所見
124	超人スポーツワークショップ参加者数 超人スポーツオープンセミナー参加者数	年齢や身体能力、障がい有無等に関わらず県民一人ひとりがスポーツに取り組める競技の考案やブラッシュアップを行い、超人スポーツの普及を図ることを目的とした事業である。新しい分野に係る取組であり、超人スポーツ大会の開催はしておらず、大会開催に係る指標を設定できないため、ワークショップ参加者数を成果指標とした。また、開発した競技をお披露目し、普及を図ることを目的に実施しており、参加者が増えれば普及につながるものと考えられるため、オープンセミナー参加者数を成果指標とした。	左記指標は普及活動の指標であるため、超人スポーツの普及に係る指標(例:超人スポーツ大会参加者数)が成果指標として合理的である。短期間で成果を表せない性質の事業であるなら、活動内容指標のみで評価すればよい問題であり、活動指標をあえて成果指標と示すのは不合理である。また、本件事業に係る政策評価上の具体的推進方策指標も同じ指標になっているため、「上位施策の評価との連動を踏まえて成果指標として設定」したものといえるか疑問である。
283	指定選手の国内・海外遠征回数	対象選手は国際大会での入賞実績があるトップレベルの選手で、中央競技団体等が強化指定選手として強化している。強化指定にはランクがあり、ランクが高いほど中央や海外での強化練習の機会が多くなることから、成果指標を遠征回数とした。(注)	メダリスト育成事業なのであるから、左記指標は活動指標である。上位施策の指標が「日本代表選出数」であるなら、大会入賞者数等が成果指標として合理的である。
284	スーパーキッズ事業、スペシャルスクール等参加児童・生徒数	当該事業は世界で活躍する次世代アスリート(日本代表選手)を発掘・育成するために小中学生を対象に実施しているものである。スーパーキッズを育成するスペシャルスクール等に参加する児童・生徒数を増やすことで、選手の育成を図る指標として設定したものである。(注)	上位施策の指標が「日本代表選出数」であるなら、スーパーキッズ育成結果の指標(例:修了生の国際大会出場者数)が成果指標として合理的である。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
285	強化事業参加人数	競技力向上は中長期的な取組であり、今年度の取組によってすぐに入賞者が増えるわけではない。次年度以降の国体や数年後の国際大会等での本県選手の活躍として成果が現れてくることから、本年度の取組の成果としては強化事業参加人数が妥当と考える。	本件（いわて競技力向上事業）は毎年継続している事業であるため、大会入賞者数のような指標が成果指標に馴染まないといえるか疑問である。仮に短期間で成果を表せない性質の事業であるなら、活動内容指標のみで評価すればよい問題であり、活動指標と考えられる「強化事業参加人数」をあえて成果指標と示すのは不合理である。
332	商品開発研究件数	当該事業は新たな取組として始まったばかりであり、現在、産官学連携ネットワーク会議において、競技団体からのニーズを把握し、そのニーズへの対応として関係事業者等とマッチングして商品の開発研究を進めていることから、事業の進捗状況を測る指標として妥当である。	商品開発研究活動自体は本件事業費をもとに実施可能であるから、左記指標は活動指標である。当該活動を踏まえた商品化・事業化件数等が成果指標として合理的である。短期間で成果を表せない性質の事業であるなら、活動内容指標のみで評価すればよい問題であり、活動指標をあえて成果指標と示すのは不合理である。
333	機運醸成イベント参加者数	RWC2019 岩手・釜石開催に向けて各種計画を策定し、万全な態勢で大会運営を行うことが、国内外からの観戦客を迎え、交流の推進につながる成果との考えの下、機運醸成イベントに多くの来場者があり、消費支出などによる経済波及効果があることは、人的・経済的な交流を推進する成果と考えたものである。 （注）機運醸成イベントは RWC2019 岩手・釜石開催のテストイベントとして実施したパシフィックネーションズカップ 2019 日本ラウンド「日本代表対フィジー代表」戦を表す。	機運醸成イベントは RWC2019 開催準備費（令和元年度 1,044 百万円）全体の一部に過ぎないため、矮小化した指標と考えられる。「スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進」に係る成果指標であれば、機運醸成イベントのみならず、RWC2019 岩手・釜石開催試合を含めた参加者数や県内入込客数等が成果指標として合理的である。

（注）上位施策の指標を「日本代表選出数」としている。

【解決の方向性】

事務事業評価の目標設定において、成果指標と活動内容指標の混同がないか精査し、県の行政経営プランにおける取組「成果を重視する行政の推進」の実効性を確保する。

事務事業評価は単年度ベースで評価を実施するため、単年度で成果を現わせない性質の事業については活動内容指標のみの評価とし、活動内容指標と成果指標の混同を避ける方法も考えられる。

岩手県の将来人口について以下の推計が示されている。

	2015年(a)	2020年	2045年(b)	変動率 (b-a) / a
総数(男女計)	1,279,594	1,224,194	884,518	30.9%
15～64歳(男女計)	739,863	677,709	420,543	43.2%

出所：「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

【現状の問題点（意見）】

「50年間にわたり年間来場者数166,164人」という独自の条件設定について、大規模事業評価に示されている事業目標（通年利用開始初年度（令和5年度）の施設年間利用者数151,000人）や人口減少見込との整合性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の考えで独自の条件設定を行っているものであり、便益の推計として適切なものである、とのことである。

- 本事業は専ら野球場・屋内練習場の整備事業であることから、公園の利用者をもって計測することは不適切であり、野球場・屋内練習場の需要として算出することがより実態を反映している。本事業は岩手県営野球場・盛岡市営球場の後継施設として整備される場所、過大評価とならないよう岩手県営野球場の利用者数が継続して利用するものと推計したものであること
- 屋内練習場は県内初の施設であり、利用周知に一定期間が必要な点を考慮し、事業目標（令和5年度の施設年間利用者数151,000人）は本来の稼働率より低く、市営野球場と同等程度と見込んだことにより生じた差異であること
- 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルには「当初より全体供用する場合は、全体供用開始時の人口のみを収集する事とする」とあるため、人口減少下においても必ずしも計算の前提にそれを反映することが義務付けられていないこと
- 事業目標や人口減少見込との整合性については岩手県大規模事業評価専門委員会に資料提出、説明を行い、その内容を踏まえて、十分に審議がなされたものであること

しかし、大規模事業評価調書において、費用便益分析は大規模公園費用対効果分析手法マニュアルによるとの説明のみで、独自の条件設定に関する説明はなされていない。来場者数の推計は費用便益分析の重要な要素と考えられるため、本件大規模事業評価調書において十分な情報開示が行われていたとは言い難い。

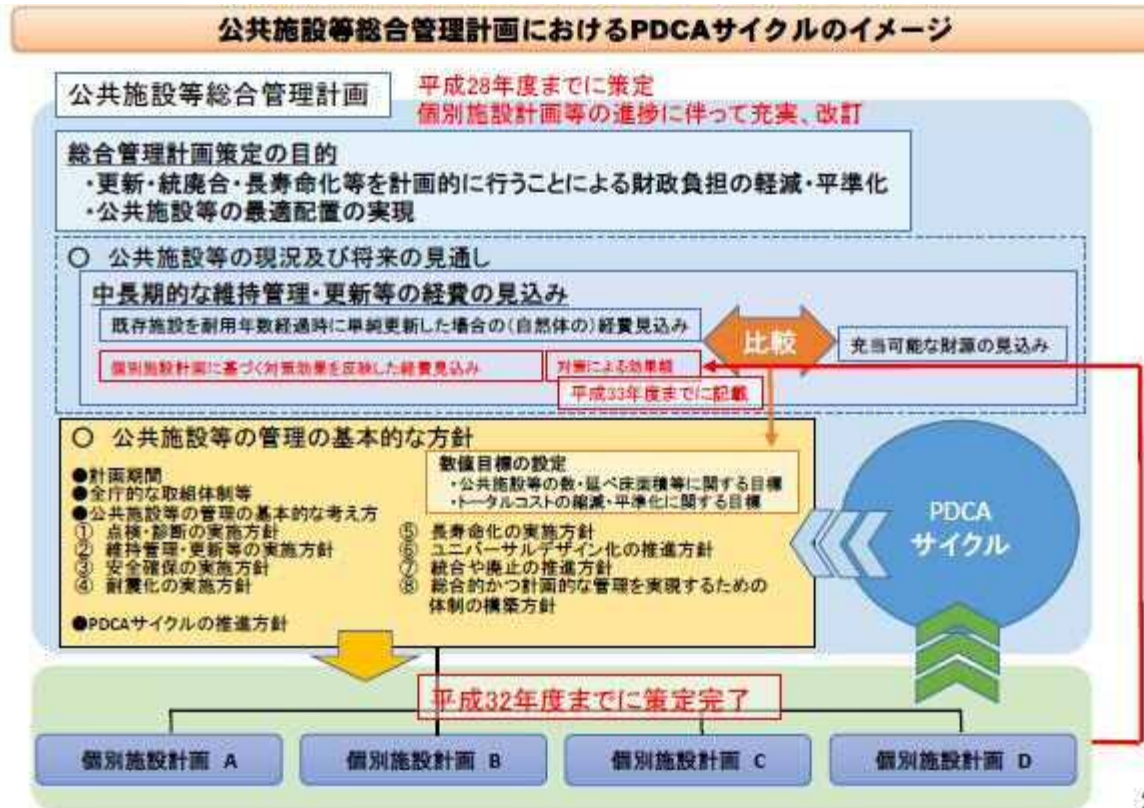
【解決の方向性】

費用便益分析において、独自の条件設定を行っている重要な推計項目についてはその内容を評価調書に明記する。

県有施設のあり方と県民への説明責任

1 公共施設等総合管理計画の改訂

県は岩手県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定、平成 30 年 8 月改訂）に基づき、公共施設等マネジメントの取組を推進しているが、令和 2 年度までに個別施設計画の策定、令和 3 年度までに公共施設等総合管理計画の改訂が求められている。



出所：公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて（平成 30 年 4 月 23 日総務省自治財政局財務調査課）

県の公共施設等総合管理計画の記載事項や取組状況は以下のとおりであり、令和 3 年度までに計画改訂を要する未記載事項がある。

項目		岩手県	
		<p>m²</p> <p>【インフラ施設】(H27.3.31 現在)</p> <p>道路:道路舗装 3,700km、橋梁 2,704 橋、トンネル 154 本、門型標識 29 基、シェルター・シェッド 76 基</p> <p>河川管理施設(ダムを除く):堤防 717km、水門 50 基、樋門・樋管 1,759 基、陸閘 48 基、排水機場 13 施設、浄化施設 1 施設</p> <p>河川管理施設(ダム):ダム 9 基</p> <p>海岸保全施設(河川課所管):53 海岸</p> <p>砂防:砂防設備 817 箇所、地すべり防止施設 17 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 297 箇所</p> <p>下水道:管路施設 25 幹線 150.8km、処理場施設 4 箇所、ポンプ場施設 13 箇所 37 台</p> <p>港湾:372 施設</p> <p>空港:1 空港</p> <p>公園:都市公園 3 公園</p> <p>交通安全施設:交通信号機 1,899 基</p> <p>農業水利施設:ダム 23 基、水路 1,400km、揚排水機場 50 箇所、頭首工 66 箇所</p> <p>海岸保全施設(農村建設課所管):10 海岸</p> <p>林道:林道 72 路線 199km、橋梁 13 橋</p> <p>治山:治山施設約 17,000 施設</p> <p>漁港施設:31 漁港</p> <p>海岸保全施設(漁港漁村課所管):26 海岸</p> <p>【公営企業施設】(H27.3.31)</p> <p>県立病院等事業施設</p> <p>病院:23 棟、410,467 m² 診療所:6 棟、20,341 m² 職員公舎:124 棟、64,026 m²</p> <p>厚生福利施設:1 棟、2,966 m²</p> <p>電気事業・工業用水道事業施設</p> <p>電気事業施設:23 施設 工業用水道事業施設:6 施設 職員公舎:2 棟</p>	
維持管理・更新等にかかる経費	現在要している経費	過去 5 年平均で 433 億円(公共施設 92 億円、インフラ施設 341 億円)	
	将来にわたる経費の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込み	<p>【公共施設】</p> <p>今後 30 年間で約 7,070 億円</p> <p>【インフラ施設】</p> <p>今後 30 年間で約 1兆 5,112 億円</p>
		対策を反映した見込み	(記載無)
		対策等の効果額	(記載無)
公共施設の数 延床面積等に関する目標	内容	<p>【共通】</p> <p>・コスト縮減・財政負担の平準化</p> <p>計画的な維持管理と長寿命化を推進し、公共施設等の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減・財政負担を平準化。</p>	

項目		岩手県			
ト・タル コストの縮 減 平準化 等に関す る目標		・施設規模・配置・機能等の適正化 人口動態に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模や配置、機能等を適正化。 ・安全・安心の確保 計画的な耐震化の推進や点検・診断などにより、公共施設等に求められる機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保。			
	数値目標	(記載無)			
	数値目標	(記載無)			
	数値目標	(記載無)			
	数値目標	(記載無)			
国等が管理する施設との連携についての考え方		効率的な行政サービスやコスト縮減等の観点から、国や市町村と連携を図り、相互に類似する施設を整備する際には、施設規模や機能分担についての調整に努める。			
都市計画等各種計画との連携の考え方		・「岩手県ふるさと振興総合戦略」の趣旨を踏まえながら、人口動態に対応した公共施設等のあり方を検討。 ・「岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、公共施設等に求められる機能を維持・強化。			
総合管理計画の推進体制		全庁的な取組体制として「岩手県公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、計画の進捗管理、財政負担の平準化等の調整を実施。			
PDCAサ イクルの推 進方針	推進方針	社会経済情勢の変化や今後施設類型毎に策定する個別施設計画による取組の進展などに応じて、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。			
	サイクル期間	(記載無)			
取組状況 等	過去に行った公共施設マネジメントの内容	公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設計画策定指針と公共施設点検マニュアルを策定。【H28】			
	年度	H27	H28	H29	H30
	住民基本台帳人口(人)	1,289,470	1,277,271	1,264,329	1,250,142
	公共施設保有量(m ²)	2,570,597	2,641,366	2,989,022	2,993,430
	1人当たり公共施設保有量(m ² /人)	1.99	2.07	2.36	2.39
	有形固定資産減価償却率(%)	52.70	52.80	53.50	53.10

出所：公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和2年3月31日現在 総務省）

令和3年度までの計画改訂に際して、特に以下のリスクが想定される。

未記載項目	必要とされる記載内容	想定されるリスク
対策等の効果額	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中長期的な経費の見込み等 ➤ 今後10年間については、充当可能な財源の見込み ➤ 長寿命化対策等の効果額 	策定された個別施設計画では効果額が不十分で、県の財政にとって長期的に運営することができないと考えられるため、解決に向けた取組の必要性に迫られるリスク
数値目標	総合管理計画の進捗管理等の評価に資する数値目標等	

2 個別検出事項以外の留意事項

個別検出事項として記載した事項のほか、政策評価に関する留意事項について、以下のとおり申し添える。政策評価については「添付資料7．政策評価」を参照されたい。

(1)政策評価の説明

政策評価では、各評価指標を4段階で達成度評価（A:達成、B:概ね達成、C:やや遅れ、D:遅れ）しているが、スポーツ振興に係る政策評価の「いわて幸福関連指標」の状況（令和元年度）は以下のとおりである。

	現状値（H29）	計画目標値 （R4）	年度目標値 （R1）	実績値 （R1）	達成度
スポーツ実施率	61.7%	65.0%	63.5%	63.5%	A
スポーツ施設入場者数	805万人	806万人	806万人	757万人	B

出所：政策評価レポート2020

このうち、スポーツ実施率は、週1回以上スポーツをした成人の割合（県民のスポーツ実施状況に関する調査による）を表すが、スポーツ実施率の内訳推移は以下のとおりである。

（単位：％）

	H29	H30	R1
散歩（ぶら歩等）	41.0	36.6	41.1
ウォーキング	21.8	18.9	19.4
ラジオ体操	19.8	15.9	17.2
筋力トレ	17.5	16.6	20.0
健康体操（軽い体操含む）	15.4	12.8	13.7
ジョギング・ランニング	13.1	13.5	14.0
登山等	11.4	10.1	8.9
スキー・スノーボード	10.7	10.1	7.9
卓球	8.7	5.5	6.2
ゴルフ・グラウンドゴルフ	9.2	7.7	6.0
野球・ソフトボール	8.7	9.2	7.5
バレーボール・ソフトバレーボール	7.8	7.4	7.2
ニュースポーツ	7.3	6.2	5.0
バドミントン	6.5	6.8	5.7
キャンプ・釣り	7.7	5.9	6.3
テニス・ソフトテニス	6.2	5.6	4.7
ヨガ・ピラティス	6.3	7.0	7.0
キャッチボール	6.5	5.5	5.6

	H29	H30	R1
ボウリング	5.9	5.8	4.3
水泳	5.5	4.5	6.1
職場朝昼体操	4.7	5.1	5.8
サイクリング	5.2	3.6	4.4
サッカー・フットサル	5.1	4.2	5.5
バスケットボール	4.3	2.9	6.3
デモスポ	2.9	0.0	0.1
ノルディックウォーキング	2.5	1.6	1.6
スケート	2.2	2.0	1.2
ボルダリング	1.2	1.0	1.6
剣道	0.9	0.5	0.5
太極拳	0.9	1.0	1.4
ボート・ヨット・カヌー	1.0	0.7	0.8
ハンドボール	0.7	0.3	0.7
柔道	0.6	0.8	0.7
ラグビー・タグラグビー	0.5	0.7	1.3
弓道	0.3	0.6	0.4
サーフィン・ウインドサーフィン	0.3	0.1	0.8
ボクシング	0.1	0.2	0.5
ホッケー	0.2	0.2	0.2
空手道	0.1	0.6	0.7
なぎなた	0.1	0.1	0.4
レスリング	0.1	0.0	0.3
相撲	0.1	0.1	0.3
乗馬	0.1	0.3	0.4
スポーツ実施率（注）	61.7	61.7	63.5

出所：スポーツ振興課作成資料

（注）複数回答あるため、集計値とスポーツ実施率は一致しない。

【留意事項】

県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図る、という政策評価の目的の観点から、政策評価に記載されている以下の説明に留意されたい。

政策評価に記載されている説明	左記に対する包括外部監査人の所見
<p>(具体的推進方策の「課題」)</p> <p>成人全体の週 1 回以上のスポーツ実施率は、順調に推移しており、高齢者の実施率は高い傾向にあります。30 代・40 代の実施率は他の年代と比べると低い傾向にあることから、それらの年代がスポーツを行うことができる環境を整備する必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県営スポーツ施設の利用者数が減少していることから、県民が安心してスポーツを楽しむ機会の充実を図る必要があります。</p>	<p>スポーツ実施状況調査結果によると、岩手県民のスポーツ指向は散歩・ウォーキングを中心とした軽運動型であり、計画目標値（スポーツ実施率 65%）の達成は軽運動型の推移に大きく影響されるものと考えられる。軽運動型の普及には必ずしも多額の施設整備等を要しない点も踏まえて、県民のスポーツ指向や県営スポーツ施設利用との関連付けに関する説明が望ましいと考える。</p>
<p>(具体的推進方策の取組状況)</p> <p>県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施しています。</p>	<p>事業評価対象経費（投入コスト）に県営スポーツ施設の整備・維持管理が含まれていない問題については個別検出事項「7（1）事業評価対象経費の範囲」に記載のとおりである。左記取組状況に係る事業費が政策評価に記載されている「投入コスト」に反映されていると政策評価の読み手（県民）が誤解しないか懸念される。</p>

(2) 多様な主体との協働の考慮

いわて県民計画では、県の取組の基本方向や具体的な推進方策（工程表）の他、多様な主体が参画した取組を推進するため、「県以外の主体に期待される行動」も示している。

3 政策推進プランの構成

10の政策分野ごとの取組を進めるに当たっては、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って行動していくことが必要です。

このため、政策推進プランでは、各政策分野における幸福に関連する客観的な指標（いわて幸福関連指標）のほか、50の政策項目ごとに、取組の「基本方向」、「県が取り組む具体的な推進方策」、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

4 政策推進プランの推進

(1) 多様な主体が参画した取組の推進

平成21年（2009年）に策定した「いわて県民計画」では、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体の総力を結集し、地域の歴史的・文化的・経済的・人的資源を最大限に活用しながら、地域の個性や特色を生かすことにより、地域の価値を高めていく取組を進めてきました。

こうした取組を進める過程では、県政への参画の機会が比較的少なかった若者や女性などの参画が促進され、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を重視する視点が定着してきています。

また、東日本大震災津波からの復旧・復興においても、県民をはじめ、企業、NPO、関係団体、高等教育機関など、県内外の多様な主体の参画や交流・連携による「開かれた復興」を推進してきています。

この計画の推進に当たっても、県は、近年、拡大している県の役割を確実に果たすとともに、多様な主体が参画した地域づくりを更に進め、県政課題に取り組んでいくことが重要と考えています。

このため、県においては、ネットワーク化の支援や協働の場づくりなど、県と多様な主体との協働を広げていく取組や、民間や地域の力を引き出す取組を一層推進していきます。

出所：いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019年度～2022年度）をもとに包括外部監査人が作成

いわて県民計画の中で、スポーツ振興における「県以外の主体に期待される行動」と示されている内容は以下のとおりである。

	健康・余暇 4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	教育 19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	居住環境・コミュニティ 26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります
県民	・スポーツ活動への参加	・スポーツを担う人材、支える人材としての参加、理解	・スポーツイベントへの参加
企業・産業支援機関・県内トッププロスポーツチーム等	・スポーツ活動への支援 ・スポーツ活動への参加に向けた環境の整備	・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組への支援、協働 ・アスリートや指導者、サポート人材の活動支援	・試合の観戦招待、スポーツ教室等の開催 ・スポーツビジネスの研究・開発
スポーツ関係団体	・スポーツ関係団体及び組織体制の強化 ・生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進	・関係団体相互の連携システムの構築 ・アスリートや指導者、サポート人材等の育成 ・競技力向上事業の実施	・スポーツイベントの開催
教育機関等	・運動習慣の定着に向けた取組の推進	・次世代アスリートの発掘・育成の支援	・スポーツイベントの開催、支援、情報発信
市町村	・スポーツイベント等の開催 ・スポーツ活動への住民の参加促進 ・スポーツ環境の整備 ・障がい者スポーツの理解促進	・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組の推進、支援、情報提供 ・スポーツ活動を支える人材の育成	・スポーツイベントの誘致・開催・場の提供 ・スポーツツーリズムの推進 ・スポーツ環境の提供 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした交流事業等の推進

出所：いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019年度～2022年度）をもとに包括外部監査人が作成

【留意事項】

政策評価に掲げている以下の「具体的推進方策指標」に関して、多様な主体との協働を考慮した指標への見直し余地がないか留意されたい。

	指標名	年度目標値(R1)	実績値(R1)	達成度
4 ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実	総合型地域スポーツクラブ会員数	11,840 人	13,721 人	A
26 スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進	県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数	3,830 人	2,956 人	C

総合型地域スポーツクラブ会員数

県の説明によると、以下の役割分担を踏まえ、総合型地域スポーツクラブ会員数が県の推進方策指標として適切である、とのことである。

	役割分担	指標選定の理由
県	総合型地域スポーツクラブの創設支援	クラブ創設による会員数の増加を反映すること
	創設後のクラブの質的充実への取組	地域で評価を受け、地域の運動・スポーツの受け皿となることによる会員数の増加を反映すること
市町村	地域にあるクラブの活動を支援 健康・スポーツ事業等での連携	

しかし、総合型地域スポーツクラブ会員数の増加には、県より身近な市町村の取組活動が少なからず貢献しているものと考えられる。県内市町村別で見た場合の総合型地域スポーツクラブの育成率は 90.9%（令和 2 年 3 月 31 日現在）と未設置市町村があるため、県の役割貢献度をより端的に表す指標（例：総合型地域スポーツクラブの県内市町村における育成率）の採用が考えられる。

県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数

県は県内トッププロスポーツチーム（いわてグルージャ盛岡、岩手ビッグブルズ、釜石シーウェイブス RFC）と連携し、試合への観戦招待、スポーツ教室等、県民がスポーツを楽しむ機会を確保しているが、これらは県内トッププロスポーツチームに対する業務委託として実施している。県の取組の進捗状況を測る指標として、県の委託事業に係る参加者数を設定するのが合理的との考えのもと、県は当該委託事業に係る参加者数を具体的推進方策指標としている。

しかし、以下の点を考慮すると、「スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進」に係る代替指標（例：県内トッププロスポーツチームの自主事業によるスポーツ教室等の開催状況）の検討余地があると考えられる。

- いわて県民計画の中で、県内トッププロスポーツチームに期待される行動に「試合の観戦招待、スポーツ教室等の開催」を掲げていること
- 県の説明によると、県内トッププロスポーツチームの自主事業によるスポーツ教室等の年間参加者数は約 45 千人（令和元年度、3 チーム合計）とのことである。県が本件事業を県内トッププロスポーツチームに委託する意図には、スポーツ教室開催のみならず、多様な主体との協働を視野に入れた民間事業者育成機能の側面も有したものと考えられるが、県委託事業に係る参加者数は全体の 1 割にも満たないこと

3 県が取り組むべき課題

個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
施設老朽化による県行政サービス低下	<p>岩手県は、県土の広大さもあり多数の施設を保有しているが、行財政環境も厳しく、設置から相当年数経過し、施設老朽化への対応が不十分なものも多くあることから、県行政サービスの低下が懸念される。</p> <p>また、社会環境も変化し、市町村や民間における施設もかつてに比べて充実しており、県有施設の廃止を含め、あり方を検討する必要がある。</p> <p>しかし、個別施設計画は策定中であり、今後の改善施策が明確になっていない。</p>	<p>1(3) 施設老朽化への対応</p> <p>3(4) 個別施設における検討課題</p>
経営課題への対応が遅れている出資法人	<p>事業団は、県営スポーツ施設の管理やスポーツ振興に係る事業の運営を行っているが、指定管理者制度導入という環境変化に対応した経営改善が進んでいないため、県出資等法人としての存在意義が問われている。</p>	<p>5(8) 経営課題の識別</p> <p>5(9) 運営評価の妥当性</p>

このような県有施設のあり方に係る問題認識を踏まえ、県は以下の課題に取り組み、県民への説明責任を果たす必要があると考える。

(1) 政策優先度を明確にした事業推進

行政組織としての県のスポーツ振興分野に係る環境分析を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

		環境要因	包括外部監査人の所見
外部環境	機会	自然環境	スポーツアクティビティにも活かせる豊かな自然環境を有している。
		地方創生	まち・ひと・しごと創生法に基づく国の様々な支援メニューが整備されている。
	脅威	少子高齢化・人口減少	岩手県は全国平均を超えるペースで少子高齢化・人口減少の進展が見込まれている。
		市町村の施設拡充	県内市町村の施設拡充に伴い、希望郷いわて国体のメイン会場（北上市）やラグビーワールドカップ 2019 岩手・釜石開催会場（釜石市）のように、大規模スポーツ振興イベント会場が県有施設以外で行われるケースが生じており、県有施設のあり方が問われている。

		環境要因	包括外部監査人の所見
内部環境	強み	アスリート人材育成	アスリートの競技力向上を支える指導者・環境整備が充実していることも、世界で活躍する本県ゆかりの選手を輩出している背景にあると考えられる。
		特徴的なスポーツ施設整備	JOC の強化拠点に認定されているスポーツライミング施設のように、特徴的なスポーツ施設を有している。
	弱み	県有施設の老朽化(行政サービス低下)	多くの県営スポーツ施設が岩手国体(昭和 45 年)での使用を目的に整備されたものであり、継続使用していることから、老朽化の進行に伴う行政サービスの低下が懸念される。
		予算的制約(財政)	少子高齢化・人口減少の進行に伴い、自主財源のさらなる減少が懸念される。
		地方創生推進の専門的人材	地方創生推進を担う人材には行政部門と異なる資質が求められるため、専門的人材が不足している。

上記環境分析を踏まえ、県のスポーツ振興分野を 4 つの領域(積極戦略、改善戦略、差別化戦略、縮小戦略)に整理することが考えられる。

外部環境		内部環境	
		強み	弱み
		アスリート人材育成 特徴的なスポーツ施設整備	県有施設の老朽化(行政サービス低下) 予算的制約(財政) 地方創生推進の専門的人材
機会	自然環境 地方創生	【積極戦略】 以下のような強みを活かした事業の強化が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指導者層の充実化に係る県施策・取組が本県出身アスリート輩出に寄与している ➢ 特徴的な県営スポーツ施設の整備(例:スポーツライミング) 	【改善戦略】 いわてスポーツコミッションの活動を一層推進するため、地域スポーツコミッション(例:盛岡広域スポーツコミッション)との連携を含めて、専門的人材の充実化を図る。
		<事業実績・具体化された計画> リードジャパンカップ2020開催誘致(令和2年8月)	<事業実績・具体化された計画> 明確なものは見受けられない
脅威	少子高齢化・人口減少 市町村の施設拡充	【差別化戦略】 市町村が効果的に事業推進するための環境整備やソフト事業の強化が考えられる。	【縮小戦略】 市町村や民間の取組が進むことにより、県として維持する必要性に乏しい施設が生じ、廃止を含めた施設のあり方の見直しが必要となる可能性がある。
		<事業実績・具体化された計画> いわてスーパーキッズ発掘・育成事業	<事業実績・具体化された計画> 新規投資を抑制した国体開催 県有施設の再編(例:盛岡南公園野球場) 県有施設に係る個別施設計画(注)

(注) 令和2年度中に策定予定であるが、実地監査期間中に内容確認できなかったため、今回

の包括外部監査の対象外である。

県のスポーツ振興事業全体を維持・発展させる観点から、市町村や関係団体などを含めた県の行政サービス水準等を検討の上、財源や人的資源の配分をハード（施設整備、維持管理）からソフト（特に地方創生分野）にシフトするなど、政策優先度を明確にした事業推進が必要と考える。

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

出所：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日（平成30年2月27日改訂） 総務省）

なお、新型コロナウイルス感染症については、監査対象年度における大きな影響は確認できなかったが、今後、感染防止のための「新しい生活様式」への対応が求められる。ICTの利活用によるスポーツへの参加機会の創出などの新たな取組も見られることから、県は、引き続き社会環境の変化を注視の上、事業推進に取り組まれない。

(2) 行政経営目標設定の実効性確保

公共施設等総合管理計画では、財政負担の軽減・平準化を図ることを主な目的としている。

1.1 計画策定の趣旨

岩手県では、高度成長期から昭和50年代を中心に社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設等を建設し、各種の公共サービスを提供してきました。現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、大量に大規模修繕・更新の時期を迎え、多額の経費が必要となることを見込まれます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した、海岸保全施設や漁港施設などの施設について、現在、各地で復旧・復興工事が進められている状況にあり、今後、施設数の増加や機能向上による維持・更新等に係る経費の増加が見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要も大きく変化しつつあり、また財政面では、将来的な税収の減少、社会保障関係費等の増加などにより、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれています。

近年、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など施設の老朽化等による重大な事故が発生し、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、平成25年11月に国の関係省

庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を受け、地方公共団体は、保有するすべての公共施設等を対象に、中長期的な取組の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定することとされました。

こうした状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

出所：岩手県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定（平成 30 年 8 月改訂） 岩手県）

また、行政経営プランでは県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組む必要性が示されているが、公共施設の長寿命化対策に係る目標指標として「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定割合（令和 2 年度までに 100%）」を掲げている。

現状と課題

「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画については、所管部局ごとに全ての施設類型において、2020 年度までに策定を完了する必要があることから、個別施設計画の策定に向けた支援と進捗管理を行っていく必要があります。

また、個別施設計画の策定後は、計画に基づいて公共施設等の長寿命化対策を推進していくことが求められています。

主な取組内容

公共施設等の長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を推進し、長期的な視点を持って、公共施設等の維持管理、修繕、更新等を計画的に行います。

出所：行政経営プラン

しかし、公共施設等総合管理計画の目的は中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化であり、個別施設計画の策定はその手段と考えられる。よって、行政経営プランにおける公共施設の長寿命化対策に係る目標指標は、個別施設計画の策定割合より、長寿命化対策等の効果額などとするのが合理的である。

2 総合管理計画に記載すべき事項について、現在の総合管理計画に記載していない地方公共団体においては、記載事項について検討を行い、内容の充実を図ること。特に、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやその財源、数値目標等については、総合管理計画の進捗状況等を評価しながら効果的に対策を推進していくために重要であることから、まだ定めていない場合には、速やかに検討を行うこと。

出所：公共施設等の適正管理の更なる推進について（平成 30 年 4 月 25 日 総務省自治財政局財務調査課事務連絡）

県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組むため、行政経営目標設定の実効性を確保する必要があると考える。

(3)出資法人のあり方の見直し

県では、これまでの出資等法人改革の取組等において、県施策推進上の役割や存在意義が希薄化した法人等の整理合理化を進めた、との説明がなされている。

県では平成15年10月に「岩手県行財政構造改革プログラム」を策定し、長引く景気の低迷や社会経済情勢の大きな変化に対応するため、歳入確保、歳出削減、職員体制のスリム化などに取り組みました。

法人では、それまで比較的安定的に県民サービスの規模が維持、拡大していたことから、法人マネジメントの重要性が必ずしも十分に意識されずに運営が行われてきた傾向にありました。

また、大きな環境変化への対応が十分になされず、結果として、法人の中には、県施策推進上の役割や存在意義が希薄化したり、経営上の問題が大きくなったものが出てきました。

こうした問題は、法人の運営だけでなく、法人が提供するサービスの内容や出資等を行っている県の行財政にも大きな影響を与えかねないことから、県では、「岩手県出資等法人改革推進プラン」（平成15年度～平成18年度）及び「新岩手県出資等法人改革推進プラン」（平成19年度～平成22年度）を策定し、集中的に法人の経営改善に取り組みました。

県施策推進上の役割や存在意義が希薄化した法人、設立直後の立ち上がりを支援するために出資等を行った法人について、廃止や出資引揚げなど整理合理化を進めるとともに、経営上問題を抱えている法人については、経営改善計画に基づく早急な経営改善を推進し、将来にわたって過大な県民負担を招くおそれが生じないよう、経営上の課題解決に向けて取り組みました。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

事業団は、事業活動の実態を十分に考慮した外部・内部環境分析を行ったうえで、経営課題を的確に把握し、課題の解決に向けた具体的かつ有効な取組を計画的に行うことが必要である。県としては、事業団の自律的な取組を尊重しつつ、実効性ある運営評価等の指導監督を通じて、事業団の取組を支援することが期待されている。

一方で、県は、運営評価の結果等を踏まえながら、県施策推進上の役割や存在意義が変化していると認められる県出資等法人、抜本的な経営改革が必要なもの等に対して、有効な措置を果敢に講じることを強く求める。

添付資料 1 . 社会体育施設の一覧

県担当課	区分	完成年度	施設名	所在地	管理者	施設内容	土地(千円)	建物・工作物(千円)		左記に係る減価償却費(千円)	備考
								取得価額	帳簿価額		
スポーツ振興課	運動広場A	S40	岩手県営運動公園陸上競技場	盛岡市みたけ1丁目10-1	事業団	多目的競技場(芝生)トラック1周400m、8コース	9,239,891	1,222,496	461,191	16,504	岩手県営運動公園総面積237,000㎡補助競技場運動広場、ラグビーフットボール場、サッカー場、テニスコート、登はん競技場(屋外H15m×W4m×2面、屋内1棟)体カつくりコース
		S40	岩手県営運動公園補助競技場			トラック1周300m					
		H26	岩手県営運動公園サッカー・ラグビー場(第1グラウンド)			サッカー、ラグビー場1面(人工芝)					
		S42	岩手県営運動公園サッカー場(第2グラウンド)			サッカー場1面(クレー)					
		S43	岩手県営運動公園野球場			野球1面					
	コート	H25	岩手県営運動公園テニスコート			テニスコート8面(砂入り人工芝) 夜間照明施設200ルクス					
	体カつくりコース	S52	県営運動公園ヘルスコース			案内板、距離表示板					
	野球場	S44	岩手県営野球場	盛岡市三ツ割4-9-2		グラウンド面積13,677㎡ 両翼91.5m センター122m 夜間照明1,000W×93灯×6基 全灯時バッテリー間2,300ルクス 内野2,200ルクス 外野1,038ルクス	2,315,084	1,138,126	532,135	15,365	
	体育館	S42	岩手県営体育館	盛岡市青山2丁目4-1		競技場面積1877.2㎡ 競技場タテ41m×ヨコ32m(RC)	491,508	341,221	137,913	4,606	
		S51	岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市青山4丁目12-31		763.2㎡タテ24m×ヨコ31.8m(RC)(S)	-	52,564	34,706	710	土地は盛岡市所有
水泳プール	H5	県営屋内温水プール	雫石町長山大鉢森38-4	セントラルスポーツ(株)盛岡総合ビルメンテナンスグループ	50m×25m(水連公認)流水プール、ウォータースライダー2基、幼児用プール、トレーニングルーム、浴室	144,460	4,086,137	1,170,010	55,163	いわて型チップボイラーと地下水利用型ヒートポンプにより加温	
柔剣道場	H元	岩手県営武道館	盛岡市みたけ3丁目24-1	事業団	大道場1,367㎡ 柔道場508㎡ 剣道場508㎡	628,385	3,307,209	1,116,407	44,647		
弓道場	S61	岩手県営武道館	盛岡市みたけ3丁目23-30		近的12人立 遠的(野外)6人立(RC)						
相撲場	S61	岩手県営武道館			鉄骨平屋建 附属棟						
スキー場	S60	岩手県営スキージャンプ場	八幡平市矢神8-1	八幡平市	メディアムヒル1台 スモールヒル1台 屋外照明施設6基 散水栓7カ所	-	465,645	209,194	6,286	土地は八幡平市所有	
スケート場	S47	岩手県営スケート場	盛岡市みたけ5丁目9-1	事業団	アイスホッケー60m×28m1面 フィギア60m×28m1面 スピード400m×15m1面	914,578	716,656	241,082	9,675	公認	
漕艇場又はヨット場	S58	県立御所湖漕艇場	盛岡市繫字除		2,000mコース1 1,000mコース1 艇庫1,224.7㎡	574	206,771	34,564	2,791		

県担当課	区分	完成年度	施設名	所在地	管理者	施設内容	土地(千円)	建物・工作物(千円)		左記に係る減価償却費(千円)	備考
								取得価額	帳簿価額		
障がい保健福祉課	コート	H6	ふれあいランド岩手	盛岡市三本柳 8-1-3	岩手県社会福祉協議会	テニスコート4面(オムニコート)夜間照明付	702,160	3,729,773	1,851,251	72,227	併設施設 第1卓球室 62㎡ 身障者用1台、一般用2台 第2卓球室 40㎡ 視覚障害者用1台
	体育館	H6	ふれあいランド岩手			体育館 900㎡ トレーニングルーム 99㎡					
	運動広場B	H6	ふれあいランド岩手			陸上競技場 6,749㎡ トラック1周200m6コース					
		H6	ふれあいランド岩手			ゲートボールコート2面 1,092㎡					
水泳プール	H6	ふれあいランド岩手	屋内温水プール 25m×6コース ジャグジープール(採暖用) 採暖室								
都市計画課	野球場	S56	御所大橋運動広場野球場	雫石町大字西安庭第23地割字下戸沢	KOIWA	13,110㎡ 95m 116m	-	2,714	1	-	
	運動広場A	S56	御所大橋運動広場多目的グラウンド			1面	-	2,313	1	-	
	コート	S62	花巻広域公園テニスコート	花巻市金矢5地割	事業団	テニスコート8面 全天候	25,792	26,475	22,928	1,774	
	運動広場A	S62	花巻広域公園運動広場			多目的広場	27,948	272	235	18	貸切の場合、有料
港湾課	運動広場B	S62	久慈港諏訪下中央緑地運動場	久慈市長内町字諏訪下(みなと中央公園内)	岩手県	バックネット	-	267,944	48,402	2,847	運輸省環境整備事業
	コート	S62	久慈港諏訪下中央緑地テニスコート			ハードコート(合成樹脂)2面	-	-	-	-	運輸省環境整備事業
		H12	久慈港半崎地区緑地テニスコート(兼ゲートボール)	久慈市夏井町閉伊口	オムニコート2面	-	306,721	88,213	15,336	運輸省環境整備事業	
	漕艇場又はヨット場	H11	リアスハーバー宮古	宮古市神林9-1	特定非営利活動法人いわてマリンフィールド	クラブハウス 艇庫 保留棧橋	-	369,685	200,959	21,605	
花巻空港事務所	相撲場	S58	宮野目地区相撲場	花巻市東宮野目第1地割67-3	宮野目コミュニティ会議	屋根	2,011,497	3,852	444	92	運動広場併(花巻市にて占用)
観光・プロモーション推進室	運動広場A	S61	船越家族旅行村多目的広場	山田町船越9-266	岩手県	ソフトボール 野球	212	289,308	2,645	32,540	ピクニック広場 5,929㎡ 芝生広場 6,000㎡ 併 仮設住宅 46戸設置 につき使用不能
	体力づくりコース	S61	船越家族旅行村わんぱくジャブジャブ広場	山田町船越9-10-1	山田町	アスレチックコース	-	30,623	468	6,098	
	キャンプ場	S57	岩洞湖家族旅行村キャンプ場	盛岡市玉山区藪川字亀橋 33-4	盛岡市	テントサイト28、サニタリーハウス(水洗トイレ・温水シャワーコインランドリー)、炊事棟、オートキャンプサイト20	1,870	232,391	1,061	7,967	ハイキングコース併
		H10	陸前高田オートキャンプ場	陸前高田市小友町蠟瀬沢地内	岩手県陸前高田市	オートキャンプサイト96、キャンピングカーサイト12、フリーサイト58、ケビン10、トレーラーハウス5、管理棟1、サニタリーハウス4、遊具	-	994,283	135,719	23,800	

県担当課	区分	完成年度	施設名	所在地	管理者	施設内容	土地(千円)	建物・工作物(千円)		左記に係る減価償却費(千円)	備考
								取得価額	帳簿価額		
自然保護課	ハイキングコース	H7	りんごと山桜のみち	盛岡市	盛岡市	巾着 1.5m	-	3,809	379	156	
		H4	野鳥観察のみち	滝沢市	滝沢市		-	-	-	-	
		H5	御所湖畔のみち	雫石町	雫石町	公衆トイレ1	-	9,457	1,031	351	
		H7	奥の嵐山のみち	岩手町	岩手町	巾着 1.5m	-	8,008	801	328	
		H6	旧奥州街道のみち	岩手町一戸町	岩手町一戸町	東屋1	-	8,077	901	312	
		H6	南昌山麓ふもとめぐりのみち(新・奥の細道)	矢巾町	矢巾町		-	20,024	3,251	729	
		H3	賢治文学散歩のみち	花巻市	花巻市		-	733	81	47	
		H5	高村光太郎のみち	花巻市			-	-	-	-	
		H7	湯治場のみち	花巻市		巾着 1.5m、東屋1	-	9,107	911	373	
		H7	いで湯と滝のみち	花巻市		巾着 1.5m、東屋1	-	7,669	1,548	278	
		H6	毘沙門天のみち	花巻市東和町		公衆トイレ1	-	32,518	5,637	1,169	
		H8	渓流と遊ぶのみち	花巻市紫波町		花巻市紫波町	巾着 1.5m	-	9,088	903	390
		H5	ミズバショウのみち	北上市	北上市	公衆トイレ1	-	25,702	4,413	887	
		H5	古墳と湧水のみち	北上市		公衆トイレ1	-	24,351	3,614	864	
		H5	桜とつつじのみち	北上市		公衆トイレ1	-	21,505	2,349	798	
		H8	堤とまきばを通るのみち	北上市金ヶ崎町	北上市金ヶ崎町	巾着 1.5m	-	4,136	411	177	
		H4	仙人峠秘境のみち	遠野市釜石市	遠野市釜石市	公衆トイレ1	-	4,522	3,686	715	
		H2	室根山自然観察路	一関市室根村折壁字室根山 1-1	一関市	巾着 1.5m 東屋2、ベンチ10	-	2,846	350	89	
		H2	巖美渓谷のみち	一関市平泉町	一関市平泉町	公衆トイレ1 東屋1	-	337	38	21	
		H6	古刹をめぐのみち	奥州市	奥州市	東屋1	-	6,901	756	267	
		H7	東街道を訪ねるのみち	奥州市		巾着 1.5m、トイレ1、東屋1	-	12,900	1,315	527	
		H5	伝説義経北行コースのみち1	奥州市江刺		幅員 1.5m、トイレ1	-	35,069	4,545	1,454	
		H8	伝説義経北行コースのみち2	奥州市江刺		巾着 1.5m	-	5,907	1,144	227	
		H4	経塚山へのみち	平泉町、奥州市	平泉町奥州市	東屋	-	-	-	-	
		H2	藤原三代探訪のみち	平泉町	平泉町	休憩所2	-	-	-	-	
		H10	ハマナスと浜辺のみち	宮古市田老～浄土ヶ浜	宮古市	防護柵 126m 歩道橋1、解説板 案内板4、制札3	-	10,181	1,390	440	使用中(H23.3.11～一部中止)
		H9	真崎海岸を訪ねるのみち	宮古市沢尻～真崎	岩手県	案内施設 展望台 休憩施設	-	387	152	11	使用中
		H9	暮石海岸を訪ねるのみち	大船渡市末崎町		公衆トイレ 案内板	-	7,847	2,955	233	
		S53	蛇ヶ崎園地	陸前高田市小友町字谷地館	陸前高田市	巾着 1.5m トイレ1棟	-	8,514	1,067	196	
		H3	リアス海岸尾崎半島のみち	釜石市	釜石市	東屋1	-	15,505	1,592	870	
		H3	リアス海岸箱崎半島のみち	釜石市		公衆トイレ1 東屋1	-	11,577	384	458	
		H8	滝観洞のみち	住田町	住田町	巾着 1.5m、トイレ1	-	19,291	2,376	805	
		H6	種山高原のみち	住田町江刺市	住田町江刺市	東屋1	-	6,764	677	265	
		H11	船越半島を訪ねるのみち	山田町田の浜～小根ヶ崎	岩手県	案内板	-	12,822	2,037	568	東日本大震災で一部通行止め区間有り
H12	陸中海岸北限のみち	久慈市侍浜町		案内板 ベンチ	-	3,667	368	183	キャンプ場併		
H4	天台寺を訪ねるのみち	二戸市滝見橋～漆沢	二戸市	トイレ1	-	-	-	-			
H4	末の松山のみち	二戸市一戸町	二戸市一戸町	公衆トイレ1 東屋2	-	-	-	-			
H12	北山崎・黒崎海岸を望むのみち	普代村・田野畑村黒崎～北山崎	田野畑村普代村	案内板 展望台 休憩施設	-	1,829	290	86			

県担当課	区分	完成年度	施設名	所在地	管理者	施設内容	土地(千円)	建物・工作物(千円)		左記に係る減価償却費(千円)	備考
								取得価額	帳簿価額		
教育企画室	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S55	雫石高等学校 屋外運動場照明施設	雫石町柿木36-1	雫石高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×6基	752,102	16,500	5,841	281	
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S55	雫石高等学校 体育施設開放用 クラブハウス			管理人室(宿直用) シャワー室、用具室、 更衣室、休憩室、便所	-	13,183	2,452	290	
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S57	花巻北高等学校 屋外運動場照明施設	花巻市本館54	花巻北高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×6基	1,546,802	18,460	1,846	462	
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S57	花巻北高等学校 体育施設開放用 クラブハウス			管理人室1、用具室1、 休憩室1、更衣室1、 シャワー室2、便所2	-	13,183	3,032	290	
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S58	黒沢尻工業高等学校 屋外運動場照明施設	北上市飯豊字村崎野24-19	黒沢尻工業高校	182.76 ルクス 10,000W×8灯×6基	1,775,803	16,988	2,124	425	クラブハウス併
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S59	一関第二高等学校 屋外運動場照明施設	一関市赤荻字野中23	一関第二高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×3基	1,191,780	20,000	8,440	340	
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S59	一関第二高等学校 体育施設開放用 クラブハウス			管理室1、用具室1、 休憩室1、更衣室2、 シャワー室2、便所2	-	13,183	3,612	290	
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S54	水沢高等学校 屋外運動場照明施設	奥州市水沢竜ヶ馬場5-1	水沢高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×6基	1,566,329	15,990	1	-	
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S54	水沢高等学校 体育施設開放用 クラブハウス			管理員室1、用具室1、 休憩室1、更衣室2、 シャワー室2、便所2	-	13,183	2,162	290	
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S56	宮古工業高校 屋外運動場照明施設	宮古市赤前第1地割81	宮古工業高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×6基	228,033	14,507	1	-	使用中止
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S56	宮古工業高校 体育施設開放用 クラブハウス			管理員、休憩室1、 用具室1、シャワー室2、 更衣室2、便所2	-	13,183	2,742	290	使用中止
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S55	大船渡東高校 屋外運動場照明施設	大船渡市立根町字冷清水1-1	大船渡東高校	182.76 ルクス 1,000W×8灯×6基	486,764	14,900	5,275	253	
	学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S60	岩泉高等学校 屋外運動場照明施設	岩泉町岩泉字松橋4	岩泉高校	162.24 ルクス 1,000W×8灯×6基	372,321	15,059	6,611	256	
	学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S60	岩泉高等学校 体育施設開放用 クラブハウス			管理室1、用具室1、 休憩室1、更衣室2、 シャワー室2、便所2	-	12,774	128	383	
学校体育施設開放施設(屋外照明施設)	S58	福岡高等学校 屋外運動場照明施設	二戸市福岡字陳場	福岡高校	170.8 ルクス 1,000W×8灯×6基	171,546	16,347	2,043	409		
学校体育施設開放施設(クラブハウス)	S58	福岡高等学校 体育施設開放用 クラブハウス	二戸市福岡字上平10		管理員室1、用具室1、 休憩室1、更衣室2、 シャワー室2、便所2	-	13,183	3,322	290		
教育委員会生涯学習文化財課	スケート場	S58	岩手県立東北青少年の家スケート場	二戸市仁左平字放森61-35	事業団	スケートリンク 60m×30m×1面	306,819	273,286	15,031	7,379	

出所：スポーツ振興課作成資料

(注)平成31年4月1日現在を表すが、「土地」「建物・工作物」「減価償却費」は固定資産台帳(平成30年度)の金額を表す。

添付資料 2 . 県営スポーツ施設の運営状況

	単位	計算式	運動公園	体育館	野球場	武道館	スケート場	御所湖 艇庫	勤労身体 障がい者 体育館	スキージャ ンプ場	屋内温水 プール
利用料金収入	千円	a	16,339	8,372	10,016	10,404	5,950	1,033	3,049	89	6,096
指定管理料	千円	b	89,206	33,977	55,887	50,245	77,222	16,004	21,911	2,824	88,077
収入合計	千円		105,545	42,349	65,903	60,649	83,172	17,037	24,960	2,913	94,173
人件費	千円		41,048	16,495	22,813	25,537	7,731	10,134	11,806	683	21,309
維持管理費	千円								9,261		56,009
旅費	千円		143	0	5	8	0	1			
報償費	千円		0	0		0	138	0			
需用費	千円		24,908	10,260	16,032	17,224	52,119	1,387		1,239	
消耗什器備品	千円		0	0	164	0	0	99			
役務費	千円		3,488	971	903	1,069	722	747		54	
委託費	千円		28,936	8,345	18,819	14,512	20,632	2,152		1,069	
使用量及び賃借料	千円		705	340	117	637	171	184			
福利厚生費	千円		134	52	64	105	10	53			
負担金	千円		36	9	0	31	0	34			
事業費	千円								0		18,896
その他	千円		5,498	2,967	3,650	3,312	1,769	2,015	1,998	0	0
支出合計	千円		104,896	39,439	62,567	62,435	83,292	16,806	23,065	3,045	96,214
収支差額	千円		649	2,910	3,336	1,786	120	231	1,895	132	2,042
利用者数	人	c	527,404	62,024	137,396	168,735	24,447	8,342	25,091	486	40,170
利用減免額	千円	d	2,254	1,428	1,941	4,985	5,154	502		109	2,104
減価償却費	千円	e	16,504	4,606	15,365	44,647	9,675	2,791	710	6,286	55,163
利用者1人当たり 利用料金収入	円	a/c	31	135	73	62	243	124	122	183	152
減免割合	%	d/(a+d)	12.1	14.6	16.2	32.4	46.4	32.7	0.0	55.1	25.7
利用者1人当たり 指定管理料	円	b/c	169	548	407	298	3,159	1,918	873	5,811	2,193
利用者1人当たり 行政コスト	円	(b+d)/c	200	622	519	562	3,554	2,253	902	18,745	3,566

出所：スポーツ振興課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 減価償却費は地方公会計に基づく各施設の金額(実地監査期間中に令和元年度の金額を確認できなかったため、平成30年度の金額)を表す。

添付資料 3 . 県営スポーツ施設のあり方について

県営スポーツ施設に関する課題

県営スポーツ施設の整備・改修については、東日本大震災の発災や希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催、厳しい県の財政状況等により計画変更等を余儀なくされてきたが、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、次の視点による検討が必要である。

1 県営スポーツ施設の施設・設備の著しい老朽化

利用者の安全を最重点として、必要性や緊急性を考慮しながら計画的に維持補修を行っているが、経年とともに施設・設備の老朽化が著しくなっており、大規模な改修や改築、代替施設等（以下「改修等」という。）の検討が必要な時期に来ている。

2 市町村との連携や役割分担

平成 11 年の岩手インターハイ等を契機に、市町村が整備したスポーツ施設も充実してきており、本県の中核的スポーツ施設については、県営の施設だけではなく、市町村を含めた全体で担っていくよう、県・市町村の連携や役割分担の検討も必要となってきた。

3 国体終了後の県営スポーツ施設のあり方

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の競技会場については、既存施設を最大限有効活用する方針とし、既存の県営スポーツ施設についても優先的かつ必要最小限の整備を進めてきたが、今後は、その劣化状況や今後の活用見込みを十分に勘案したうえで、改修等の検討が必要である。

4 岩手県公共施設等総合管理計画との整合

平成 28 年に岩手県公共施設等総合管理計画が策定されたことに伴い、当該計画に位置付けられたコスト縮減、財政負担の平準化、施設規模や配置、機能等の適正化、環境への配慮や市町村等との連携などとも整合を図る必要がある。

岩手県公共施設等総合管理計画については、資料 3 参照

県営スポーツ施設に係る基本的考え方

市町村における高規格なスポーツ施設の整備等、県内施設の充実化という現状や、「行政は住民に近い市町村（基礎的自治体）が第一義的に担い、県は市町村では解決できない広域的な課題などを処理する。」という、改正地方自治法による県と市町村の基本的な役割分担（市町村優先の原則、補完性の原理・近接性の原理）を踏まえ、県の役割として、次の考え方に基づき県営スポーツ施設の維持・改修等に努めることが望ましい。

1 県民がスポーツに親しむ環境の確保

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機に高まったスポーツに対する関心を維持・向上させるため、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を、市町村と連携して確保することが重要であり、県営スポーツ施設の老朽化の程度に応じた改修等を進める必要がある。

2 競技力の向上を担う施設の整備

県は、アスリートの医・科学的なサポートや、季節や天候に左右されずにトレーニングが可能な施設の整備など、市町村では担うことが困難な県代表クラス以上のアスリート育成や競技力の向上に注力していくべきである。

ただし、市町村によっては特定のスポーツ振興（ホッケー、自転車、スキージャンプ等）を軸とした街づくりが行われている場合もあり、県営スポーツ施設についてはこうした動きも考慮しつつ検討する必要がある。

3 全国規模の競技会等を開催できる施設の確保

全国的な競技会を開催できる水準のスポーツ施設は、競技ごとに県で少なくとも1か所以上あることが望ましく、市町村において保有していない施設機能については、補完的機能を担う県の役割として改修等を検討していく必要がある。

4 東日本大震災からの復興状況や県財政を勘案

東日本大震災津波からの復興の途上にあることを踏まえるとともに、長期的な視点に立った公共施設等マネジメントを推進する必要があることから、岩手県公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、優先順位を定め、計画的に県営スポーツ施設の改修等を進めていくべきである。

県営スポーツ施設の今後のあり方

これまで述べた現状、環境変化、スポーツ振興の基本方針、県営スポーツ施設に関する課題、基本的考え方を踏まえ、ここからは県営スポーツ施設ごとに長期的な視点での今後のあり方に加え、県民ニーズや県の財政状況も考慮した当面の措置について整理していく。

なお、県営野球場については、盛岡市で計画している新野球場の整備方針等を踏まえて別途検討していく。

1 県営運動公園

(1) 陸上競技場（昭和 41 年 6 月完成、第 2 種公認陸上競技場）

県内に 8 か所ある公認陸上競技場のうち、全国規模の競技会を開催できる第 1 種公認は北上陸上競技場のみ、東北規模の競技会を開催できる陸上競技場は、北上に加え県営陸上競技場のみである。

- 1 一関陸上競技場についても県営と同様第 2 種公認であるが、補助競技場を有していないため、東北大会以上の開催は現実的には困難とされている。
- 2 県営陸上競技場を第 1 種公認にするためには、補助競技場を拡張する用地が不足している。

【公認陸上競技場の主な基準】

項目	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
使用できる大会	日本選手権や国民体育大会など、日本陸連が主催する全国規模、および国際的な大会	加盟団体陸上競技選手権大会、及び地方における主要な大会	加盟団体等の対抗競技会等	加盟団体の加盟団体の大会・記録会
トラックとフィールドの舗装材	全天候型舗装	全天候型舗装	全天候型舗装	全天候型舗装が望ましいが土質のものでも可
走路一周の距離	400m	400m	400m	200m 250m 300m 400m
直走路	8 又は 9 レーン	8 又は 9 レーン	8 レーン	6 レーン以上
曲走路	8 又は 9 レーン	8 又は 9 レーン	6 レーン以上	4 レーン以上
インフィールド	天然芝	天然芝	天然芝	天然芝が望ましいが、人工芝でも可
補助競技場	全天候舗装、走路一周 400m で第 3 種相当	全天候舗装が望ましい	なくてもよい	なくてもよい
観客席の収容人員	15,000 人以上	5,000 人以上	相当数	相当数
県内の状況	北上	県営、一関	金ヶ崎、宮古	花巻、遠野、滝沢

全国規模の競技会に関しては、国体、全国高校総体ともここ 10 年以内に開催しており、今後 10 年以内には全国中学校大会又は全国高校総体の開催が想定されるが、県内で総会開会式や陸上競技が行われるとしても、北上陸上競技場での開催が可能である。

県営陸上競技場に係る参考データ

1 設置年度 昭和 41 年 6 月 耐用年数 65 年（平成 46 年度）

2 利用状況

(1) 陸上競技場

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	171,954	176,283	218,172	214,336	149,062
利用率(%)	86.2	75.6	93.1	88.1	96.6

(2) 補助競技場

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	42,727	66,563	113,315	120,034	45,021
利用率(%)	71.6	56.8	58.5	56.4	63.7

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	(27.7 億円)	H29 予算 × 30 年
施設整備費	17.5 億円	第 2 種公認に伴う改修工事 メインスタンド改修、補助競技場改修 等
計	(45.2 億円)	

管理運営費は、県営運動公園内にある他の施設を含めた全体の費用である。

4 県内における全国規模の大会実績

- H11 インターハイ 北上陸上競技場
- H23 北東北インターハイ 北上陸上競技場
- H28 希望郷いわて国体 北上陸上競技場

(今後のあり方)

全国規模の競技会・大会については、しばらくの間、1種公認である北上陸上競技場の利用が可能であるため、県営陸上競技場については、長期的な観点から、インターハイ、国体等の全国規模の競技会・大会開催の見通し等も勘案し、改修、改築等について改めて検討することが望ましい。

なお、検討に当たっては、陸上競技場のスタンドが平成 46 年度に耐用年数を迎えるため、劣化度調査等の結果を踏まえる必要がある。

(当面の措置)

東北規模の競技会を開催できる 2 か所の競技場の一つであり、東北又は県規模の競技会の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、2種公認を維持していく必要がある。

(2) テニスコート（昭和 42 年 7 月完成、平成 10 年オムニコート化）

県内には、県営と同様の仕様である砂入人工芝（オムニコート）のテニスコートが多数あり、県営よりも充実した施設で全国規模の競技会も開催されている状況にある。

県営は、平成 11 年のインターハイで硬式テニスの会場となったが、平成 28 年の希望郷いわて国体では会場とならなかった。

【全国規模競技会を開催した施設の状況】

施設名	整備年	施設状況
県営テニスコート	S42	オムニコート 8 面、収容人員 1,000 人、照明施設
盛岡市立太田テニスコート	S53	オムニコート屋外コート 14 面（ナイター設備 10 面） 屋内コート 2 面
北上市和賀川グリーンパークテニスコート	H9	全天候型コート 18 面、夜間照明 20 機 12 面分
八幡平市 安比高原テニスクラブ	-	オールウェザー（全天候・屋外型）コート 18 面

県営運動公園テニスコートに係る参考データ

1 設置年度 昭和 42 年 7 月 耐用年数 基準なし

2 利用状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	63,020	44,450	57,394	60,325	57,759
利用率(%)	99.6	100.0	98.8	99.0	100.0

3 今後 30 年間の概算維持費

区分	概算維持費	積算内容
管理運営費	(27.7 億円)	H29 予算 × 30 年
施設整備費	1.4 億円	経過年数に伴う改修 等
計	(29.1 億円)	

管理運営費は、県営運動公園内にある他の施設を含めた全体の費用である。

4 県内における全国規模の大会実績

H11 インターハイ	ソフトテニス 硬式テニス	北上市和賀川グリーンパークテニスコート 盛岡市立太田テニスコート 県営運動公園テニスコート
H28 希望郷いわて国体	ソフトテニス 硬式テニス	北上市和賀川グリーンパークテニスコート 盛岡市立太田テニスコート 八幡平市 安比高原テニスクラブ

（今後のあり方）

県営よりも充実した機能を備えた市町村営施設が増えており、また、市町村営施設において全国規模の競技会・大会が開催されている現状を踏まえると、県営の施設として現在の施設水準を維持する必要性は高くない。

（当面の措置）

一方、都市公園として地域住民の利用を目的としている施設でもあり、現状において、小規模の大会や一般利用などでの利用率が極めて高いことから、当面、現状を維持しつつ、大規模な改修が必要となった際は、そのあり方について改めて検討する必要がある。

(3) サッカー・ラグビー場（昭和 43 年 10 月 2 面完成、平成 26 年 1 面人工芝整備）

県内には、サッカー場は多数あるが、人工芝のフィールドは少ない状況にある。

県営サッカー・ラグビー場の 1 面を平成 26 年に人工芝に改修したが、天候に左右されずに大会や練習が可能となり、利用者が大幅に増えている状況にある。

また、県営サッカー・ラグビー場は、平成 11 年のインターハイ及び平成 28 年の希望郷いわて国体で競技会場として使用している。

なお、県営サッカー・ラグビー場第 2 グランドは、現在凍結されているスポーツ健康科学センター（多目的屋内練習施設）の建設予定地である。

【県内の人工芝グラウンド】

施設名	整備年	施設状況
県営サッカー・ラグビー場	S43	人工芝グラウンド 1 面、クレーグラウンド 1 面
盛岡市つなぎ多目的運動場	H26	人工芝グラウンド 1 面
岩手県フットボールセンター（紫波町）	H23	人工芝グラウンド 1 面
葛巻町総合運動公園運動広場	H4	人工芝インフィールド（一般 1 面・少年 2 面）
岩手町総合グラウンド	H5	人工芝グラウンド 1 面（11 人制ホッケー 1 面、一般サッカー 1 面、少年サッカー 2 面）
花巻市スポーツキャンプむら	H10	人工芝サッカー場 1 面、サブグラウンド（天然芝）3 面
遠野市国体記念公園市民サッカー場	S43	人工芝サッカー場 1 面（ジュニアサッカー 2 面）ラグビー場 1 面
一関サッカー・ラグビー場	H26	人工芝インフィールド（サッカー一般 1 面・少年 2 面）
釜石市球技場	S36	人工芝ピッチ ラグビー 1 面、サッカー 1 面

県営サッカー・ラグビー場に係る参考データ

- 設置年度 昭和 43 年 10 月 耐用年数 基準なし
平成 26 年 6 月 ラグビー場人工芝改修
(サッカー・ラグビー場第 1 グランドと名称変更)

2 利用状況

(1) サッカー・ラグビー場（第 1 グランド：人工芝）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	52,822	25,820	29,001	67,782	69,619
利用率(%)	76.0	95.4	76.7	88.9	89.5

(2) サッカー・ラグビー場（第 2 グランド：クレー）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	50,692	46,964	37,046	41,880	41,170
利用率(%)	69.9	74.1	68.8	77.2	76.4

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	(27.7 億円)	H29 予算 × 30 年
施設整備費	5.6 億円	経過年数に伴う改修(人工芝補修など) クレーグラウンドの人工芝化改修等
計	(33.3 億円)	

1 管理運営費は、県営運動公園内にある他の施設を含めた全体の費用である。

4 県内における全国規模の大会実績

H11 インターハイ(サッカー)

盛岡南公園球技場、県営運動公園陸上競技場、県営運動公園サッカー・ラグビー場、
雫石町営陸上競技場、県立雫石高校グラウンド、滝沢村総合公園陸上競技場

H28 希望郷いわて国体

(サッカー) 盛岡南公園球技場、県営運動公園陸上競技場、

県営運動公園サッカー・ラグビー場、花巻市スポーツキャンプむら、

滝沢総合公園陸上競技場、遠野運動公園陸上競技場、遠野運動公園多目的運動広場、

遠野市国体記念公園市民サッカー場

(ラグビー) 八幡平市ラグビー場、釜石市球技場

(今後のあり方)

インターハイや国体など、全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。

(当面の措置)

施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行っていく必要があるが、グラウンド 2 面のうち、1 面を人工芝にしたことにより利用者が大幅に増えている状況を踏まえると、残る 1 面についても、スポーツ健康科学センター(多目的屋内練習施設)の整備のあり方に応じ、人工芝への改修も検討していくことが望ましい。

(4) 野球場（昭和44年3月）

県営運動公園野球場には、観戦用スタンドがなく、広さとしても硬式野球の利用ができないが、身近な野球場として、広く近隣の住民に活用されている。

県営運動公園野球場で実施される競技会は、県少年軟式野球大会、県民体育大会軟式野球競技会、県中学校体育大会軟式野球大会地方大会や早起き野球等があるほか、ソフトボールも実施されている。

参考データ

1 設置年度 昭和44年3月 耐用年数 基準なし

2 利用状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	14,203	39,050	60,536	69,503	22,943
利用率(%)	59.9	53.5	61.0	59.7	57.4

3 今後30年間の概算維持費

区分	概算維持費	積算内容
管理運営費	(27.7億円)	H29予算×30年
施設整備費	1.5億円	グラウンド暗渠等改修等
計	(29.2億円)	

管理運営費は、県営運動公園内にある他の施設を含めた全体の費用である。

(今後のあり方)

主に住民のレクリエーションのために利用されており、同等程度の機能を備えた施設は県内に数多くあることから、県と市町村の基本的な役割分担を踏まえると、県営の施設として現在の施設水準を維持する必要性は高くない。

(当面の措置)

一方、都市公園として地域住民の利用を目的としている施設でもあり、現状において、朝野球や軟式野球大会など一定のニーズがあることから、当面、施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行い、現状を維持することが望ましい。

(5) 登はん競技場（平成 10 年 3 月完成
平成 18 年ボルダリング、平成 25 年リード整備）

リード施設は、県内で競技大会が開催できる唯一の施設であり、また、平成 29 年度に整備されるスピード施設が完成すると、ボルダリングを含めた 3 種目の施設が揃う、全国でも有数の施設となる。

スポーツライミングは、希望郷いわて国体における県選手の活躍や東京オリンピックでの正式種目になったことで、関心が高まり、県営施設の利用者が増加している。

また、ボルダリングの民間施設は、本県を含め、全国的に増加傾向にある。

【県営運動公園登はん競技場の競技会実績】

施設名	主な競技会
リード施設	第 30 回リード・ジャパンカップ岩手大会 第 71 回国体（2016 希望郷岩手国体）山岳競技リード競技 岩手県民体育大会山岳競技リード競技
ボルダリングルーム	岩手県民体育大会山岳競技ボルダリング競技

県営登はん競技場に係る参考データ

- 設置年度 平成 10 年 3 月
平成 19 年 3 月 ボルダリングルーム 耐用年数 34 年（平成 52 年度）
平成 26 年 3 月 リード施設 耐用年数 15 年（平成 40 年度）

2 利用状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	16,952	20,291	22,367	26,654	30,879
利用率(%)	96.7	98.3	98.9	99.7	89.6

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	(27.7 億円)	H29 予算 × 30 年
施設整備費	1.4 億円	経過年数に伴う改修 等
計	(29.1 億円)	

管理運営費は、県営運動公園内にある他の施設を含めた全体の費用である。

4 県内における全国規模の大会実績

H28 希望郷いわて国体 リード 県営運動公園登はん競技場

（今後のあり方）

リード施設については、県内唯一の施設であり、全国的にも高い評価を受け、JOC の強化拠点に認定されていることから、現在整備を進めているスピード施設と同様、長期的に県営施設として維持することが望ましい。

一方、ボルダリング競技については、スポーツとしての親しみやすさや健康増進等の観点から、広く県民に普及してきており、今後は、市町村や民間事業者の整備状況を踏まえながら、ボルダリング施設の必要な改修等を行っていくことが望ましい。

（当面の措置）

施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行っていく必要がある。

2 県営体育館（昭和 42 年 6 月完成）

県内には、床面積が 1,600 m²以上の体育館が県営を含めて 12 施設あり、そのうちサブアリーナを有する体育館が 5 施設ある。

県営体育館で実施される競技会は、ここ数年は県内規模が多く、種目としては、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、バドミントン、体操・新体操、ソフトテニス等である。東北規模以上となると、体操とバドミントン競技の東日本学生競技選手権が実施されたことはあるが、国体、インターハイ等の全国規模の競技会の実績はない。

【県内市町村の状況（床面積 1,600 m²以上）】

施設名	整備年	主な仕様
県営体育館	S42	アリーナ 1,877 m ²
盛岡市総合アリーナ	H1	アリーナ 3,234 m ²
盛岡体育館	H7	アリーナ 1,610 m ²
八幡平市総合運動公園体育館	H15	アリーナ 1,628 m ²
滝沢総合公園体育館	H2	アリーナ 1,610 m ²
花巻市総合体育館	H9	第 1 アリーナ 2,881 m ² 、第 2 アリーナ 760 m ² 、第 3 アリーナ 1,675 m ²
北上総合体育館	H9	メインアリーナ 2,172 m ² 、サブアリーナ 748 m ²
奥州市総合体育館	H9	メインアリーナ 3,235 m ² 、サブアリーナ 839 m ²
一関市総合体育館	H10	メインアリーナ 2,551 m ² 、サブアリーナ 921 m ² 、ｽﾌﾟｰﾝ 285 m ²
宮古市民総合体育館	H8	アリーナ 1,925 m ² 、多目的体育室 670 m ²
久慈市民体育館	H16	アリーナ 2,042 m ²
二戸市総合スポーツセンター	H4	アリーナ 1,680 m ²

県営体育館に係る参考データ

1 設置年度 昭和 42 年 6 月 耐用年数 60 年（平成 38 年度）

2 利用状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	69,870	81,721	87,772	37,085	47,967
利用率(%)	100.0	100.0	99.4	100.0	100.0

3 今後 30 年間の概算維持費

区分	概算維持費	積算内容
管理運営費	9.8 億円	H29 予算 × 30 年
施設整備費	5.4 億円	暖房設備等改修、アリーナ床改修 等
計	15.2 億円	

4 県営体育館における全国規模の大会実績

実績なし

5 その他

県営体育館は特殊な構造により、天井の改修工事等は高所作業車では作業できない。

(今後のあり方)

県営よりも充実した機能を備えた市町村営施設が増えてきた現状であるが、体操競技会の男女種目を一体で実施できる県内唯一の体育館でもあり、担う役割や今後の市町村施設の改修状況等を踏まえた検討が必要となる。

なお、検討に当たっては、平成 38 年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果を踏まえる必要がある。

(当面の措置)

小規模の大会や一般利用などでの利用率が極めて高いこと、また、体操競技会の男女種目を一体で実施できる県内唯一の施設であることから、当面、施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行い、現状を維持することが望ましい。

3 県営スケート場（昭和 47 年 11 月完成）

県内のスケート場は、県営スケート場、盛岡市アイスリンク、花巻市石鳥谷アイスアリーナ、一関市千厩アイスアリーナ、二戸市県北青少年の家と民間 1 施設(金ヶ崎町)があるが、400mのスピードリンクを有するのは県営スケート場のみである。

県営スケート場で実施される競技会は、国体冬季大会やジャパンカップスピードスケート大会盛岡大会のほか県内規模の競技会である。

全国規模の競技会に関しては、国体冬季大会が 6～10 年後に、インターハイのスケート競技会が 10～12 年後に開催が想定される。

県営スケート場に係る参考データ

- 1 設置年度 昭和 42 年 6 月 耐用年数 60 年（平成 43 年度）

400mスピードリンク、アイスホッケー・フィギュアリンク 2 面

- 2 利用状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	30,739	33,966	34,135	42,632	28,850
利用率(%)	56.6	58.2	56.9	53.9	51.2

- 3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	24.2 億円	H29 予算 × 30 年
施設整備費	17.5 億円	熱源設備改修、受変電設備改修 管理棟、食堂棟、休憩棟改修 等
計	41.7 億円	

（今後のあり方）

400mのスピードリンクを有する県内唯一の施設であり、長期的に県営の施設として維持することが望ましい。

なお、平成 43 年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果等を踏まえる必要がある。

（当面の措置）

概ね 10 年スパンで開催されるインターハイや国体など、全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえ、適時、改修等を行っていく必要がある。

4 県営武道館（昭和 61 年 9 月弓道場、相撲場完成、
平成 2 年 2 月大道場、柔道場、剣道場完成）

県内には、弓道場、相撲場、柔道場、剣道場は多数あるが、大道場を有する県内唯一の大規模な武道専用施設であり、これまでも全国規模を含めた各種競技会を実施している。

全国規模の競技会に関しては、北東北インターハイが 9 年後に開催され、本県では 10 競技程度の実施が想定され（具体的な種目は未定）県営武道館を会場とする競技がある可能性がある。

県営武道館に係る参考データ

- 1 設置年度 昭和 61 年 9 月 弓道場 耐用年数 60 年（平成 57 年度）
昭和 61 年 9 月 相撲場 耐用年数 60 年（平成 57 年度）
平成 2 年 2 月 大道場 耐用年数 60 年（平成 61 年度）
平成 2 年 2 月 柔道場 耐用年数 60 年（平成 61 年度）
平成 2 年 2 月 剣道場 耐用年数 60 年（平成 61 年度）

2 利用状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	166,869	176,114	174,589	165,678	166,022
利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	15.1 億円	H29 予算×30 年
施設整備費	3.7 億円	大道場、弓道場、柔道剣道場、相撲場改修 等
計	18.8 億円	

4 県内における全国規模の大会実績

H11 インターハイ

柔道：盛岡市アイスアリーナ 弓道：県営武道館弓道場
空手道：大船渡市民体育館 剣道：二戸市総合スポーツセンター
相撲：西根町民体育館

H23 北東北インターハイ

弓道：県営武道館弓道場

H28 希望郷いわて国体

柔道：久慈市民体育館 弓道：水沢弓道場
空手道：県営武道館大道場 剣道：二戸市総合スポーツセンター
相撲：八幡平市総合運動公園体育館

（今後のあり方）

大道場を有する県内唯一の大規模な武道専用施設であり、全国規模の競技会・大会を開催している状況を踏まえると、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。

（当面の措置）

施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行っていく必要がある。

5 県立御所湖広域公園艇庫（昭和 58 年 9 月完成）

県内において競技会を開催できる施設は、花巻市（田瀬湖）、西和賀町（錦秋湖）と御所湖のみである。

これまでも、全国規模の競技会として、ボート競技は田瀬湖で、カヌー競技は御所湖を中心に実施され、錦秋湖では県規模の両競技会が実施されている。

全国規模の競技会に関しては、北東北インターハイが9年後に開催され、本県では10競技程度の実施が想定され（具体的な種目は未定）、高い確率で県立御所湖広域公園艇庫において競技が実施される可能性がある。

県立御所湖広域公園艇庫に係る参考データ

- 1 設置年度 昭和 58 年 9 月 耐用年数（艇庫） 45 年（平成 39 年度）
日本漕艇協会 B 級公認コース 2,000m × 6 レーン、1,000m × 6 レーン

2 利用状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	8,825	7,856	10,292	14,537	17,878
利用率(%)	100.0	96.1	100.0	97.1	98.2

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	4.7 億円	H29 予算 × 30 年
施設整備費	1.2 億円	艇庫改修 等
計	5.9 億円	

4 県内における全国規模の大会実績

- H11 インターハイ
ボート：花巻市田瀬湖ボート場
- H23 北東北インターハイ
ボート：花巻市田瀬湖ボート場
- H28 希望郷いわて国体
ボート：花巻市田瀬湖ボート場
カヌー（スプリント）：県立御所湖広域公園艇庫

（今後のあり方）

県内に2か所の漕艇場の一つであり、国体など、全国規模の競技会・大会で使用している状況を踏まえると、長期的に県営として維持していくことが望ましい。

なお、艇庫については、平成39年度に耐用年数を迎えることから、劣化度調査等の結果を踏まえ、改修、改築等を検討することが望ましい。

（当面の措置）

施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行っていく必要がある。

6 県営スキージャンプ場（昭和 60 年 12 月完成、
平成 7 年ミディアム、平成 22 年スモール整備）

サマージャンプ台として県内唯一の施設であり、夏場における選手強化の練習施設として活用されている。

年に 1 度、県競技団体等主催のジュニアサマージャンプ大会が開催され、北海道や青森、秋田からも参加している。

県営スキージャンプ場に係る参考データ

- 1 設置年度 昭和 60 年 12 月 耐用年数 60 年（平成 56 年度）
平成 7 年 12 月 ミディアムヒル（50m）全面改修（競技規則変更による）
平成 22 年 12 月 スモールヒル（25m）整備

2 利用状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数(人)	770	824	331	306	397
利用率(%)	21.9	24.3	24.4	24.9	29.4

3 今後 30 年間の概算維持費

区 分	概算維持費	積算内容
管理運営費	0.8 億円	H29 予算 × 30 年
施設整備費	0.6 億円	経過年数による改修 等
計	1.4 億円	

（今後のあり方）

県内唯一のサマースキージャンプ施設であり、長期的に県営の施設として維持していくことが望ましい。

（当面の措置）

施設設備の状況等を考慮しながら、適時、改修等を行っていく必要がある。

7 スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設

平成 22 年 3 月に多目的屋内練習施設等整備基本構想を策定し、県営運動公園サッカー場（現在のサッカー・ラグビー場第 2 グランド）に整備することとして、基本設計・実施設計まで実施したが、東日本大震災津波の発災により、現在、計画が凍結されている。

多目的屋内練習施設等整備基本構想に係る参考データ

1 基本構想策定の趣旨

2 巡目国体の開催において、本県が開催県に相応しい成績を収めるためには、選手強化が喫緊の課題であり、国体開催を契機とした選手の競技力向上、指導者の資質向上等を図るため、また、県民の生涯スポーツ、健康づくりの振興を推進するため、スポーツ・健康科学の機能を併設した「多目的屋内練習施設」の整備を進めること。

2 施設整備計画の概要

- ・建設予定地 県営運動公園サッカー場
- ・施設整備の規模 多目的屋内練習施設 12,000 m²
スポーツ健康科学センター 2,300 m² 計 約 14,300 m²
- ・練習可能競技種目 主に屋外の競技種目の練習が実施可能な施設
- ・各施設の主な整備内容
多目的屋内練習施設・・・アリーナは人工芝、練習用直走路（タータン）
スポーツ健康科学センター・・・トレーニング室、測定室、
メンタルトレーニング室、メディカルチェック室、医療相談室、
パフォーマンス室（小体育館、フローリング） など

近隣の道県におけるスポーツ医科学施設は、秋田県が県直轄で、北海道、青森県と新潟県が、県（道）体育協会を指定管理者として、宮城県仙台市が市体育協会を指定管理者として運営している。山形県では、人的配置及び施設整備を検討中とのことである。

東北各県における屋内練習施設は、青森県に 5 施設、秋田県に 2 施設、宮城県、山形県、福島県にそれぞれ 1 施設整備されている。

参考データ 岩手県の現況

1 設置目的

競技力向上サポート、体力向上サポート、健康づくりサポート

2 職員配置

スポーツ振興専門員 2、スポーツ医・科学専門員 1、スーパーバイザー 1 計 4 名

3 サポート拠点

事務室・・・・・・・・・・・・・・・・ 岩手県体育協会内
機器測定等・・・・・・・・・・・・ 県営スケート場内食堂棟 2 階
フィールドテスト、運動指導等・・・ 県内スポーツ施設を借用

（今後のあり方）

スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設については、競技力向上や生涯スポーツの振興、また、冬期間のフィールド練習環境の整備の観点から県営の施設として整備することが望ましい。

一方、整備計画は、東日本大震災により凍結されていることから、改めて、その整備のあり方について、検討を行うことが望ましい。

出所：あり方懇談会報告書

添付資料4．事業団の運営評価結果

No.7 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

法人の概要

令和2年7月1日現在

1 法人の名称	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団		2 所管部署・課	文化スポーツ部 スポーツ振興課		
3 設立の根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		4 代表者 職・氏名	理事長 細川 倫史		
5 設立年月日 (公益法人、一般法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年8月1日公益財団法人へ移行)		6 事務所の所在地	〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目10番1号		
			7 電話番号	019-641-1127		
8 資(基)本金等	10,000,000	円	うち県の 出資等	10,000,000円	100.0%	
9 設立の趣旨 生涯を通ずる体育、スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身ともに健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。						
10 事業内容 (1) 公益目的事業 生涯スポーツの振興に関する事業 青少年の健全育成に関する事業 (2) 収益事業 公益目的事業以外への施設の貸出し等に関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業						
11 常勤職員の状況	合計	45名	うち県派遣	14名	うち県OB	16名
	職員の平均年収	5,093千円(平均年齢40才)		令和元年度実績		
12 常勤役員の状況	合計	2名	うち県派遣	1名	うち県OB	1名
	役員の平均年収	5,319千円(平均年齢60才)		令和元年度実績		

経営目標(事業目標及び経営改善目標)の達成状況

(1) 事業目標

項目名	目標	実績
1 スポーツ・レクリエーション愛好者の増加:体育施設利用者数	1,140,000人	1,050,738人
2 青少年の家の利用者数	105,000人	101,043人
3 生涯スポーツ推進のための各種事業実施 実施事業数(回)、参加者数(人)	80回、67,000人	77回、60,625人
4 青少年健全育成のための各種事業の実施 実施事業数(回)、参加者数(人)	50回、10,500人	48回、10,821人

(2) 経営改善目標

項目名	目標	実績
1 利用者満足度の向上:満足度	90%	94%
2 職員の資質向上:職場研修受講者、外部研修派遣者	職場100人、外部100人	職場92人、外部144人
3 利用料収入の確保:利用料収入	89,500千円	88,394千円
4 収益事業の収益率の向上(経常収益/経常費用)	1.22	1.09

県の財政的関与の状況

(単位:千円)

項目	29年度	30年度	令和元年度
長期貸付金残高	0	0	0
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0
損失補償(残高)	0	0	0
補助金(運営費)	0	0	0
補助金(事業費)	0	0	0
委託料(指定管理料を除く)	138,681	128,515	125,364
指定管理料	503,800	524,195	524,907
その他	0	0	0

財務の状況

(単位：千円)

貸借対照表	29年度	30年度	令和元年度		
流動資産	137,270	124,763	97,667		
固定資産	292,585	310,746	316,664		
資産合計	429,855	435,509	414,331		
流動負債	81,794	83,156	74,052		
固定負債	88,343	93,402	97,238		
負債合計	170,137	176,558	171,290		
正味財産合計	259,718	258,951	243,041		
負債・正味財産合計	429,855	435,509	414,331		
正味財産増減計算書	29年度	30年度	令和元年度		
経常収益	752,844	763,244	760,395		
経常費用	762,140	763,599	775,721		
うち事業費	731,374	731,714	738,284		
うち管理費	30,766	31,885	37,437		
当期経常増減額	9,296	355	15,326		
経常外収益	0	0	0		
経常外費用	0	0	154		
法人税、住民税及び事業税	344	412	430		
当期一般正味財産増減額	9,640	767	15,910		
当期指定正味財産増減額	0	0	0		
正味財産期末残高	259,718	258,951	243,041		
財務指標	29年度	30年度	令和元年度	傾向 (令和元/30年度)	計算式
自己資本比率(%)	60.4	59.5	58.7	↓	=正味財産 / 総資産 × 100
流動比率(%)	167.8	150.0	131.9	↓	=流動資産合計 / 流動負債合計 × 100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	→	=有利子負債 / 総資産 × 100
管理費比率(%)	4.0	4.2	4.8		=管理費 / 経常費用 × 100
人件費比率(%)	27.2	28.5	28.7		=人件費 / 経常費用 × 100
独立採算度(%)	98.8	100.0	98.0	↓	=(経常収益 + 経常外収益 - 補助金収入[運営費補助]) / (経常費用 + 経常外費用) × 100
総資本経常利益率(%)	3.6	0.1	6.3	↓	=当期経常増減額 / 正味財産期末残高 × 100

所管部局の評価

<p>1 法人の役割と実績</p> <p>(1)法人の役割と実績</p> <p>現状と課題</p> <p>スポーツ・レクリエーションへの社会的要請が高まる中、県の施策推進を補完する出資等法人として、役割を果たしてきている。一方で、事業実施にあたっては、専門的な知識と能力を有する人材を活用することが必要となることから、今後も積極的に人材育成・能力開発に取り組む必要がある。</p> <p>方策</p> <p>職員の適正な配置に配慮しながら、職員の資格取得や研修受講を計画的に進め、専門知識を有する人材を育成していく。</p> <p>(2) 法人の財務</p> <p>現状と課題</p> <p>平成28年度の公益目的事業で生じた剰余金を、特定費用準備資金に積み立てし、計画的に取り崩し、施設的环境整備を実施したこと等により、当期経常増減額は赤字となったが、経費の節減などコスト削減を図っており、経営状況は安定している。</p> <p>方策</p> <p>平成28年度の公益目的事業で生じた剰余金を、特定費用準備資金に積み立てし、計画的に取り崩し、施設的环境整備を実施したこと等により、当期経常増減額は赤字となったが、経費の節減などコスト削減を図っており、経営状況は安定している。</p> <p>(3) 法人のマネジメント</p> <p>現状と課題</p> <p>経営基本方針や経営理念の浸透を図りつつ、安定した法人運営に努めているものの、アンケートの実施等引き続き県民ニーズの把握に努め、その評価を事業へ反映させ、また、職員の人材育成・能力開発やコンプライアンス対策によりサービスの向上を図り、利用者満足度を高めていく必要がある。</p> <p>方策</p> <p>PDC Aサイクルの徹底により、事業への反映を図るとともに、業務を円滑に執行できるよう、適時・適切に組織体制を見直していく。</p> <p>(4) 法人への県関与</p> <p>現状と課題</p> <p>県民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、県営スポーツ施設の適切な管理や効果的な自主事業の実施等の指導を行っている。</p> <p>一方、生活環境の変化や高齢化、県民ニーズの多様化により、多種多様なサービスを提供できるよう、より専門的な知識と能力を有する人材を育成していく必要がある。</p> <p>方策</p> <p>生涯スポーツ振興における県と法人の役割を果たせるよう、適切な指導監督と連携の強化を図るとともに、専門知識を有する人材の確保等について引き続き指導していく。</p>

統括部署（総務部）の総合評価

総合評価のレーダーチャート

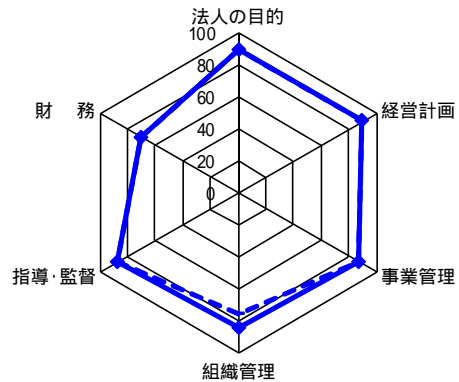
評価分野	評価結果	前年度
法人の目的	90.0	90.0
経営計画	90.0	90.0
事業管理	86.7	86.7
組織管理	84.0	76.0
指導・監督	86.7	86.7
財務評価	70.0	70.0
	B	B

注1 点線は令和元年度における評価結果を示しています。

注2 財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、レーダーチャート作成時に、次のとおり点数化しています。

A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

マネジメント・財務のレーダーチャート



取り組むべきこと（指摘事項）

(1) 法人が取り組むべきこと

岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づき、引き続き、県民へのスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供などの事業を展開していくため、積極的に人材の確保・育成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により見込まれる法人の事業運営に対する影響も踏まえ、安定的な財務体質の構築に向けて取り組む必要があります。

2020年のIFSCスポーツクライミング・アジア選手権は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、2021年には2020東京オリンピック・パラリンピックを控えており、引き続き県と連携して、大規模大会の成功に向けた機運醸成に取り組んでいく必要があります。

(2) 所管部局が取り組むべきこと

岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく取組を推進するため、引き続き、適切な指導及び連携の強化を図り、法人の持つ専門性を活用していく必要があります。

運営評価結果における指摘事項への取組状況

平成29年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
震災からの復興とふるさと振興の取組を押し進めるために、引き続き、被災地スポーツ支援事業等の被災者の健康維持するための活動及び県民へのスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供などの支援を行う必要があります。	実施済	被災地における復興（住宅再建、災害公営住宅の整備や行政等の体制の回復等）の進捗状況等を動案し、県民のニーズにあった支援のあり方を検討しながら支援活動を継続する。 【派遣回数】 H23:23回 H24:56回 H25:44回 H26:25回 H27:12回 H28:13回 H29:13回	H30.3

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく取組の着実な推進等に向けた法人の役割を果たせるよう、引き続き、適切な指導及び連携の強化を図る必要があります。	実施済	実地検査等の場において、生涯スポーツの振興に対する取組状況の確認と合わせ必要な指導助言を継続的に行っている。また、例年10月ごろに次年度の生涯スポーツの振興に対する事業立案について意見交換等を行っていることのほか、随時法人からの相談を受け、指導助言を行うこととしている。	H30.3

平成30年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
震災からの復興とふるさと振興の取組を推し進めるために、引き続き、被災地スポーツ支援事業等の被災者の健康を維持するための活動及び県民へのスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供などの支援を行う必要があります。	実施済	被災地における復興(住宅再建、災害公営住宅の整備や行政等の体制の回復等)の進捗状況を勘案し、ニーズにあった支援を継続した。需要減につき、次年度以降は一般の派遣事業の枠組みで支援を継続する。 〔派遣回数〕 H23:23回 H24:56回 H25:44回 H26:25回 H27:12回 H28:13回 H29:13回 H30:10回	H31.3
県と連携して、ラグビーワールドカップ2019™やIFSCクライミング・アジア選手権といった本県で世界的なスポーツイベントが開催されることから、成功に向けた機運醸成に取り組んでいく必要があります。	実施済	ア 1Dayキッズラグビースクール(自主事業)の開催等による盛り上げ イ ラグビーワールドカップ釜石応援団への登録による支援(H30.3登録) ウ ボルダリング施設建設プロポーザル審査への参画 IFSCスポーツクライミングアジア選手権は開催中止。	ア H31.3 イ H30.3 ウ R元.11

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
岩手県スポーツ推進計画に基づく取組を着実に推進するため、引き続き、適切な指導及び連携の強化を図り、法人の持つ専門性を活用していく必要があります。	実施済	実地検査等の場において、生涯スポーツの振興に対する取組状況の確認と合わせ必要な指導助言を継続的に行っている。また、例年10月ごろに次年度の生涯スポーツの振興に対する事業立案について意見交換等を行い、法人の持つ専門性を生かしているほか、随時法人からの相談を受け、指導助言を行うこととしている。	H31.3

令和元年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく取組を着実に推進するために、引き続き、県民へのスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供などの事業を展開していくとともに、積極的に人材育成・能力開発に取り組む必要があります。	実施済	県からの受託事業に加え、法人によるスポーツ教室や体験事業などの各種自主事業を実施することにより、県民へのスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供している。また、職員の資質の向上のために、各種研修への参加を奨励し、専門的な資格取得に繋がっている。	R2.3
ラグビーワールドカップ2019™、2020年のIFSCクライミング・アジア選手権といった本県での世界的なスポーツイベントの開催に向けて、県と連携して、成功に向けた機運醸成に取り組んでいく必要があります。	ア実施済 イ取組中	ア ラグビーワールドカップ2019™の成功に向けて、釜石応援団へ登録するとともに、各施設にのぼり等のPRグッズを展示するなど、機運醸成に寄与した。 イ 2020年のIFSCクライミング・アジア選手権については、県と連携して開催準備を進めて来たが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。日本大会の開催企画も延期となった。引き続き県と連携し、大規模大会の成功に向けた機運醸成に取り組んでいく。	ア R1.10 イ 継続実施

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく取組を着実に推進するため、引き続き、適切な指導及び連携の強化を図り、法人の持つ専門性を活用していく必要があります。	実施済	年1回実地検査等の場において、生涯スポーツの振興に対する取組状況の確認を行っており、必要に応じ指導助言を継続的に行っている。また、例年10月ごろに次年度の生涯スポーツの振興に対する事業立案について意見交換等を行っていることのほか、随時法人からの相談を受け、指導助言を行うこととしている。	R2.3

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和2年9月 総務部）

添付資料5 . 県体協の概要

法人の概要

所管部局において作成

2020/11/9現在

1 法人の名称	公益財団法人 岩手県体育協会		2 所管部局 室・課	文化スポーツ部 スポーツ振興課		
3 設立の根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		4 代表者 職・氏名	会長 達増 拓也		
5 設立年月日 (公益法人、一般法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和6年2月10日 (平成25年4月1日公益財団法人に移行)		6 事務所の所在地	〒020-0133 岩手県盛岡市青山四丁目13番30号		
			7 電話番号	019-648-0400		
8 資(基)本金等	111,523,368	円	うち県の 出資等	0	0.0%	
9 設立の趣旨						
岩手県における県民スポーツの統一組織としてスポーツの健全な普及発達を期し、県民体力の向上とスポーツ精神を涵養することを目的とする。						
10 事業内容						
1 公益目的事業 (1) 競技力向上・選手育成支援事業 (2) 青少年スポーツ育成事業 (3) スポーツ振興事業 2 収益事業 (1) マーケティング事業 (2) 会館施設賃貸事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業						
11 常勤職員の状況	合計	7名	うち県派遣	2名	うち県OB	0名
	職員の平均年収	2,702 千円(平均年齢39才)				
12 常勤役員の状況	合計	2名	うち県派遣	0名	うち県OB	2名
	役員の平均年収	4,046 千円(平均年齢63才)				
13 全役員の状況						
理事 35人(民間出身者26人、現県職員6人、県OB2人、その他1人) 監事 2人(民間出身者1人、現県職員0人、県OB1人、その他0人)						
[一般財団法人、公益財団法人または社会福祉法人等の場合] 評議員88人(民間出身者87人、現県職員1人、県OB0人、その他0人)						

15 貸借対照表(令和元年度末現在)から (単位:千円)			
流動資産	43,858	流動負債	24,352
固定資産	116,394	うち有利子負債	0
うち基本財産	111,523	固定負債	4,791
うち特定財産	4,871	うち有利子負債	0
		正味財産	131,109
		うち指定正味財産	111,603
		うち一般正味財産	19,506
合計	160,252	合計	160,252
16 正味財産増減計算書 令和元年4月1日~2年3月31日(単位:千円)		17 県の財政的関与(令和元年度実績) (単位:千円)	
1 一般正味財産の増減の部		長期貸付金残高	
(1) 経常増減の部		短期貸付金実績(運転資金)	
経常収益	282,154	短期貸付金実績(事業資金)	
経常費用	283,496	損失補償(残高)	
(うち事業費)		補助金(運営費)	31,604
(うち管理費)		補助金(事業費)	200,141
当期経常増減額	1,342	委託料(指定管理料を除く)	3,401
(2) 経常外増減の部		指定管理料	
経常外収益	14	その他()	
経常外費用	0	短期貸付金実績は令和元年度中ピーク時の金額	
法人税、住民税及び事業税			
当期一般正味財産増減額	1,328	【県の財政的関与の主な内容】	
一般正味財産期末残高	19,506	補助金交付業務	
2 指定正味財産増減の部		いわて競技力向上事業、いわて指導者育成事業	
当期指定正味財産増減額	8,391	委託業務	
指定正味財産期末残高	111,603	地域スポーツ推進事業	
3 正味財産期末残高	131,109	県との委託契約締結件数	1 件
		うち特命随意契約の件数・金額	1 件 3,401千円

出所: スポーツ振興課作成資料

添付資料 6 . 事業団の事業別収支内訳

(単位：千円)

		運動公園	体育館	野球場	スケート場	武道館	御所湖艇庫	勤労障がい者体育館	花巻広域公園	県南青少年の家	陸中海岸青少年の家	県北青少年の家	法人共通	合計
経常収益	指定管理料収益(県)	89,208	33,977	55,887	77,223	50,245	16,004	21,911	48,658	34,213	35,433	62,148		524,907
	施設利用料収益(指定管理者)	16,339	8,372	10,016	5,950	10,405	1,033	3,049	30,273			2,957		88,395
	受託収益(県)												125,365	125,365
	その他	1,584	220	305	42	1,644	87	4	3,314	3,575	2,825	2,292	5,838	21,728
	計	107,131	42,568	66,209	83,215	62,294	17,124	24,964	82,245	37,788	38,258	67,397	131,203	760,394
経常費用	人件費	46,901	16,547	22,877	7,741	25,642	10,188	11,857	44,545	31,774	35,874	46,577	35,605	336,128
	委託費	24,944	8,345	18,819	20,632	14,512	2,152	2,731	12,271	10,623	14,510	9,975	5,114	144,626
	その他	44,966	13,709	21,038	54,850	22,604	3,476	7,761	26,980	19,859	20,558	38,678	20,486	294,965
	計	116,811	38,601	62,734	83,223	62,758	15,815	22,349	83,795	62,256	70,943	95,230	61,205	775,719
当期経常増減額		9,680	3,967	3,475	8	464	1,308	2,615	1,550	24,468	32,685	27,833	69,998	15,325

人件費に対応する職員配置(人)	役員(常勤)											1.0	1.0	2.0
	常勤職員	5.0	2.0	3.0	0.4	4.0	0.6	1.0	4.0	7.0	7.0	7.0	4.0	45.0
	非常勤職員	9.0	3.0	3.0	1.2	2.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	7.0	0.2	43.0
	計	14.0	5.0	6.0	1.6	6.0	3.6	4.0	8.0	11.0	11.0	15.0	4.8	90.0
	うち県派遣職員									4.0	4.0	4.0	3.0	15.0

県報告	収支差額	649	2,910	3,336	120	1,786	231	1,895	2,677	1,317	1,765	797		
「当期経常増減額」との差異		10,329	1,057	139	112	1,322	1,077	720	1,127	25,785	30,920	27,036		
差異の内訳	共通経費の振替	1,116	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	11,316	-
	環境整備費用の振替	7,084											7,084	-
	修繕費の事業団財源執行	7,645		864	918									9,427
	受託事業費の振替	11,238									26,803	31,885	28,032	97,958
	その他	354	37	17	11	302	57	300	107	2	55	23	469	-

(注1) 「当期経常増減額」は事業団の内部管理上の金額を表す。

(注2) 「収支差額」は事業団が県に報告している指定管理者の管理運営状況評価シート上の金額を表す。

出所：事業団提出資料をもとに包括外部監査人が作成

健康・余暇



4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

(基本方向)

幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大に向け、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。

また、岩手県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、本県ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、身近な地域でスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活性化などを通じて、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

また、障がい者スポーツの一層の推進を図るため、障がいのある人もない人も共に楽しむスポーツ大会や教室の開催などを通じて、障がい者のスポーツへの参加機会の充実や障がい者スポーツの理解促進に取り組めます。

さらに、年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組む新しい地域社会を創造するため、岩手発の「超人スポーツ」の創出等により、スポーツへの参加機会を広げます。

【評価結果の概要】

政策項目が属する政策分野の評価結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
C	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標 3 指標は、達成度 A の指標が 1 指標 (33%)、達成度 D の指標が 2 指標 (67%) でした。 6 の具体的推進方策の評価結果は、順調が 2 つ、概ね順調が 3 つ、遅れが 1 つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 文化芸術団体などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の中止や延期を余儀なくされましたが、インターネットによる動画配信などの新たな取組が行われるなど県以外の主体においても取組が推進されています。 <p>以上の結果から、「やや遅れ」と判断しました。</p>

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<p>< 具体的推進方策 > 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実</p>	
<p>県内の公立文化施設における催事数は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少していることから、県民が日常的に文化芸術に親しむ機会を充実させるため、誰もが身近な場所で文化芸術を鑑賞・発表できる機会をより一層確保していく必要があります。</p> <p>また、コロナ禍にあっても「新しい生活様式」に対応した文化芸術に親しむ機会を確保する必要があります。</p>	<p>文化施設等における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底するとともに、インターネット配信なども活用しながら、岩手芸術祭や「岩手芸術祭総合フェスティバル」、芸術体験イベントを開催します。</p> <p>また、文化芸術団体等の活動継続・再開に要する経費を支援するとともに、「いわての文化情報大事典」ホームページによる動画配信により、文化芸術の鑑賞・発表機会の確保に取り組めます。</p>

課 題	今後の方向
<p>< 具体的推進方策 > 文化をめぐる新しい動向に対応</p>	<p>した取組の推進</p>
<p>コミックいわてWEBを通じて岩手の魅力を発信するため、より多くの読者に周知していく必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学祭の中止など若者の活動の機会が減少していることから、その受け皿となる機会を確保する必要があります。</p>	<p>大学や民間企業との連携による魅力向上の取組や広報誌の活用、多言語化による情報発信などにより、コミックいわてWEBの読者層を広げていきます。</p> <p>また、新たな生活様式の下、「いわてネクストジェネレーションフォーラム」など若者の交流機会を提供するとともに、若者の個性と創造性を生かした文化活動を支援します。</p>
<p>< 具体的推進方策 > 障がい者の文化芸術活動の推進</p>	
<p>障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者芸術の認知度向上や障がい者の創作意欲の醸成を図る必要があります。</p>	<p>文化芸術活動に取り組む障がい者やその家族等を支援する障がい者芸術活動支援センターの活用促進を図り、障がい者が伸び伸びと安心して活動ができるよう支援します。</p> <p>アール・ブリュット巡回美術展や東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として実施される日本博における障がい者の文化芸術フェスティバルを通じて、障がい者芸術に触れる機会の充実に取り組みます。</p>
<p>< 具体的推進方策 > ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実</p>	
<p>成人全体の週1回以上のスポーツ実施率は、順調に推移しており、高齢者の実施率は高い傾向にあります。30代・40代の実施率は他の年代と比べると低い傾向にあることから、それらの年代がスポーツを行うことができる環境を整備する必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県営スポーツ施設の利用者数が減少していることから、県民が安心してスポーツを楽しむ機会の充実に取り組む必要があります。</p>	<p>県広域スポーツセンター（県体協）に設置するクラブ育成アドバイザーの指導・助言により、総合型地域スポーツクラブの活動活性化などを通じて、身近な地域でスポーツ活動を実施できる環境の整備に取り組むとともに、30代・40代の県民が仕事帰りや家族連れでも参加できるよう、夜間や週末におけるスポーツ教室の開催、施設開放など各年代がスポーツを楽しむ機会の充実に取り組みます。</p> <p>また、県営スポーツ施設を安心して利用できるよう、新型コロナウイルス感染症予防策を講じるほか、更なる利用促進に向け、ホームページやSNS等を活用した情報発信を行うとともに、大会会場以外でも観戦可能なリモート配信に取り組みます。</p>
<p>< 具体的推進方策 > 障がい者スポーツへの参加機会の充実</p>	
<p>身近な地域で自らの興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツを楽しむことができるよう、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ、交流を図る機会を充実させる必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者のスポーツ大会やスポーツ教室等の開催が中止・延期されていることから、「新しい生活様式」に対応しながら実施する必要があります。</p>	<p>障がいのある人もない人も共に楽しめる機会を提供するため、競技団体や総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ体験会やスポーツ教室等を実施していきます。</p> <p>また、障がい者スポーツ大会やスポーツ教室等が安全に実施出来るよう、感染予防ガイドラインに基づき、実施規模や実施方法等の見直しを図ります。</p>
<p>< 具体的推進方策 > 岩手発の「超人スポーツ」の創出等によるスポーツ参加機会の拡大</p>	
<p>年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらずスポーツに取り組める「超人スポーツ」の創出・普及等を通じ、県民がスポーツに参加する機会を増やしていく必要があります。</p>	<p>ワークショップの開催等を通じ、「超人スポーツ」などの新たな競技の創出や普及により、年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらず、共に楽しめるスポーツへの参加機会を拡大します。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、文化芸術に親しむ機会を拡大するため、誰もが身近な場所で手軽に文化芸術を発表・鑑賞できる機会の充実に取り組む必要があることから、「新しい生活様式」に対応した文化芸術イベントの開催やコミックいわてWEBなどを活用した岩手の魅力の発信などに取り組みます。</p> <p>また、県民誰もが健康的に暮らし、年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらず身近な地域でスポーツを楽しむ機会の充実に取り組むため、「新しい生活様式」にも対応しながら、競技団体や総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ・レクリエーションや「超人スポーツ」などの普及・促進に取り組みます。</p>	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度	参考) 全国順位(東北順位)		
							H29	R1	比較
8 余暇時間〔一日当たり〕 ¹	分	⑳373	390	378	372	D	-	-	-
9 県内の公立文化施設における催事数 ²	件	1,316	1,385	1,344	1,261	D	-	-	-
10 スポーツ実施率	%	61.7	65.0	⑳63.5	63.5	A	-	-	-

1 休日を含む1週間の平均

2 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な12施設の催事数

【特記事項】

- 余暇時間〔一日当たり〕は、1日の24時間から睡眠や食事などの生理的に必要な活動時間と、仕事や家事などの社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動時間を差し引いたものですが、一日当たりの仕事の時間が微減にとどまったこと、高齢化に伴い介護時間が増えたこと等により、達成度は【D】となりました。
- 県内の公立文化施設における催事数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月後半から3月にかけての公演の多くがキャンセルとなったため、達成度は【D】となりました。

2 県の取組(具体的推進方策)の状況

県の取組の評価結果	参考) 具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	<p>参考) 具体的推進方策指標の達成度</p> <p>13指標</p> <p>A 9指標 69%</p> <p>B 1指標 8%</p> <p>C 1指標 8%</p> <p>D 2指標 15%</p>
(評価結果の説明) 6の推進方策のうち「順調」が2つ、「概ね順調」が3つ、「遅れ」が1つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実	概ね順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進	遅れ	推進方策指標2指標の達成度が、「C」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業が概ね順調に取り組まれているものの、「遅れ」と判断しました。
障がい者の文化芸術活動の推進	順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
障がい者スポーツへの参加機会の充実	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
岩手発の「超人スポーツ」の創出等によるスポーツ参加機会の拡大	順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。

文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を確保するため、岩手芸術祭、芸術体験イベント等を継続開催しています。

「コミックいわて」を通じ、より多くの読者に岩手の魅力を発信するため、いわてグラフによる広報、外国語版作品配信数の充実等に取り組んでいます。

いわてネクストジェネレーションフォーラムの開催をはじめ、いわて若者カフェやいわて若者交流ポータルサイト（コネクサス）の運営、若者団体自らが実施する事業への助成などを通じて、若者の交流やネットワークの拡大を図り、若者の活動の活性化に取り組んでいます。

障がい者文化芸術祭・音楽祭やアール・ブリュット巡回展を開催するとともに、障がい者芸術活動支援センター「かだあると」を中核とした創作活動に関する相談対応や創作活動を身近で支える人材育成等に取り組んでいます。

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、身近な地域でスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活性化などを通じて、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら、県内のスポーツ施設の利用促進を図っています。

県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施しています。

障がい者スポーツの一層の推進を図るため、障がいのある人もない人も共に楽しむスポーツ教室や大会の開催などを通じて、障がい者のスポーツへの参加機会の充実や障がい者スポーツの理解促進に取り組んでいます。

(1) 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
47 岩手芸術祭参加者数(累計)	人	25,191	93,000	27,000	26,390	B
48 「岩手県文化芸術コーディネーター」の活動件数(累計)	件	402	1,650	405	527	A
49 県立文化施設(県人会館、県立博物館、県立美術館)利用者数	人	284,382,274	462,500	449,500	757,566	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
10	1,115	1,104	0	418	0	686	8 (67%)	1 (8%)	0 (0%)	3 (25%)	5 (46%)	1 (9%)	2 (18%)	3 (27%)

(2) 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
50 コミックいわてWEB訪問者数	人	177,163	196,000	185,000	163,103	D
51 若者文化祭等の若者関連文化イベント来場者数(累計)	人	7,498	24,000	7,500	5,486	C

【特記事項】

- ・ コミックいわてWEB訪問者数は、コミックいわてWEBの全面リニューアル、新規作品(18作品)の掲載、中国語(簡体字・繁体字)翻訳版作品(各4作品)の掲載などに取り組みましたが、電子コミック市場の拡大の影響や、コミックいわてWEBの全面リニューアル等の周知が進まなかったことなどにより伸び悩み、達成度は【D】となりました。
- ・ 若者文化祭等の若者関連文化イベント来場者数(累計)は、「いわてネクストジェネレーションフォーラム」について、地域の若者関連イベント等との相乗効果が十分に図れなかったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントがあったことにより、達成度は【C】となりました。

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	33	32	0	0	0	32	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25%)	2 (50%)	0 (0%)	1 (25%)

(3) 障がい者の文化芸術活動の推進

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
52 岩手県障がい者文化芸術祭出展数(累計)	件	⑩312	1,290	315	346	A
53 岩手県障がい者音楽祭参加団体数	団体	⑩14	18	15	17	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	17	17	4	0	0	13	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

(4) ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
54 総合型地域スポーツクラブ会員数(地域全戸加入を除く)	人	⑩11,628	12,500	11,840	13,721	A
55 県営スポーツ施設の利用者数	万人	112	120	114	99	D

【特記事項】

- ・ 県営スポーツ施設の利用者数は、指定管理者と連携し利用促進に取り組みましたが、令和元年8月5日から令和2年3月25日までの間、県営運動公園陸上競技場が改修工事のため、使用できなかったことなどにより、達成度は【D】となりました。

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	52	51	0	3	0	48	2 (40%)	3 (60%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (80%)	0 (0%)	1 (20%)	0 (0%)

(5) 障がい者スポーツへの参加機会の充実

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
56 障がい者スポーツの教室・大会の参加人数(累計)	人	2,954	12,640	3,070	3,519	A
57 障がい者の受入・活動支援を行うスポーツ関係団体数(累計)	団体	⑩8	20	11	11	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	32	32	4	0	0	28	0 (0%)	1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33%)

(6) 岩手発の「超人スポーツ」の創出等によるスポーツ参加機会の拡大

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
58 超人スポーツワークショップ参加者数(累計)	人	69	280	70	122	A
59 超人スポーツオープンセミナー参加者数(累計)	人	⑩40	260	50	105	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	5	4	0	0	0	4	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

3 政策項目を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の公立文化施設における催事数が大きく減少していますが、業種ごとのガイドラインに沿った公演等の開催に加え、インターネット配信を活用するなど、新たな取組が進められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、マンガ、アニメ関連のイベントが中止になっていますが、オンライン開催等で実施され始めています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生等の課外活動や地域活動の機会が制約される一方、遠隔地とつながることができるオンラインのメリットを生かし、新たな交流の形が生まれています。

成人の週1回以上のスポーツ実施率は、高齢者は70%台と高い傾向にありますが、30代・40代は50%台と低い傾向にあります。

令和2年県民意識調査の結果によると、「日常的に文化芸術に親しむ機会」の重要度は57位、満足度は24位で、ニーズ度は57位となっており、特に30歳代のニーズ度が高くなっています。

令和2年県民意識調査の結果によると、「身近な地域でスポーツを楽しむ機会」の重要度は55位、満足度は30位で、ニーズ度は56位となっており、特に30歳代のニーズ度が高くなっています。

4 他の主体の取組の状況(県民、企業、NPO、市町村など)

文化芸術団体などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の中止や延期を余儀なくされていましたが、各種補助事業を活用した新型コロナウイルス感染症予防策を講じて活動を再開する動きがあるほか、業種ごとのガイドラインを踏まえた公演や、インターネットによる動画配信など、新たな取組が行われています。

市町村や民間企業において、岩手ゆかりの漫画家の複製原画展を開催するなどマンガ・アニメを活用した取組が行われています。

県営スポーツ施設の利用促進に向け、指定管理者において、ホームページ・SNS、市町村等の広報媒体を通じ、施設やイベント等の紹介、新型コロナウイルス感染症予防策などの取組等のPRを行っています。

市町村や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体において、スポーツ教室の開催等による運動習慣の定着化に向けた取組を行っています。

企業等が、若者による地域づくりなどの取組をサポートする動きが広がりつつあります。



19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

（基本方向）

文化芸術を担う人材を育てるため、一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動等を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。

また、スポーツを担う人材を育てるため、アスリート、障がい者アスリートの各種競技大会や強化合宿への参加を支援するとともに、スポーツ活動を支える指導者等の養成、スポーツ医・科学サポートを推進します。

【評価結果の概要】

政策項目が属する政策分野の評価結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
B	遅れ	<ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標2指標は、達成度Dの指標が2指標（100%）でした。 6の具体的推進方策の評価結果は、順調が2つ、概ね順調が4つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 小・中学校では、児童が一流の文化芸術に触れる機会や自らが発表する場の確保に積極的に取り組んでいます。 以上の結果から、「遅れ」と判断しました。

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
< 具体的推進方策 > 文化芸術活動を担う人材の育成 文化芸術活動を担う人材を育成していくためには、子どもたちをはじめ広く県民が文化芸術に対する興味関心を高め、活動につなげていくことが重要であり、幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供することや誰もが文化芸術活動に取り組める環境を充実させる必要があります。	学校等への芸術家の派遣や、国際的な音楽家との交流機会の創出など、優れた文化芸術に触れる機会を提供するほか、本県ゆかりの作家を活用した県民の文芸活動の支援に取り組みます。 また、芸術体験イベントなどにより誰もが気軽に文化芸術を体験できる場を提供します。
< 具体的推進方策 > 文化芸術活動を支える人材の育成 県民が積極的に文化芸術活動を行える環境づくりを推進するため、県内各地域において、活動を支える人材の育成を図ることが重要です。 また、障がい者が安心して創作活動に取り組む環境づくりを推進するため、施設・事業所の文化芸術活動を支援する職員等が、作家の権利保護や創作活動支援の手法について理解を深めるよう取り組む必要があります。	官民一体による文化芸術推進体制「いわてアーツカウンシル」（仮称）の設立により、文化芸術活動の支援体制を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら、アートマネジメント研修をはじめとした人材育成のための専門研修の開催などに継続的に取り組みます。 また、障がい者の文化芸術活動に取り組む福祉事業所等を対象とした研修会等を開催し、障がい者芸術活動の理解促進や権利保護に取り組みます。
< 具体的推進方策 > アスリートの競技力の向上 国際大会等で活躍するトップアスリートを育成するためには、日本スポーツ協会等と連携し、中長期的な視点に立った育成や、日本代表や全国で上位入賞を目指す選手に対する支援などに継続的に取り組む必要が	これまでの日本代表クラスのトップアスリートに対する活動支援に加え、日本代表入りの可能性を持つ全国大会入賞レベルのアスリートに対して活動経費を支援するとともに、「アスリート版ハローワーク」を新

課 題	今後の方向
<p>あります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民体育大会が延期となったことに加え、各競技団体の強化練習の実施に支障が生じており、コロナ禍における強化策を検討する必要があります。</p>	<p>たに設置し、雇用企業の開拓などに取り組みます。</p> <p>また、競技別のガイドラインに基づいた安全、安心な強化練習を実施するとともに、競技団体との調整を進め、来年の国体に向けた選手強化に取り組みます。</p>
<p>< 具体的推進方策 > 障がい者アスリートの競技力の向上</p>	
<p>障がい者アスリートの発掘・育成を推進するため、陸上競技や水泳など、比較的取り組みやすい競技に加え、冬季種目を含めた幅広い競技を体験し、能力の適性を見極めるとともに、スポーツ医・科学に裏付けられた専門指導を受ける機会の充実を図る必要があります。</p>	<p>関係競技団体と連携し、冬季競技種目（カーリングやシットスキーなど）を含む複数種目の練習会を実施するなど、障がい者アスリートの発掘・育成に取り組みます。</p> <p>また、障がい者アスリートが参加する大会へのトレーナー派遣を実施し、障がい者アスリートの競技力の向上を図るとともに、最新の競技用具の導入による各種大会での成績向上を目指します。</p>
<p>< 具体的推進方策 > スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上</p>	
<p>アスリートの効果的な競技力の向上を図るため、客観的なデータやスポーツ医・科学の知識と技術に基づいた指導が求められます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、アスリートに対するトレーナーによるサポートや、スポーツ医・科学の知見を有する講師による講習など対面での事業実施が減少していることから、それに代わる新しい生活様式に対応したプログラムを提供する必要があります。</p>	<p>スポーツ医・科学の有識者等によるデータ活用プロジェクトチーム会議を行い、動作分析や体力測定等データに基づいた効果的な指導について検討します。</p> <p>また、アスリートを含む幅広い年代を対象として屋内でも一人でもトレーニングなどに取り組み、スポーツ医・科学の知見を取り入れた運動プログラム動画の紹介「レッツ！べっこトレ！！」を、定期的に配信します。</p>
<p>< 具体的推進方策 > スポーツ活動を支える指導者等の養成</p>	
<p>選手・指導者の知識・技術の底上げを図るため、アスリートや障がい者アスリートを支える人材の育成、スポーツ医・科学の知見を活用したアスリートを支える環境整備などに取り組む必要があります。</p> <p>また、女性アスリートの活躍のため、女性特有の健康問題に関する正しい知識を有する指導者を育成する必要があります。</p>	<p>アスリートを支える人材を育成するため、引き続き「いわてアスレティックトレーナー」の養成に取り組むとともに、女性トレーナーによるサポート活動の充実やスポーツ・インテグリティの確保などに取り組みます。</p> <p>また、女性特有の健康問題に関する講習会を開催し、女性アスリートが継続して競技に取り組むことができる環境を整備します。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、本県の文化芸術を担う人材を育てるため、学校等への芸術家の派遣などを通じ、継続して優れた文化芸術に触れる機会を提供していくとともに、新型コロナウイルス感染症予防策を講じた専門研修の実施などにより県内各地域の文化芸術を支える人材の育成に取り組めます。</p> <p>また、スポーツを担う人材を育てるため、新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら、優れた指導環境による中長期的な視点に立った育成とスポーツ医・科学の知見を活用した競技力の向上に取り組むとともに、女性アスリートや障がい者アスリートが、継続して競技に取り組むことができる環境を整備します。</p>	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度	参考) 全国順位(東北順位)		
							H29	R1	比較
34 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	小 ㊸86.5	88.0	86.7	84.6	D	-	-	-
35 いる児童生徒の割合		中 ㊸73.2	76.0	74.0	73.1	D	-	-	-

【特記事項】

- ・ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、各校のキャリア教育等において、企業訪問や地域を理解する調べ学習など、学校教育全体において多様な体験活動に取り組んできましたが、児童生徒が自己の在り方、生き方を考えることとのつながりが弱かったことなどを一因に、全国平均を上回る実績値となったものの、小学生、中学生ともに達成度は【D】となりました。

2 県の取組（具体的推進方策）の状況

県の取組の評価結果	参考) 具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	
(評価結果の説明) 6の推進方策のうち「順調」が2つ、「概ね順調」が4つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
文化芸術活動を担う人材の育成	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
文化芸術活動を支える人材の育成	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
アスリートの競技力の向上	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
障がい者アスリートの競技力の向上	順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
スポーツ活動を支える指導者等の養成	順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。

子どもたちに優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣等を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校における芸術鑑賞が中止や延期となっていますが、主催者や学校と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症予防策を講じ、開催に向けて取り組んでいます。

地域の文化芸術を支える人材を育成するため、公立文化施設関係者等のニーズを踏まえた専門研修を企画・実施しています。

福祉事業所の職員等を対象とした障がい者の文化芸術活動に係る支援のあり方に関する研修会やワークショップ等を開催しています。

本県選手の競技力の維持・向上に向けて、県体育協会に無料職業紹介所「アスリート版ハローワーク」を開設し、成年選手の雇用企業を開拓するとともに、県内就職を希望するアスリートの発掘など、トップアスリートの県内就職に向けた取組を推進しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国規模の大会及び中央競技団体による国際大会への派遣が中止されていますが、本県の競技力向上に向けて、県体育協会を通じてアスリートに対する強化練習等に取り組んでいます。

障がい者アスリートの活動を支援するため、強化選手を指定し県外遠征や強化事業などの経費を支援するとともに、パフォーマンス向上につながる競技用具の整備を行っています。

競技別のガイドラインに基づいた新型コロナウイルスの感染症予防策を講じた上で、強化練習や、スポーツ医・科学、情報産業分野の有識者による動作分析や体力測定等データの有効活用に向けた議論を重ね、効果的で効率的なコーチングに取り組んでいます。

競技団体の専門的な指導に対応できるトレーナーの養成とともに、女性トレーナーによる女性アスリートへのサポート体制の充実が必要なことから、アスリートの育成や活動を支えるサポート人材「いわてアスレティックトレーナー」の養成に取り組んでいます。

国体監督の条件となる競技別指導者資格取得の支援を行うとともに、女性アスリートの指導者を対象としたスポーツ医・科学研修会を開催し、指導者の資質の向上に取り組んでいます。

(1) 文化芸術活動を担う人材の育成

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
222 岩手芸術祭への出展数(累計)	件	1,341	5,430	1,350	1,189	B
223 子どものための芸術家派遣事業公演数(累計)[再掲]	件	63	266	65	77	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
5	24	24	0	0	0	24	4 (57%)	1 (14%)	0 (0%)	2 (29%)	4 (57%)	0 (0%)	1 (14%)	2 (29%)

(2) 文化芸術活動を支える人材の育成

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
224 アートマネジメント研修参加者数(累計)	人	42	160	42	32	C
225 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数(累計)	人	41	160	41	59	A

【特記事項】

- ・ アートマネジメント研修参加者数〔累計〕は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年2月の研修参加者数が32人ととどまったことから、達成度は【C】となりました。

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	34	33	8	0	0	25	3 (75%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25%)	2 (50%)	0 (0%)	2 (50%)	0 (0%)

(3) アスリートの競技力の向上

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
226 国民体育大会天皇杯順位	位	⑩東北1位	東北1位	東北1位	東北2位	B
227 本県関係選手の日本代表選出数(累計)	人	40	112	28	32	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
6	281	255	0	0	0	255	4 (66%)	1 (17%)	0 (0%)	1 (17%)	2 (33%)	4 (67%)	0 (0%)	0 (0%)

(4) 障がい者アスリートの競技力の向上

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
228 障がい者アスリートの育成研修会参加選手数(累計)	人	14	84	18	23	A
229 ジャパンパラ競技大会出場選手数(累計)	人	7	30	7	11	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	6	3	0	0	0	3	1	0	0	4	0	0	0	
						(75%)	(25%)	(0%)	(0%)	(100%)	(0%)	(0%)	(0%)	

(5) スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
230 スポーツ医・科学サポート団体数(累計)	団体	90	382	91	117	A
231 アスレティックトレーナー等登録者数	人	90	114	90	93	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	24	23	0	1	0	22	2	0	1	1	3	0	1	0
							(50%)	(0%)	(25%)	(25%)	(75%)	(0%)	(25%)	(0%)

(6) スポーツ活動を支える指導者等の養成

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
232 公認スポーツ指導者資格登録者数	人	⑩2,701	2,850	2,738	2,759	A
233 公認障がい者スポーツ指導者資格登録者数	人	225	300	255	250	B
234 スポーツ推進委員研修会参加率	%	⑩43.6	50.0	50.0	54.3	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	188	170	4	0	0	166	5	3	0	0	5	3	0	0
							(62%)	(38%)	(0%)	(0%)	(62%)	(38%)	(0%)	(0%)

3 政策項目を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、スーパーキッズ発掘・育成事業等の県主催事業を中止していましたが、日本スポーツ協会等が示すガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら事業を再開しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛を余儀なくされた県民が、健康づくりに取り組めるよう、インターネットを活用して、少しの時間でも取り組める運動プログラム紹介動画「レッツ！べっこトレ！！」の配信や、スポーツドクターやスポーツ栄養の専門家によるスポーツ医・科学情報提供「べっこ学ばべ」の県ホームページへの定期的掲載など、新たな形でスポーツ医・科学の普及を図っています。

令和2年県民意識調査によると「県ゆかりの芸術芸術家やスポーツ選手の活躍」の重要度は43位、満足度は1位で、ニーズ度は55位となっています。

4 他の主体の取組の状況(県民、企業、NPO、市町村など)

小・中学校等では、一流の文化芸術に触れる機会や自らが発表する場の確保に積極的に取り組んでいるほか、NPO等が主体となり国際的な文化芸術交流イベントの開催に取り組んでいます。

県体育協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により今年は国民体育大会が開催されないことから、県内競技団体に対し、来年の三重国体に向けた選手強化への取組とともに中長期的な視点に立ったアスリート強化を促しています。



26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

（基本方向）

文化芸術を生かした地域活性化を図るため、岩手芸術祭をはじめとした文化イベントの開催などにより、人的・経済的な交流を推進します。

また、スポーツを生かした地域活性化を図るため、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、スポーツイベントの誘致・開催をはじめとしたスポーツツーリズムの拡充などを通じて、人的・経済的な交流の拡大に取り組みます。

【評価結果の概要】

政策項目が属する政策分野の評価結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
C	順調	<ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標2指標は、達成度Aの指標が1指標（50%）、達成度Bの指標が1指標（50%）でした。 2つの具体的推進方策の評価結果は、順調が1つ、概ね順調が1つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 各地で設立されている官民連携による地域スポーツコミッションは、各地地域のスポーツ施設や自然環境、観光資源を生かし、スポーツ大会等によるスポーツツーリズムの推進に取り組んでいます。 <p>以上の結果から、「順調」と判断しました。</p>

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<p>< 具体的推進方策 > 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進</p> <p>文化芸術を生かした地域活性化を図るため、三陸防災復興プロジェクト2019のレガシーを継承するとともに、「新しい生活様式」を踏まえた上で、本県の文化芸術の魅力を広く県内外へ発信していく必要があります。</p>	<p>多言語化対応にリニューアルした「いわての文化情報大事典」ホームページにより、民俗芸能等をはじめとした本県の文化芸術の魅力を広く県内外に発信します。</p> <p>「さんりく音楽祭」の開催などにより、県外の出演者と地元文化芸術団体との交流を継続しながら、つながりを深める取組を推進します。</p> <p>令和4年度の設立に向け構築に取り組んでいる官民一体の文化芸術推進体制「いわてアーツカウンシル」（仮称）の設立により、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりと県内の特色ある文化芸術による地域づくりを支援します。文化芸術活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響について継続的に把握するとともに、新しい生活様式に対応した活動の支援を行います。</p>

課 題	今後の方向
＜具体的推進方策＞スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進	
<p>スポーツを生かした地域活性化を図るため、「ラグビー県いわて」の定着に向けた取組や、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催を契機とした国内外との交流の継続、スポーツ大会や合宿の誘致等による交流人口の拡大に向けた取組を進め、本県の豊かな環境を生かしたスポーツツーリズムの拡充を図る必要があります。</p> <p>県内トップ・プロスポーツチームと連携して行うスポーツ教室等において、参加者数が減少傾向にあるため、認知度向上に向けた情報発信の強化や関係者への働きかけ等を行う必要があります。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期を受け、「復興五輪」の理念と大会への興味関心が薄れないよう、機運醸成の取組や、より安全・確実な聖火リレー等の実施に向けた準備を行う必要があります。</p>	<p>ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催のレガシーを生かし、メモリアルイベントの開催や、いわてスポーツコミッションを中心とした様々なスポーツ大会、合宿誘致などに取り組むとともに、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの創出・普及を促進するなど、スポーツツーリズムの拡充に取り組みます。</p> <p>トップ・プロスポーツチームと連携して行うスポーツ教室等の認知度向上を図るため、ホームページやSNS等による情報発信を強化するとともに、学校等への働きかけや、ニーズに応じた練習プログラムの提供などにより多くの方が参加できる取組を実施します。</p> <p>また、官民一体のスポーツ推進体制「いわてスポーツ推進プラットフォーム」の設立により、スポーツの力を生かした健康社会の実現と地域づくりに取り組みます。</p> <p>東日本大震災津波から10年の節目に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会の価値の共有と機運醸成の新たな取組やホストタウン交流等の取組支援、市町村や関係機関と一体となり、安全・安心な聖火リレー・聖火フェスティバルの準備などに取り組みます。</p> <p>本県におけるスポーツ活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響について、継続的に把握するとともに、活動の活性化に向けた支援策を講じます。</p>
総 括	
<p>以上のことから、文化芸術やスポーツを生かした地域活性化を図るため、震災復興支援等による国内外のつながりを生かした「さんりく音楽祭」などの文化イベントの開催や、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツイベントを行うとともに、スポーツ大会や合宿の誘致などに取り組む、人的・経済的な交流を継続的に推進していきます。</p> <p>なお、文化スポーツ活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響について、継続的に把握するとともに、活動の活性化に向けた支援策を講じます。</p>	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度	参考)全国順位(東北順位)		
							H29	R1	比較
42 文化・スポーツ施設の入場者数(文化施設入場者数) ¹	千人	168	176	③0170	③0185	A	-	-	-
43 文化・スポーツ施設の入場者数(スポーツ施設入場者数) ²	万人	805	806	806	757	B	-	-	-

- 1 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数
- 2 県及び県内市町村の公立スポーツ・レクリエーション施設入場者数

2 県の取組（具体的推進方策）の状況

県の取組の評価結果	参考) 具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	<p>5指標 A 3指標 60% B 1指標 20% C 1指標 20%</p>
(評価結果の説明) 2つの推進方策のうち「順調」が1つ、「概ね順調」が1つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進	順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であるが、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。

文化芸術を生かした国内外の交流を推進するため、「いわての文化情報大事典」ホームページの多言語化やSNSの情報発信強化などにより、「新しい生活様式」に対応しながら広く県内外に民俗芸能等をはじめとした本県の文化芸術の魅力を発信しています。

岩手芸術祭や「岩手芸術祭総合フェスティバル」に取り組むほか、文化芸術コーディネーター等との連携による地域の文化芸術団体等の活動支援を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのスポーツ大会・合宿・イベントが延期・中止されていますが、感染状況を踏まえながら、官民一体の連携組織である、いわてスポーツコミッションを中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組んでいます。

県内トップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成による地域活性化を図るため、各チームと連携し、スポーツ教室やイベント等の取組を進めています。

スポーツを生かした国内外の交流を促進するため、ラグビーワールドカップ 2019 岩手・釜石開催の経験や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会でのホストタウン交流等による取組を生かし、スポーツツーリズムの拡充などに取り組んでいます。

ラグビーワールドカップ 2019 岩手・釜石開催のレガシーを生かし、釜石市や関係団体と連携しながら、「ラグビー県いわて」の定着に向け、「いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント」を、新型コロナウイルス感染症予防策を講じた上で実施しました。

(1) 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
275 岩手芸術祭参加者数(累計)【再掲】	人	25,191	93,000	27,000	26,390	B
276 県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)利用者数【再掲】	人	438,274	462,500	449,500	757,566	A
277 文化芸術関連 SNS フォロワー数	人	4,500	5,900	5,000	5,055	A

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
7	1,126	1,116	0	416	0	700	6 (86%)	1 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (57%)	3 (43%)	0 (0%)	0 (0%)

(2) スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R1)	実績値 (R1)	達成度
278 スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数(累計)	人	130,000	594,000	166,000	187,809	A
279 県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数(累計)	人	3,771	15,500	3,830	2,956	C

【特記事項】

- ・ 県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数(累計)は、県内トップ・プロスポーツチーム3チームとの連携により、目標を達成できるように取り組みましたが、1回当たりのスポーツ教室参加者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末に予定していたスポーツ教室を中止したことなどから、達成度は【C】となりました。

推進方策を構成する事業の状況(事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
5	1,208	1,205	0	2	0	1,203	6 (86%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (14%)	5 (72%)	1 (14%)	0 (0%)	1 (14%)

3 政策項目を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、発表や鑑賞の機会が減少していることから、岩手芸術祭の開催や、「いわての文化情報大事典」ホームページによる動画配信等に取り組んでいます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期を受け、「復興五輪」の理念と大会への興味関心が薄れないよう、大会の情報発信や小学生等を対象とした出前授業、聖火リレーの巡回展示など、大会の価値の共有と機運醸成を図り、県民の参加意識が高まるような取組を実施しています。

また、大会と同様に延期となった聖火リレー・聖火フェスティバルについて、新型コロナウイルス感染症対策を含め、より安全・確実な実施に向けた準備に取り組んでいます。

令和2年県民意識調査意識調査によると、「文化芸術・スポーツを生かした地域づくり」の重要度は50位、満足度は28位で、ニーズ度は49位となっています。

4 他の主体の取組の状況(県民、企業、NPO、市町村など)

市町村においては、新型コロナウイルス感染症の影響により公共ホール等の利用が減少していることから、独自に利用料金を減免するなど、文化芸術活動の再開を後押しする取組が進められています。

各地で設立されている官民連携による地域スポーツコミッションは、各地域のスポーツ施設や自然環境、観光資源を生かし、スポーツ大会や合宿の誘致等によるスポーツツーリズムの推進に取り組んでいます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに20市町村が登録されたほか、事前キャンプには6市町が誘致を決定し、受入れに向けた準備を進めています。また、ホストタウン交流では、ビデオメッセージやオンライン交流など新型コロナウイルス感染症に対応した計画に見直しを進めており、大会前から大会後の交流の継続・拡大を目指して取り組んでいます。

ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催のレガシーを生かし、県内各市町村や関係団体等が連携を図りながら、スタジアム等を活用したイベントの開催や、ラグビーワールドカップ2019の公認キャンプ地の取組が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流にもつながるなど、出場国を中心としたラグビー・文化交流の推進に取り組んでいます。

出所：政策評価レポート2020 政策評価等の実施状況報告書(令和2年11月 岩手県)

添付資料 8 . 事務事業評価

具体的推進方策	番号	事業名	決算額 (千円)	活動内容指標				成果指標					
				指標名	計画値	実績値	達成度	指標名	目標値	実績値	達成度		
健康・余暇	ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実	118	生涯スポーツ推進費(地域スポーツ推進事業費)	3,462	広域スポーツセンター指導員派遣市町村数	33市町村	27市町村	B	派遣延べ回数	60回	60回	A	
					スポーツ指導者等の研修会開催回数	2回	2回	A	スポーツ指導者等の研修会参加者数	60人	67人	A	
		119	生涯スポーツ推進費(地域スポーツ振興事業費)	9,347	スポーツレクリエーション等教室開催回数	770回	711回	B	スポーツレクリエーション等教室参加者数	23,000人	36,601人	A	
		120	高齢者スポーツ活動振興事業費	15,420	岩手県民長寿体育祭種目数	14種目	12種目	B	岩手県民長寿体育参加者数	3,300人	2,624人	C	
	(289)												
	障がい者スポーツへの参加機会の充実	121	障がい者スポーツ振興事業費	23,668	障がい者スポーツの教室・大会開催回数	23回	22回	B	障がい者スポーツの教室・大会の参加人数	3,070人	3,519人	A	
		122	スポーツを通じた共生社会づくり推進費	1,574	スポーツを通じた共生社会づくり推進事業実施団体数	4団体	3団体	C	実施団体が開催する教室への参加者数	140人	1,615人	A	
		123	全国障害者スポーツ大会派遣事業費	5,902	全国障害者スポーツ大会選手派遣競技数	9競技	0競技	D	全国障害者スポーツ大会メダル獲得数	22個	0個	D	
	岩手県の超人スポーツの創出等によるスポーツ動機会の拡大	124	超人スポーツ推進事業費	3,988	超人スポーツワークショップ開催回数	4回	4回	A	超人スポーツワークショップ参加者数	70人	122人	A	
					超人スポーツオープンセミナー開催回数	1回	1回	A	超人スポーツオープンセミナー参加者数	50人	105人	A	
	教育	アスリートの競技力の向上	282	体育大会開催 派遣事業費(東北大会派遣費補助)	37,370	東北総合体育大会選手派遣競技数	37競技	37競技	A	東北総合体育大会選手派遣人数	1,067人	1,067人	A
			283	東京オリンピック等ダリリスト育成事業費補助	4,061	オリンピック等メダリスト育成事業指定選手数	3人	3人	A	指定選手の国内・海外遠征回数	18回	50回	A
284			オリンピック選手等育成 強化事業費	15,677	スーパーキッズ事業 スペシャルスクール等の開催回数	57回	57回	A	スーパーキッズ事業 スペシャルスクール等参加児童・生徒数	2,500人	2,188人	B	
285			いわて競技力向上事業費	130,378	強化事業実施競技延べ団体数	41団体	41団体	A	強化事業参加人数	1,840人	1,819人	B	
286			国際スポーツ交流推進事業費	2,671	スポーツ医・科学関係者、競技団体関係者の交流(派遣・受入)回数	2回	1回	D	スポーツ医・科学関係者、競技団体関係者の交流(派遣・受入)参加人数	12人	10人	B	
287			体育大会開催 派遣事業費(国民体育大会選手出張経費)	64,707	国民体育大会選手派遣競技数	40競技	38競技	B	国民体育大会天皇杯順位	東北1位	東北2位	B	
障がい者アスリートの競技力の向上		288	パラリンピック選手等育成 強化事業費	2,511	障がい者スポーツ育成研修会開催回数	6回	8回	A	障がい者スポーツ育成研修会参加者数	38人	46人	A	
					競技研修実施団体数	3団体	3団体	A	競技研修実参加延べ人数	30人	50人	A	
					強化指定選手の指定人数	15人	14人	B	強化指定選手の活動回数	20回	21回	A	
スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上		289	スポーツ医・科学サポート事業費	22,341	障がい者スポーツ選手へのスポーツ医・科学サポート競技数	4競技	8競技	A	障がい者スポーツ選手へのスポーツ医・科学サポート延べ人数	24人	30人	A	
					競技力向上を担う団体(競技団体)への説明会等開催回数	4回	5回	A	競技力向上に係るサポート団体数	44団体	58団体	A	
					健康づくりを担う団体(市町村・学校等)への説明会等開催回数	7回	9回	A	健康づくりに係るサポート団体数	47団体	58団体	A	
					アスレティックトレーナー養成講習会開催回数	2回	1回	D	アスレティックトレーナー養成講習会参加人数	15人	50人	A	
スポーツ活動を支える指導者等の養成		(118) (285) (121)	290	11,539	アスレティックトレーナー研修会開催回数	3回	2回	C	アスレティックトレーナー研修会参加人数	50人	37人	C	
					アドバイザーコーチ招聘事業実施団体数	27団体	25団体	B	事業参加者	609人	524人	B	
居住環境・コミュニティ		スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進	332	スポーツ推進プラットフォーム構築事業費	13,825	産学官連携ネットワーク会議開催回数	3回	3回	A	商品開発研究件数	3件	3件	A
	333		ラグビーワールドカップ2019開催準備費	1,044,928	機運醸成イベントの開催	2回	2回	A	機運醸成イベント参加者数	16,500人	19,058人	A	
	334		復興五輪ムーブメント推進事業費	109,586	市町村等訪問延べ回数	38回	40回	A	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録事前合宿発決定数	2件	13件	A	
	335		スポーツ振興戦略推進費	30,479	県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等開催回数	70回	71回	A	県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等参加者数	3,170人	2,878人	B	
					県内トップ・プロスポーツチームによる健康教室等開催回数	18回	3回	D	県内トップ・プロスポーツチームによる健康教室参加者数	660人	78人	D	
	336		スポーツクライミング国際大会等推進事業費	5,734	大会・合宿等の誘致活動回数	6回	6回	A	大会・合宿等の誘致団体数	11団体	18団体	A	
				大会・合宿等が参加する大会・合宿の実施回数	10回	16回	A	大会・合宿への県外選手参加延べ人数	150人	194人	A		
合計				1,559,168									

出所：令和元年度主要施策の成果に関する説明書（令和2年9月 岩手県）

添付資料 9 . 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 事前評価調査書

様式 2 の 2 大規模施設整備事業 事前評価調査書（基本設計後）

令和 2 年 1 月 17 日修正
令和元年 12 月 6 日作成

施設の名称	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業												
担当部課名	文化スポーツ部スポーツ振興課	建設予定地	盛岡市（盛岡南公園内）										
県の計画との関連	計画：いわて県民計画（2019～2028） （政策）Ⅰ 健康・余暇 （政策項目）4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます （具体的な推進方策）ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実												
事業概要	(1) 事業目的 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）と盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。												
	(2) 事業の特徴 ア 県と盛岡市の共同整備事業 高校野球や都市対抗野球、大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、プロ野球 1 軍公式戦にも対応できる高規格な野球場を、スポーツ施設では全国初となる、県と市の共同で整備しようとするものである。 イ PFI 手法（BTO方式）の導入 県と盛岡市による共同整備を前提とし、事業費の縮減や平準化が期待される民間活力を活用した整備手法について、盛岡市が平成 29 年度に実施した民間活力の導入可能性調査の結果を踏まえ、財政負担の平準化や民間事業者の運営手法のノウハウを活用し、利用者に安定的なサービス提供が期待できることなどを理由に、PFI 手法を導入している。												
	(3) 事業目標 ア 目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設年間利用者数</td> <td>H29</td> <td>140,000 人</td> <td>R5※</td> <td>151,000 人</td> </tr> </tbody> </table> ※通年利用開始初年度（R 5 年度） イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 ① 県民のスポーツを楽しむ場を提供するため、新野球場を整備することから、当該施設の利用者数を指標とするものである。 ② 目標値は、「いわて県民計画（2019～2028）第 1 期アクションプラン政策推進プラン（2019 年度～2022 年度）」において、県営野球場を含む県営スポーツ施設（9 施設）の年間利用者数及び市町村のスポーツ施設の利用者数を指標としていることから、当該指標に基づき県営野球場と市営野球場の利用者を計算し、設定したものである。			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設年間利用者数	H29	140,000 人	R5※	151,000 人
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
施設年間利用者数	H29	140,000 人	R5※	151,000 人									
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢 ア 県営野球場 県営野球場は、昭和 45 年に建設され、昭和 58 年及び平成 5 年に大規模な改修工事を行っているが、球場及びスタンド下に設置される屋内練習場は経年により老朽化が著しく進行しており、早急に対策を講じる必要がある。 イ 市営野球場 市営野球場は、昭和 13 年に建設され、昭和 57 年から昭和 60 年にかけて大規模な改修を行っているが、改修後約 30 年が経過し、老朽化が著しく、設備の機能や安全性においてサービス水準が著しく低い施設となっており、新野球場の整備が急務となっている状況である。													

事業概要	<p>(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など</p> <p>ア ～平成 28 年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県営野球場を含む県営スポーツ施設の総合的なあり方を検討。 ・ 盛岡市は、盛岡南公園内に新たに野球場を整備することを検討。 <p>イ 平成 29 年 6 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市との間で、新野球場の共同整備のあり方について検討。 ・ 盛岡市は、施設整備に係る民間活力導入可能性調査を実施。 <p>ウ 平成 30 年 2 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、同市と共同で新野球場を整備する方向で、整備手法も含め、協議を進めることを決定。 <p>エ 平成 30 年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市と共同で整備するための基本的な事項が明確になってきたことから、同市と協議するため、岩手県議会において、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議決。 <p>オ 平成 31 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と盛岡市は、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結。 <p>カ 平成 31 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と盛岡市は、PFI 手法の導入を基本とする「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業整備基本計画」を策定。 ・ 事業者の募集を開始。 <p>キ 令和元年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県政策評価委員会から盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の事前評価(基本構想作成後)について「事業実施」として県の評価は妥当との答申を受領。 <p>ク 令和元年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の優先交渉権者として「清水建設グループ」を選定。
	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県・盛岡市 (設計、施工、運営・維持管理を一体とした P F I 手法を導入。また、発注・契約等の事務は盛岡市が行うこととしている。)</p> <p>イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等) 建設予定地 盛岡南公園内(盛岡市永井 7 地割 16-2 外) ※19.7ha のうち未開設区域の 9.18ha</p> <p>施設規模</p> <p>① 野球場 フィールドサイズ：両翼 100m、中堅 122m 収容人数：20,000 人(うち内野席 12,000 席) (このうち、内野席に 50 席、外野席に 50 席、計 100 席の車いす席を設定)</p>

事業概要	<p>② 屋内練習場 フィールドサイズ：50m×50m（天井高さ12.0m、建物高15.3m（最高点） （墨間を確保した内野の守備練習が可能であり、フットサルなど多目的な競技にも対応可能）</p> <p>③ 駐車場 1,000台（車いす用駐車場40台含む）</p>																																																																								
	<p>ウ スケジュール</p> <p>① 計画期間（施設整備） 令和2年度～令和4年度 （運営・維持管理） 令和5年度～令和19年度</p> <p>② 今後のスケジュール 令和元年度 事業者選定、基本協定書締結、事業契約書締結 令和2年度 設計 令和3年度～令和4年度 建設工事 令和5年度 供用開始（令和5年4月1日）</p>																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本構想（盛岡市）</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整備基本計画</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方針・ 要求水準等検討</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者選定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用開始</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基本構想（盛岡市）	→								整備基本計画			→						実施方針・ 要求水準等検討			→						事業者選定				→					設計					→				建設工事						→			供用開始								→
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																																
	基本構想（盛岡市）	→																																																																							
	整備基本計画			→																																																																					
	実施方針・ 要求水準等検討			→																																																																					
	事業者選定				→																																																																				
	設計					→																																																																			
	建設工事						→																																																																		
供用開始								→																																																																	
<p>(7) 整備事業費と収支計画</p> <p>整備事業費及び収支計画の数値については、事業者提案に基づく数値であり、事業契約締結までに事業者との協議の結果、変動する可能性があるもの。</p>																																																																									
<p>ア 事業費</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設整備費</th> <th>運営・維持管理費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>8,265</td> <td>2,620</td> <td>10,885</td> </tr> </tbody> </table> <p>【うち県負担分】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設整備費</th> <th>運営・維持管理費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>3,306</td> <td>1,310</td> <td>4,616</td> </tr> </tbody> </table> <p>【うち盛岡市負担分】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設整備費</th> <th>運営・維持管理費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>4,959</td> <td>1,310</td> <td>6,269</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 運営等業務期間15年間を含めた事業費。</p> <p>【県と盛岡市の負担割合】</p> <p>施設整備費 県：盛岡市 = 40% : 60%</p> <p>運営・維持管理費 県：盛岡市 = 50% : 50%</p>		施設整備費	運営・維持管理費	合計	事業費	8,265	2,620	10,885		施設整備費	運営・維持管理費	合計	事業費	3,306	1,310	4,616		施設整備費	運営・維持管理費	合計	事業費	4,959	1,310	6,269																																																	
	施設整備費	運営・維持管理費	合計																																																																						
事業費	8,265	2,620	10,885																																																																						
	施設整備費	運営・維持管理費	合計																																																																						
事業費	3,306	1,310	4,616																																																																						
	施設整備費	運営・維持管理費	合計																																																																						
事業費	4,959	1,310	6,269																																																																						

事業概要	イ 年度別事業計画	(百万円)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
		112	3,274	3,269	4,230
		【うち県負担分】 (百万円)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
		45	1,310	1,308	1,953
		【うち盛岡市負担分】 (百万円)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
		67	1,964	1,961	2,277
	ウ 財源	(百万円)			
	国庫支出金	その他特定財源	県債・市債*	一般財源	
	0	0	5,172	5,713	
	【うち県負担分】 (百万円)				
	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	
	0	0	2,068	2,548	
	【うち盛岡市負担分】 (百万円)				
	国庫支出金	その他特定財源	市債	一般財源	
	0	0	3,104	3,165	
エ	* 県・盛岡市ともに以下の起債充当を予定。				
	・ 公共施設等適正管理推進事業債 (充当率：90%、交付税措置率：50%)				
	・ 一般単独事業債 (充当率：75%)				
	エ コスト縮減への取り組み				
	① 既存の市有地を活用する計画とした。				
	② 県と盛岡市それぞれが単独で整備する場合に比較して事業費の縮減が可能となることから、共同で整備を行う計画とした。				
	③ 民間の創意工夫による県民サービスの向上や財政負担の軽減が図られることなどから、PFI手法を導入した結果、1,236百万円の縮減が図られた。				

事業概要	オ 収支計画（令和5年度）※施設供用初年度			
	項目		金額（千円）	内訳
	収入見込	施設使用料等	41,459	施設使用料等
	支出見込	事業者運営 維持管理経費	189,659	施設運営費 96,262 施設維持管理費 54,559 事業者管理運営業務費 38,838
	収支差額		△148,200	指定管理料として県・盛岡市が負担
	<p>【県負担分】 指定管理料として、県：盛岡市 = 50%：50%で負担。 <u>74,100（千円）</u></p> <p>※ 収支については、事業者の提案した金額であり、利用者の状況等により収支の増減があり得ること。</p>			

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <p>いわて県民計画（2019～2028）の10の政策分野のうち、「I健康・余暇」の「4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます」において、県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施すると位置づけられている。</p> <p>また、岩手県スポーツ推進計画においても、県営野球場については、公認野球規則の基準を満たす高規格な野球場を、財政面を考慮しつつ効率的に整備を進めるとしている。</p> <p>両計画を踏まえ、県民がスポーツを楽しめる環境を整備するため、老朽化した県営野球場を新たな野球場として盛岡市と共同整備しようとするものである。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <p>県営野球場・市営野球場ともに老朽化が著しく、大規模な改修が必要な時期にきていること、両施設とも公認野球規則の基準を満たしていないことなどが課題として挙げられる。</p> <p>県内野球関係団体やプロ野球主催団体からは、公認野球規則の基準を満たす野球場の整備に加え、雨天や冬季期間等に内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内練習場の整備についても強い要望が寄せられており、さらには、多目的に活用できる屋内スポーツ施設の整備を県民やスポーツ競技団体等から求められている状況である。</p> <hr/> <p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。</p> <p>また、県では、スポーツを通じた健康増進やスポーツ大会・合宿実施等のスポーツツーリズムの取組を推進し、交流人口の拡大を通じた地域活性化を促進することとしている。新野球場はスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興に繋がることから、政策の目的達成の上でも有効なものである。</p> <hr/> <p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>県営野球場は、建設後49年が経過し、スタンドの雨漏りをはじめとして、施設の老朽化が著しく進行していること、加えて、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p>
--------	---

事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>ア 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。</p> <p>イ グラウンドを人工芝とすることで、既存の県営野球場・市営野球場と比較し、利用期間が延びることにより、利用者の増加が見込まれること。</p> <p>ウ 野球以外にも多目的に利用できる屋内練習場を整備することで、利用者の増加が見込まれること。</p>
	<p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>ア 屋内練習場等の設置により、子どもから高齢者まで幅広い年代で遊びやスポーツを通じ、子どもの心身の成長につながる場となるとともに、生きがいがづくりや交流の場となること。</p> <p>イ 屋内練習場には、年齢や障がいの有無にかかわらず通年利用可能なトレーニングルームの設置に加え、ランニングコースを設けるなど、地域の身近な健康増進の場となること。</p> <p>ウ 屋内練習場は災害発生時に帰宅困難者の一時避難場所としての機能や現地対策室としての機能も想定されること。</p> <p>エ グラウンドの人工芝化による利用期間の延長に加え、冬季でも利用可能な屋内練習場の設置により、野球競技にとどまらない本県選手の競技力向上が見込まれること。</p>

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する

ア 費用便益分析

基準年 令和 5 年

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費 用 項 目	PFI 事業費	10,903	
	①PFI サービス対価	9,096	
	②用地費相当額	1,807	
	維持管理等コスト	2,996	
	③指定管理料 (PFI 事業期間後)	1,464	
	④大規模修繕費	1,532	
総費用 C		13,899	
便 益 項 目	⑤直接利用価値 (トラベルコスト)	15,902	
	⑥間接利用価値 (環境価値)	153	
	⑦間接利用価値 (防災価値)	4,644	
	総便益 B	20,699	
費用便益比 (B/C)		1.49	

※各項目の金額は基準年からの 50 年間における費用及び便益を現在価値化したもの。

事
業
の
効
率
性

①PFI サービス対価：本事業で事業者に対して支払う、施設整備費及び運営・維持管理費等を計上したものの。(大規模修繕を除く。)

②用地費相当額：本事業において、用地取得は発生しないものの、「仮に対象敷地を売却した場合得られたはずである利益」について潜在的な発生費用とみなしており、近傍地の平成 31 年の公示地価を単価として計上。

③指定管理料：本事業の事業期間終了後の指定管理料を計上。(35 年間：R20～R54)

④大規模修繕費：供用開始後 50 年間のスタンドの改修など大規模な修繕費を計上。

⑤直接利用価値：健康増進、レクリエーションの場の提供など、直接的に野球場を利用することによって生じる価値を計算したもの。

⑥間接利用価値：動植物の生息・生育環境の保存や季節感を享受できる景観の提供など、環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値を計算したもの。

⑦間接利用価値：災害時の救助活動の場の提供など防災に役立つ価値を計算したもの。(防災価値)

イ 採用した費用便益分析の手法等

改訂第 4 版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル

(平成 29 年 4 月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 (平成 30 年 8 月 一部改訂))

	<p>(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性</p> <p>ア 盛岡南公園内に設置することで、公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、相乗効果が期待できること。</p> <p>イ 事業者は、県内企業への優先的な業務発注や資機材等の県内調達、施設職員への地域人材の活用を予定しており、経済効果や雇用効果が見込まれる。</p>
施設計画の妥当性	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>野球場施設については、県民や利用団体等からの意見を踏まえ、先行して整備された近年の野球場・屋内練習場の事例、現県営野球場の利用実績等を勘案した結果、事業者から提案された、以下の施設規模は妥当なものとする。</p> <p>ア 野球場</p> <p>(ア) フィールドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認野球規則で定める施設基準に合致する仕様。 ・ 両翼 100m、中堅 122m <p>(イ) 収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容人数 20,000 人 内野席：現県営野球場と同程度の 12,000 席。 (現県営野球場：12,462 席) 外野席：8,000 人 (現県営野球場：約 12,500 席) <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田こまちスタジアム (収容人数 25,000 人) ・ 沖縄セルラースタジアム那覇 (収容人数 30,000 人) ・ 新潟県立野球場 (収容人数 30,000 人) <p>イ 屋内練習場</p> <p>(ア) グラウンドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校野球や社会人野球等における内野手の連携守備練習が可能となる規格に設定。 ・ 広さ 50m×50m ・ 高さ 12.0m、建物高 15.3m (最高点) <p>(イ) 利用形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内野手の連携守備練習が可能等、野球競技を主とした利用を想定するほか、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設。 <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡草薙総合運動場屋内運動場 (50m×50m) ・ 愛媛松山中央公園屋内運動場 (40m×50m) ・ 沖縄セルラーパーク那覇 (57m×66m)

	<p>(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）</p> <p>ア 高校野球、大学リーグ戦、社会人野球等の東北・全国規模の大会を開催できる野球場は県内に少なく、また、プロ野球1軍公式戦を開催できる球場は、県内で県営野球場のみであり、代替施設はないこと。</p> <p>イ 野球の内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内施設は、県内にはないこと。</p>
	<p>(3) 建設予定地選定の妥当性</p> <p>ア 検討した候補地 盛岡南公園内（盛岡市永井7地割16-2外）</p> <p>イ 選定理由</p> <p>① 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。</p> <p>② JR駅（岩手飯岡駅）から徒歩圏内であり、盛岡南ICからも近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが良いこと。</p> <p>③ 県・東北規模から全国規模の大会やプロ野球1軍公式戦を開催するに当たり、観戦者用の駐車場確保が可能なこと。 （既存の県営野球場で大規模な大会を開催する場合には、観戦者用駐車場は少ない。）</p> <p>④ 盛岡市保有の土地であり、新野球場整備に係る用地取得の必要がないこと。</p>
	<p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>ア 野球場観客席に車いす用の座席（100席：オリンピック施設基準と同程度）を設置し、動線及び介助者用椅子を確保。</p> <p>イ 高齢者や障がい者の移動に配慮として、エレベーターを野球場内野席に2基、屋内練習場に1基設置。（急病人やけが人の搬送の際、ストレッチャーも使用可能）</p> <p>ウ 野球場外野席後方に設ける1/20勾配の緩やかなスロープにより外野席に容易にアクセスが可能。</p> <p>エ 車いす利用者が安心して観戦できるよう、各種車いすエリアの近傍に多目的トイレを設置。</p> <p>オ 各所に設置されるトイレ等は、安全に身体障がい者・高齢者の利用が出来るよう考慮。</p> <p>カ 自然災害や火災発生時等に、来場者等が迅速かつ安全に避難できる動線を確保。</p> <p>キ 駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備するなど、歩車分離により、歩行者の安全を確保。</p>

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <p>① 整備地は、盛岡南公園内である。</p> <p>② 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。</p> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <p>① 事業の実施にあたっては、次の事項に配慮して実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理。 ・ 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）。 <p>② 建設予定地内に、希少な植物の生息が確認されており、今後、盛岡市及び事業者との協議を進め、生息環境を保全する取組を実施する。</p>
	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>整備地は、盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施されるものである。</p>
その他	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>競技団体をはじめとするスポーツ関係団体へのヒアリングの中では、野球場近隣の住宅街への騒音や、ファウルボールの危険回避への配慮が必要との意見が寄せられ、それらを配慮した球場位置となっているもの。</p> <p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>本事業は、PFI手法を導入しており、運営・維持期間も15年間と長期にわたるものとなっている。そのため、事業の継続性・安定性や業務の確実な遂行をモニタリングする体制を金融機関も含めて構築することとしており、利用者への安定的なサービスの提供を図っていく。</p>

総 合 評 価	(1) 総合評価	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">対応方針案</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 () () </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して事業費の縮減が可能である。なお、費用便益比は1.49である。</p> <p>更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、希少野生動植物の保全に向けた取組を実施するなど、環境保全対策を講じる。</p> <p>以上のことから、「事業実施」とするものである。</p>	対応方針案
対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 () ()	
	(2) 要検討、その他の場合対応案	

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特성에応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。